

入間市災害廃棄物処理計画



令和3年3月

入間市



入間市 災害廃棄物処理計画 目次

第1章 総則	1
第1節 背景及び目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 基本事項	3
1 対象とする災害	3
2 災害時に発生する廃棄物	6
3 市、市民及び事業者の役割	9
4 災害廃棄物処理の基本方針	10
5 災害廃棄物の処理主体	11
6 災害廃棄物処理に係る業務内容	15
第2章 災害廃棄物処理に関する情報及び体制	16
第1節 組織体制・指揮命令系統	16
1 災害対策本部	16
2 災害廃棄物処理チーム	21
第2節 情報の収集・伝達、連絡体制	24
1 情報収集・連絡体制	24
2 情報収集項目	25
3 市民への情報提供	28
第3節 協力・支援体制	29
1 自衛隊・警察・消防等との連携	29
2 広報支援体制	29
3 県内、近隣自治体との連携・支援	32
4 民間事業者との連携	33
5 教育・訓練	33
6 計画の見直し	33
第3章 災害廃棄物対策	34
第1節 一般廃棄物処理施設等	34
1 廃棄物処理施設等の概要	34
2 廃棄物処理施設に係る対策等	36
3 一般廃棄物処理施設等の処理可能量	36

第2節	災害廃棄物処理業務の内容	37
1	災害廃棄物発生量・要処理量の算定	37
2	処理スケジュール	39
3	処理フロー	40
4	収集運搬計画	41
5	仮置場の設置	44
6	環境配慮事項	59
7	処理	62
8	再生利用	64
9	最終処分	65
10	道路上障害物・がれき等の撤去	66
11	損壊家屋等の解体・撤去	67
12	広域的な処理・処分	70
13	適正処理が困難な廃棄物（有害廃棄物を含む）の対策	72
14	思い出の品	75
15	生活ごみ・避難所ごみ	76
16	し尿処理	78
第3節	住民への広報・啓発	81
1	広報	81
2	相談窓口の設置	82
第4節	災害廃棄物処理実行計画	82
	（文案1－1）全般的な案内チラシ	83
	（文案1－2）全般的な案内チラシ	84
	（文案2－1）アプリ・HP掲載分	85
	（文案2－1）アプリ・HP掲載分	86
	（文案3）仮置場チラシ	87
	入間市浸水実績図	89
	資料1 災害廃棄物処理計画の策定経緯	90
	資料2 入間市廃棄物減量等推進審議会名簿	91
	資料3 入間市災害廃棄物処理計画(案)の策定について(諮問)	92
	資料4 入間市災害廃棄物処理計画(案)の策定について(答申)	94

第1章 総則

第1節 背景及び目的

平成23年の東北地方太平洋沖地震、平成28年の熊本地震、平成30年の北海道胆振東部地震等の地震が相次いでおり、また、台風や大雨による災害も頻発している。これらの災害では多くの災害廃棄物が発生し、復旧・復興の妨げになっているだけでなく、生活環境へ影響を及ぼすことも懸念される。

これまで国では、災害廃棄物処理に係る検討や知見の収集を行い、平成30年3月に「災害廃棄物対策指針(以下、「国指針」という。)」を改定した。また、埼玉県では平成29年3月に「埼玉県災害廃棄物処理指針(以下「県指針」という。)」を策定し、県内の市町村が被災する場合あるいは支援する側となった場合に想定される行動・対策を示すとともに、市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の指針を示した。

入間市(以下「市」という。)においては、近年の新たな知見や土砂災害に係る区域指定、法改正等を受け、平成31年3月に「入間市地域防災計画」(以下「地域防災計画」という。)の見直しを行い、災害発生時の対応策の強化を図っている。

『入間市災害廃棄物処理計画』(以下「本計画」という。)は、市が被災することを想定し、平常時の備え(体制整備等)や災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項を取りまとめ、発災後に発生した災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を目指すものである。

第2節 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)において、国が定めることとされている方針である「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(環境省告示第43号)では、「市町村は国や県の計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画及びその他指針・計画等と整合を図りつつ、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする」とされている。

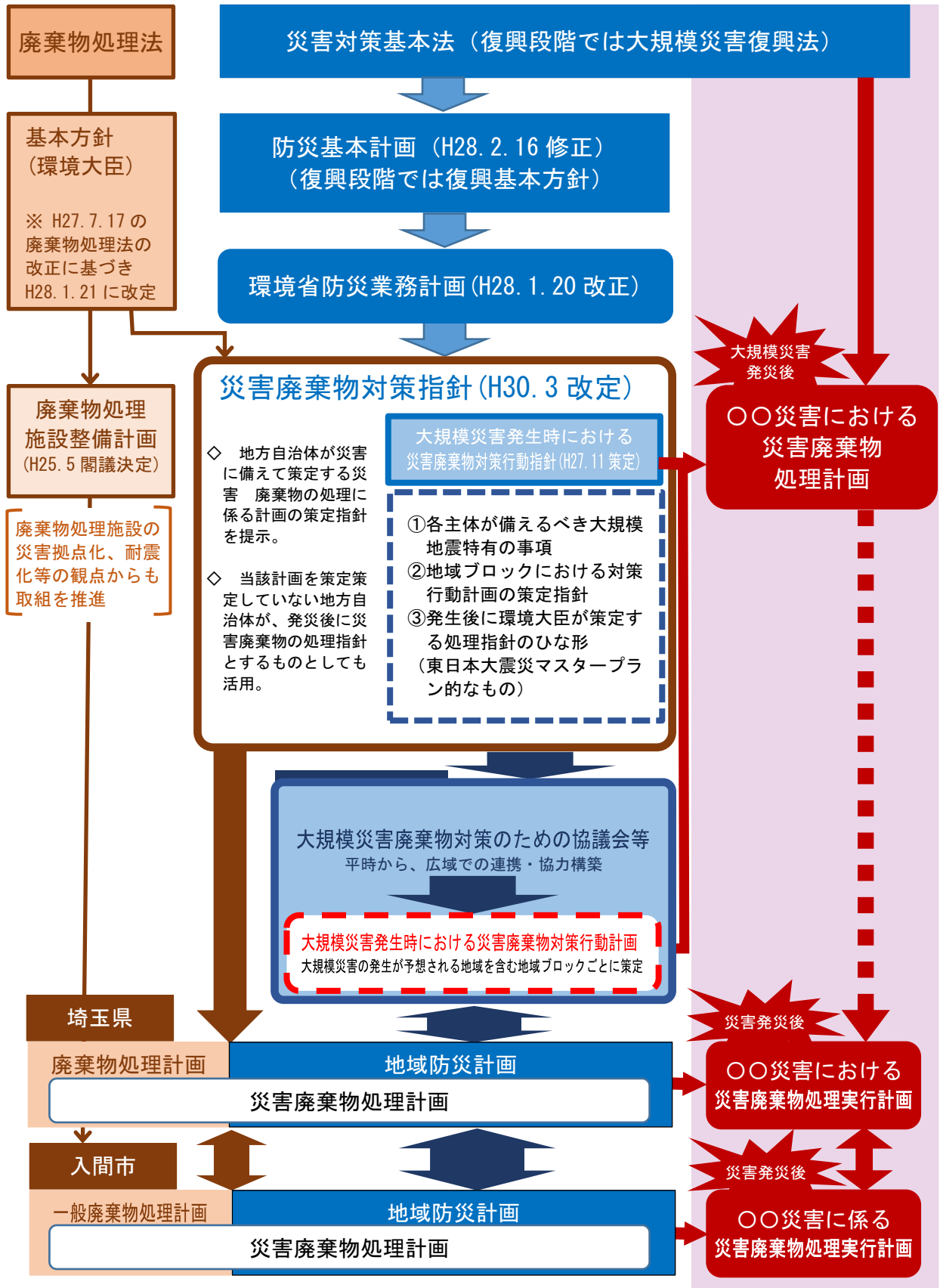
本計画は、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、国指針等を踏まえながら、県指針、地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図るとともに、地域の実情に応じた計画とする。

非常災害時には本計画に基づき速やかに被害の状況を把握し、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を行うものとする。災害廃棄物の処理にあたっては被害の実情に応じて柔軟に計画を運用するものとする。

本計画の位置付けを図1-1に示す。

本計画は、国指針に基づき策定するものであり、地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示した。

図 1-1 本計画の位置づけ



出典：「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成 30 年 3 月)一部改訂

第3節 基本事項

1 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害、風水害、その他自然災害とする。

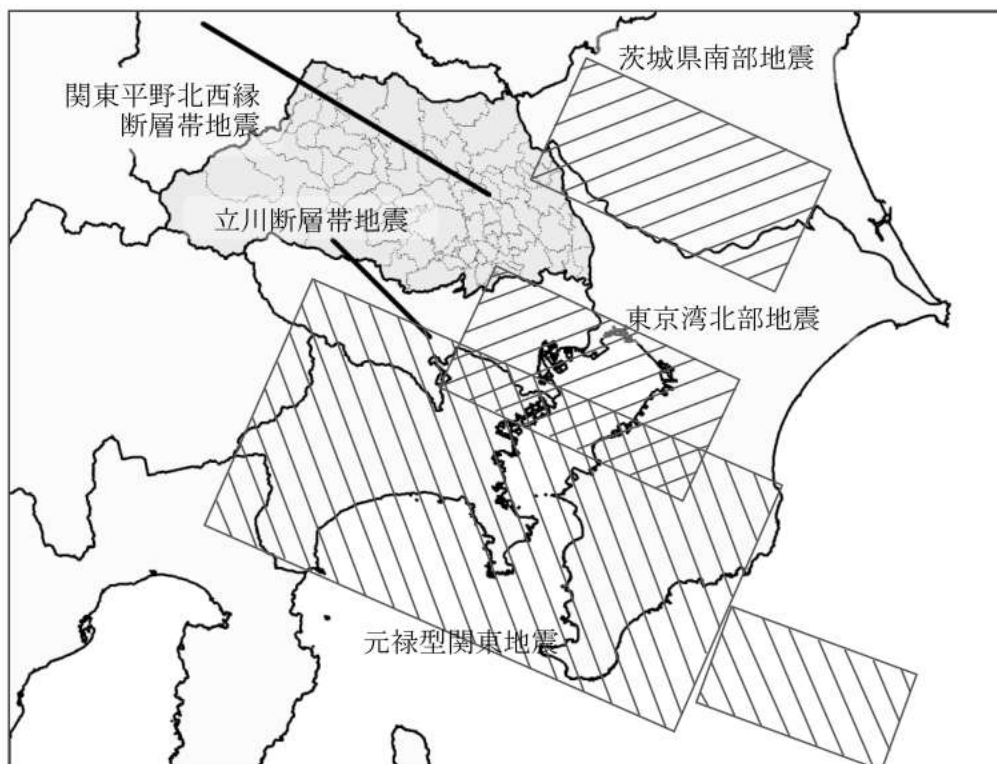
(1) 地震災害

地域防災計画で想定されている地震については、表 1-1 及び図 1-2 に示すとおり埼玉県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」(平成 26 年 3 月)による東京湾北部地震、茨城県南部地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震のうち、市内被害が最も大きい立川断層帯地震(破壊開始点南)である。

表 1-1 埼玉県地震被害想定調査の想定地震

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震
茨城県南部地震	7.3	
元禄型関東地震	8.2	
関東平野北西縁断層帯地震	8.1	活断層で発生する地震
立川断層帯地震 (破壊開始点北・破壊開始点南)	7.4	

図 1-2 想定地震の断層位置図



出典：入間市地域防災計画（平成 29 年 5 月改訂）

立川断層帯地震による被害予測結果を表 1-2 に示す。

表 1-2 被害予測量一覧

発生条件 被害項目		冬5時		夏12時		冬18時		
		風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s	
建物 被害	全壊(棟)	736						
	半壊(棟)	3,511						
火災	全出火件数	1.0		1.8		5.7		
	焼失棟数(棟)	52	62	88	103	257	310	
人的 被害	死者(人)	53	53	26	26	37	37	
	負傷者(人)	640	641	428	428	463	466	
	うち重傷者(人)	64	64	46	46	49	49	
	要救助者数(人)	225		130		161		
電力	停電世帯数(直後)(世帯)	18,409						
	停電人口(直後)(人)	48,537						
	停電率(直後)(%)	32.39						
	停電世帯数(1日後)(世帯)	2,857	2,867	2,896	2,914	3,086	3,145	
	停電人口(1日後)(人)	7,532	7,560	7,637	7,684	8,137	8,293	
	停電率(1日後)(%)	5.03	5.04	5.10	5.13	5.43	5.53	
都市 ガス	供給停止件数	16,704						
	供給停止率(%)	98.1						
水道	断水率(%)	36.8						
	断水世帯数(世帯)	20,932						
	断水人口(人)	55,190						
下水道	被害率(%)	27.0						
	機能支障人口(%)	35,056						
避難者	1日後(人)	3,831	3,860	3,940	3,989	4,461	4,623	
	1週間後(人)	5,878	5,907	5,986	6,034	6,499	6,659	
	1ヶ月後(人)	3,831	3,860	3,940	3,989	4,461	4,623	
廃棄物(万トン)		12.8	13.0	13.5	13.8	16.9	17.9	
県外への外出者のうち帰宅困難となる市民(人) ※内閣府による帰宅困難率		平日				休日		
		12時		18時		12時		18時
		10,709		6,519		10,276		7,698
避難所避難者のうち要配慮者数(人)		519						
1日あたりし尿発生量(キリットル)		7.5						

出典：入間市地域防災計画（平成29年5月改訂）

(2) 風水害

当市の地域防災計画には、詳細な風水害被害の想定が示されていないことから、本計画においては、参考として、過去の実際の被害に関して、内水氾濫と外水氾濫に分けて示す。

まず、内水氾濫は、一時的に台風や集中豪雨などによる大量の降雨が生じた場合に、河川等の公共の水域に雨水を排水出来ないことにより発生する浸水である。この浸水被害を軽減することを目的とし作成した市浸水実績図（内水ハザードマップ）を図 1-3 として示し、83 ページに拡大した市浸水実績図を掲載する。なお、この内水ハザードマップは、平成 16 年度から令和元年度のあいだに、市民から市に連絡のあった道路・床上および床下浸水被害をもとに作成したものである。

また、堤防の決壊や河川からあふれた水による浸水を外水氾濫という。ここでは平成 28 年台風第 9 号の被災の内容を基に算出した発生量の推計を参考までに表 1-3 として示す。

図 1-3 入間市浸水実績図（83 ページに拡大版を添付）

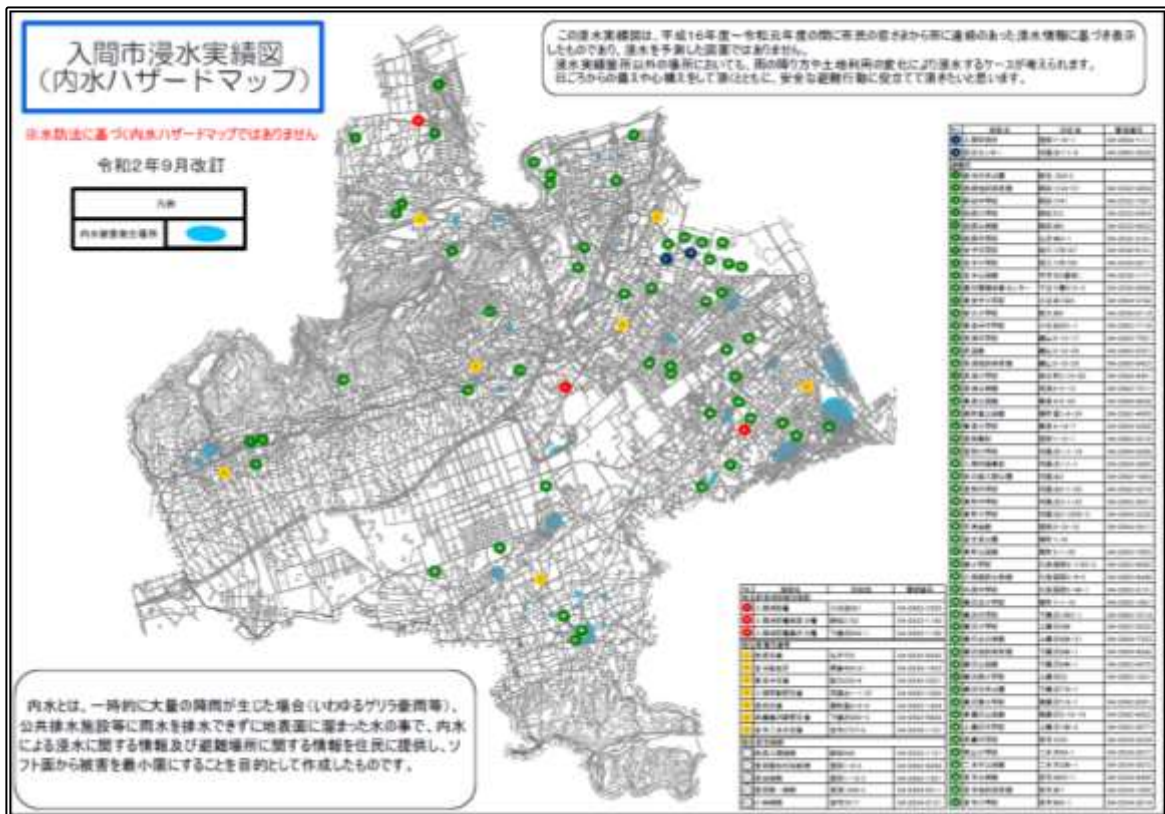


表 1-3 平成 28 年台風第 9 号の被災の内容を基に算出した発生量の推計

〈参考〉 風水害		対象災害：入間川・霞川・不老川氾濫による水害									
被害の内容											
・1日間総雨量 250 mm ・避難者 230 人（避難所 56 ケ所）・床上浸水 133 棟、床下浸水 339 棟											
（単位：トン）											
	被害量	災害廃棄物量	種類別内訳								
			可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	危険物・有害物	思い出の品	廃家電	土砂
床上浸水	133 世帯	612	236	56	26	16	103	3	1	12	160
床下浸水	339 世帯	210	81	19	9	5	35	1	0	4	55
計		822	317	75	35	21	138	4	1	16	215

2 災害時に発生する廃棄物

災害時には、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、片付けごみ（災害廃棄物）を処理する必要がある。本計画においては、表 1-4 及び表 1-5 に示す災害時に発生する廃棄物を計画の対象とする。

表 1-4 被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物

種類	概要
①生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
②避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類が多い。
③し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称)等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
④災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等に伴い排出される廃棄物がある。

※上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

※災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿(仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く)は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

出典：「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成 30 年 3 月)を参考に作成

1) 被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物のイメージ

①生活ごみ



②避難所ごみ



③し尿



④災害廃棄物



出典：災害写真データベース／一般社団法人消防防災科学センター

表 1-5 地震等の災害によって発生する災害廃棄物

種 類	概 要
①可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
②木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
③畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
④不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂(土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物 [※] 等)などが混在し、概ね不燃性の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや、陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
⑤コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
⑥金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
⑦廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
⑧小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
⑨腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
⑩有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
⑪廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する
⑫その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石こうボード、廃船舶(災害により被害を受け使用できなくなった船舶)など

※上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

※災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿(仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く)は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

出典：「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成30年3月)を参考に作成

2) 地震等の災害によって発生する災害廃棄物のイメージ

①可燃ごみ/可燃性混合物



②木くず



③畳・布団



④不燃物/不燃系混合物



⑤コンクリートがら等



⑥金属くず



⑦廃家電(4品目)



⑧小型家電/その他家電



⑨腐敗性廃棄物



⑩有害廃棄物/危険物



⑪廃自動車等



⑫その他、適正処理が困難な廃棄物



出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル（災害廃棄物の種類）

3 市、市民及び事業者の役割

(1) 市の役割

市は、地域防災計画に基づき、地域に係る災害について予防対策、応急対策、復旧・復興対策など防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を災害から保護する。

また、本計画に基づき組織体制の整備、情報伝達・広報・啓発、支援・協力体制の整備、廃棄物処理施設の予防措置、応急対策、復旧・復興業務対策、し尿処理対策を計画的に実施し、災害時に発生する廃棄物の処理を、迅速かつ的確に行う。

災害廃棄物処理における具体的な役割を以下に示す。

- ・災害廃棄物の発生量を推計するとともに、処理・処分の方法、処理の月別進行計画最終処理完了の時期等を含めた災害廃棄物処理実施計画を作成し、災害時の応急体制を確立する。
- ・一般廃棄物処理施設の耐震化を進めるとともに補修等に必要な資機材の備蓄を行い収集車両や機器等を常時整備し、緊急時に対応できる体制を整備する。
- ・仮設トイレ等の備蓄について担当部局と情報を共有し、迅速かつ円滑にし尿収集運搬作業が行える収集体制を整備する。
- ・近隣の自治体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を構築する。
- ・市民、関係団体等に対する啓発を行う。
- ・一時保管場所候補地の選定、設置、維持、管理等を行う。
- ・災害廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等の資機材が不足する場合には、周辺自治体、埼玉県に対して支援の要請を行う。
- ・災害対策本部を通じて入間市災害ボランティアセンターと支援内容等について調整を行う。

(2) 市民及び事業者の役割

災害発生時の廃棄物処理を軽減するには、市の役割を実行するだけでは限界があり市民及び事業者が相互に連携・協力しながら対策を講じ、また災害時に率先して行動する事が重要となる。

そのため、日常より市や各種の情報媒体で取り上げられる防災対策に目を向け、実践する。また、自主防災組織に参加するなどして地域における連携体制を構築し、地域ぐるみで衛生的で安全な生活環境の保持を図る必要がある。

市民及び事業者は平常時から、ごみの分別の徹底を行い、災害時にも同様の分別が行えるようにするとともに、市が行う災害廃棄物等の処理について、必要な協力を行う。

①市民の役割

- ・災害時においてもごみの分別に努め、排出ルールを守り、廃棄物の円滑な処理に協力する。
- ・本計画及び災害廃棄物処理実施計画に基づき市が発信する情報に従い、災害廃棄物等の円滑な処理に協力する。
- ・ごみの野焼き、便乗ごみの排出及び指定場所以外への排出は行わない。

②事業者の役割

- ・災害廃棄物を自己処理責任において処理する事業者においては、適切な分別と再利用・再資源化に努める。
- ・本市が行う災害廃棄物の処理について、必要な資機材の提供、災害時のごみ等の分別・排出方法に従う等、必要な協力を行う。

4 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物は、人の健康ならびに生活環境に甚大な被害を生じさせるおそれがあり、早期復旧復興のため、生活環境保全及び公衆衛生上の支障に配慮し、円滑かつ迅速に適正処理を行う必要がある。

市内で発生した災害廃棄物処理にあたっては、市内に存在する資機材、人材、廃棄物の中間処理施設や最終処分場を可能な限り活用するなど、極力市内において処理を行うことを基本とする。

被災規模により、市内既存処理施設での処理が困難な場合は、埼玉県、県内周辺市町村及び関係機関等からの協力・支援を得ながら、広域的な処理や既存の中間処理施設等で処理しきれない廃棄物を、災害に対応し破砕などを行う処理施設を仮設し処理を行う。

また、災害廃棄物は、東日本大震災、熊本地震等での状況を踏まえ、平常時と同様に分別し、できるかぎり、資源として再生利用するものとする。この際、民間企業や公共の復興事業等における再生資材への利用など利用先の確保に努める。

災害廃棄物の中でも有害廃棄物・危険物、薬品類、PCB含有廃棄物等は、他の災害廃棄物とは区分して専門処理業者で適正に処理する。また、財布・株券などの貴重品や位牌、アルバムなど思い出の品を確認した場合は丁寧に保管・管理し、できるだけ持ち主に返却するなど、被災者へのきめ細やかな配慮を行う。

災害廃棄物の処理は、以下の方針に基づいて行う。

【基本方針】

①生活環境保全
環境衛生上支障をきたすことのないように、安全で安心な処理を行う。
②住民、関係機関との連携体制の確保
処理にあたり、住民や各関係機関などと十分に連携を図る。
③適正処理
可能な限り迅速に、設定期間内に、適正に廃棄物の処理を行う。
④合理的かつ経済的な処理体制の確保
平常時の処理量より著しく多い量の廃棄物処理を行わなければならないことを勘案し、合理的かつ経済的に処理を行う。

5 災害廃棄物の処理主体

廃棄物処理法により、災害廃棄物の処理は市町村が行う固有事務として位置付けられており、市で発生した災害廃棄物の処理は、市が主体となって処理を行うことを基本とする。

災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、市のみで処理することが困難であると判断した場合は民間事業者や他の地方自治体への協力を要請、また地方自治法第 252 条の 14 第 1 項※に基づき県等への事務委託を行うことも考えられる。

※地方自治法第 252 条の 14 第 1 項（事務の委託）普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

支援団体となる場合は、処理主体である地方自治体の要請に基づき、職員や収集運搬車両等の派遣、事務処理等の支援を行う。

埼玉県では、大・中規模災害時、中・小規模災害時において図 1-4 で示した考え方に基づき処理主体を整理し、そこで決定された主体者が処理方針等を決定することとしている。

図 1-4 災害時の処理体制の考え方

【大・中規模災害】※1

- 広域かつ甚大な被害状況において災害廃棄物を円滑に処理するため、市町村等から要請があった場合、県は県内市町村等及び関係機関等による支援※2 の調整・確保を行うとともに、必要に応じて国・県外自治体等に支援を求め、広域連携による処理体制を構築・推進する。
- 県は、被災市町村等が自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難であると判断した場合（地方自治法に基づく事務委託の要請を受けて）県が主体となって処理を行う。

【中・小規模災害時】※1

- 各市町村等が処理主体となり、できる限り県内で処理する。
- 被災市町村等が通常の処理により対処できない場合、県は、他の市町村等による支援や関係団体の協力※2 確保のための調整を行い、災害廃棄物の処理の円滑かつ計画的な実施を促進する。

※1 【大・中規模災害時】とは、図 1-5 で示す災害規模のうち、地方自治法第 252 条の 14 に基づく市町村等から都道府県への事務委託を要した災害時をいう。

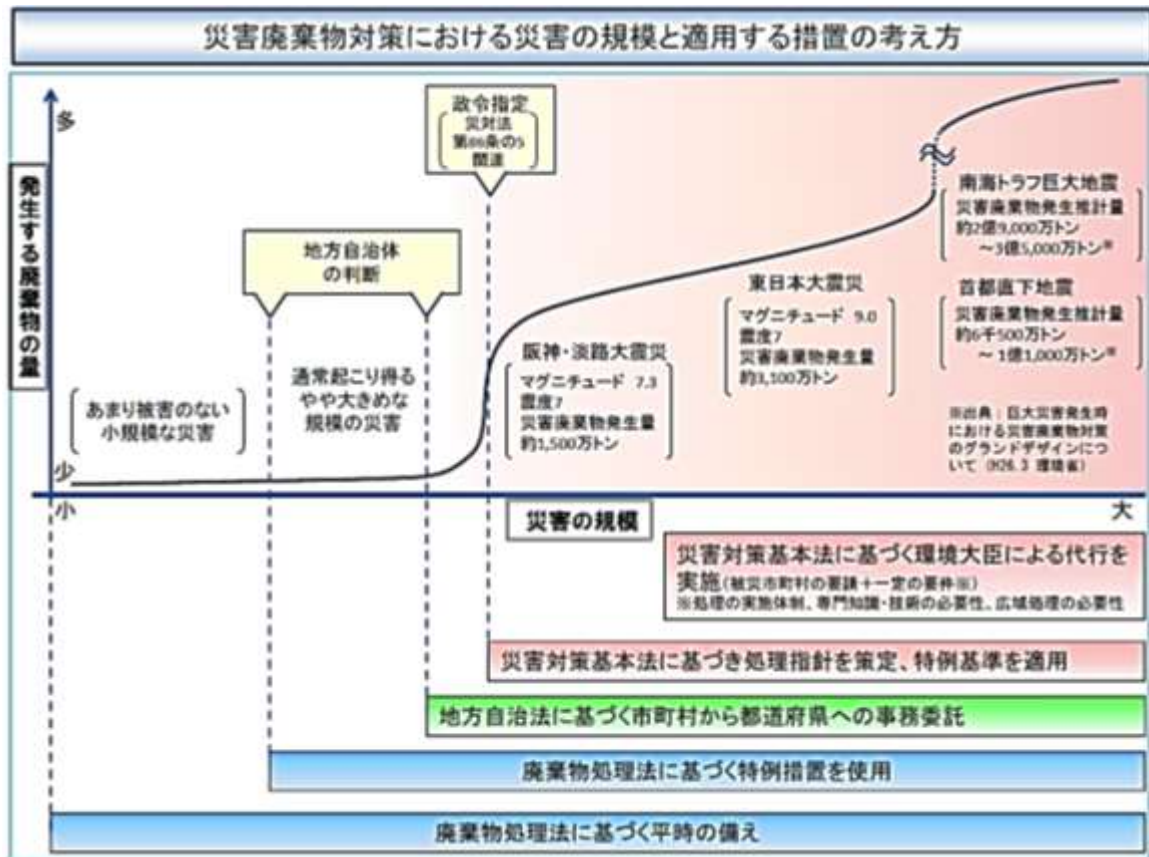
【中・小規模災害時】とは、地方自治法第 252 条の 14 に基づく市町村等から都道府県への事務委託を要する規模より小さい災害時をいう。

※2 災害廃棄物処理に係る協定

- ・埼玉県災害廃棄物等の処理に係る相互支援協定(平成 20 年 7 月)
- ・災害廃棄物の処理の協力に関する協定(平成 22 年 8 月)
- ・県と関係団体により締結した大規模災害時の協力協定(平成 16 年 11 月)

出典：「埼玉県災害廃棄物処理指針」（埼玉県・平成 29 年 3 月）

図 1-5 災害対策における災害の規模と適用する措置の考え方



出典：「法律改正（平成 27 年廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部を改正する法律
平成 27 年 7 月 17 日公布）の概要」（環境省ホームページ）

参考 処理の推進体制

主 体	役 割
国	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた都道府県による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、必要な財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理、再生資材利用促進等に向け、被災都道府県外の地方自治体や民間事業者の廃棄物処理施設に係る情報提供等の支援を実施する。 ○ 政府の緊急災害対策本部等とも連携し、被災地方自治体からの支援のニーズと被災しなかった又は被災の程度が軽かった地方自治体が実施可能な事項のマッチングを行う。 (国による代行処理) ○ 地方自治体にて処理困難な場合には、災対法に基づく市町村からの要請を受けて、代行の可否を確認(東日本大震災の教訓を十分に踏まえ、被災地域の主体的な処理を支援するとの観点、及び国の直接的な関与により被災地域全体の処理期間が短縮される等、より合理的な処理を実現できるかとの観点)した上で、国により代行処理を行う。 ○ 国による代行処理の実施に当たっては、仮設処理施設の有効活用の観点から、国設置の仮設処理施設においては代行処理の対象とする地方自治体以外から排出された災害廃棄物についても受入れ可能とすること、等を要件として求めることの検討が必要である。
関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の情報を集約し、関東ブロック内の自治体に情報の発信・共有を行う。 ○ 国、他ブロック、D-Waste.Net との情報共有・交渉を行う。 ○ 被災した自治体の早期復旧に向けて、必要な情報の提供を行う。 ○ 事務局として、支援チーム運営マニュアルに基づき、支援チームの設置業務を行う。設置後は、支援チームの中心として、支援方針の決定、支援の実施、支援メンバーの安全確保に努める。
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平時に策定した災害廃棄物処理計画等や地域ブロックでの行動計画を踏まえつつ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、市町村等との総合調整を行い、具体的な処理方法等を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する。また、処理の進捗等を踏まえ、必要に応じて実行計画の見直しを行う。 ○ 実行計画の作成に当たっては、必要に応じて有識者等の技術的支援を要請する。 ○ 都道府県は被災市町村からの支援要請を取りまとめ、相互(県下の被災市町村)調整をした上で、地方環境事務所と連携して、自区地域ブロックや他地域ブロックに要請する。 (地方自治法に基づき、被災した市町村から事務委託を受けた場合) ○ 地方自治法に基づき市町村に代わり都道府県が処理を実施する。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 域内で発生する(災害廃棄物以外のごみやし尿といった一般廃棄物について処理を行う。 ○ 平時に策定した災害廃棄物処理計画等を踏まえつつ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について具体的な処理方法等を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する。 その際、地域ブロックでの行動計画及び都道府県の災害廃棄物処理の実行計画との整合性に留意する。 ○ 被害状況や災害廃棄物発生状況等を継続的に把握しつつ、都道府県と緊密に連携し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に積極的に取り組む。 ○ 仮置場や仮設処理施設用地の選定、既存処理施設における災害廃棄物の受入れ(広域的な処理を含む。)に係る住民との調整において、中心的な役割を担う。 (他の地方自治体への「支援」) ○ 被災しなかった又は被災の程度が軽度であった場合、被災地方自治体からの要請に応じた広域的な処理の受入れを行うために住民等との調整等について主体的に取り組む。 (他の地方自治体等からの「受援」) ○ 大規模災害時に、他の地方自治体から災害廃棄物処理に係る支援を受ける場合には、それらの地方自治体や応援要員等との連絡調整や情報共有等に係る受援体制を確立する。
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処理事業に加え、産業廃棄物処理事業者も地方自治体からの委託を受けて災害廃棄物処理に協力する。 ○ 建設事業者、解体業者等は、地方自治体からの委託を受けて災害廃棄物処理への協力を行う。 ○ セメント製造事業者は、不燃物等のセメント製造への再生利用が有効であったことを踏まえ、地方自治体からの委託を受けて災害廃棄物処理への協力を行う。 ○ 災害廃棄物処理の知見を有するコンサルタント事業者は、地方自治体による災害廃棄物処理実行計画の策定支援や災害廃棄物処理の進捗管理の支援を行う。

主 体	役 割
	○ 交通インフラ事業者等は、被災時に大量の災害廃棄物を排出する可能性があることを踏まえ、地方自治体と連携しつつ、災害廃棄物の処理を実施する。
市民	○ 災害時においてもごみの分別及び排出ルールへの遵守に努め、円滑な処理に協力する。 ○ 本計画及び災害廃棄物処理実施計画に基づき市が発信する情報に従い、災害廃棄物等の円滑な処理に協力する。 ○ ごみの野焼き、便乗ごみの排出及び指定場所以外への排出は行わない。

出典：「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（環境省、平成 27 年 11 月）
に一部追記

＜災害廃棄物等の処理＞

市区町村は、一般廃棄物についての処理責任を有しており、地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や最終処分場を最大限活用し、極力、自区域内において災害廃棄物処理に努める。平時の廃棄物処理において一部事務組合や広域連合を構成している市区町村においては、災害時においても一部事務組合や広域連合と連携して災害廃棄物処理に努める。自区域内での処理が困難と判断される場合は、市区町村は都道府県内の他市区町村等の施設での処理に向けた調整を都道府県に要請することができる。

過去の災害廃棄物処理事例では、一般廃棄物処理事業者団体、産業廃棄物処理事業者団体、建設事業者団体、解体事業者団体等の民間事業者団体が災害廃棄物処理に果たす役割が大きかったことを踏まえ、地方公共団体は平時から災害支援協定を締結することなどを検討する。発災後には災害支援協定を締結している民間事業者団体の協力を得られるよう、地方公共団体は被災状況等を確認した上で協定等を締結している民間事業者団体へ支援を要請し、主導して災害廃棄物処理を推進する。

※ 道路、河川、港湾、海岸、農地に堆積している土砂、流木、火山噴出物については、基本的に各管理者が復旧事業の中で処理をする。ただし、これらが民地等に堆積し損壊家屋等と混在している場合は、市区町村は環境省及び都道府県と相談した上で対応方法について検討する。

※ 災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等）については、原則として事業者責任で処理する。

＜損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）＞

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は原則として所有者が実施する。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる損壊家屋等については、市区町村と損壊母屋等の所有者が協議・調整の上、市区町村が撤去（必要に応じて解体）を実施する場合がある。

なお、公共施設や大企業の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施する。

出典：「災害廃棄物対策指針(改定版)」（環境省、平成 30 年 3 月）

6 災害廃棄物処理に係る業務内容

災害はいつ起きるか予測が難しいため、発災前にできる限りの備えをしておくことが重要である。また、発災後における災害廃棄物の対応は時間の経過とともに変化する。

大規模災害発生後、速やかに被害状況を把握するとともに、緊急的に撤去が必要となるがれき等の仮置場の検討・設置を行う。

その後、災害廃棄物の発生量と処理区分別の処理見込み量を再推計し、これに対する市内の処理能力を確認する。

災害廃棄物量に対する市内の処理能力によって、市自ら処理、広域処理(県内・県外)、仮設処理等、県及び関係機関と調整し、処理主体として災害廃棄物処理実行計画を策定・実施する。

表 1-6 に発災前後の時期区分と廃棄物への対応を示す。

表 1-6 発災後の時期区分と廃棄物への対応

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安*	廃棄物への対応
災害予防		被害抑止、被害軽減のための事前対策実施	発災前	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定 ・仮置場の検討 ・市民への事前周知
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期(体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認 ・初動体制の確立 ・状況把握と連絡体制 ・避難所ごみ、し尿、片付けごみ対応
	応急対応(前半)	避難所生活が本格化する時期(主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・発生量把握 ・優先災害廃棄物対策 ・仮置場、受入れの開始
	応急対応(後半)	人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3ヵ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理 ・実行計画の策定 ・仮置場の本格受入れ
復旧・復興		避難所生活が終了する時期(一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3年程度	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理 ・実行計画見直し

※ 時間の目安は災害規模や内容によって異なる(東日本大震災クラスの場合を想定)。

出典：「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成30年3月)に一部追記

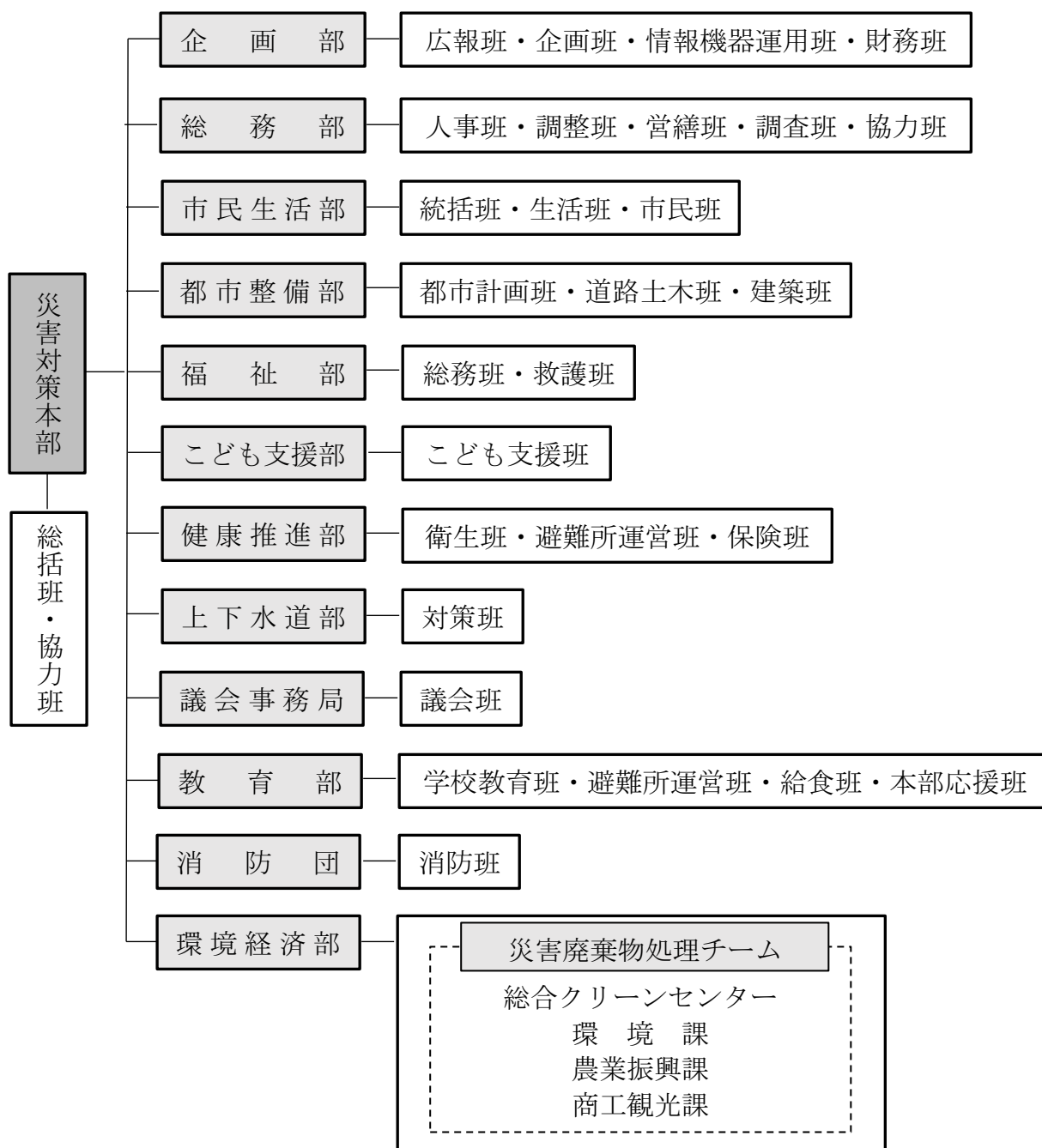
第2章 災害廃棄物処理に関する情報及び体制

第1節 組織体制・指揮命令系統

1 災害対策本部

本市の災害が発生したとき及び発生のおそれがあるときに設置される災害対策本部の組織系統図 2-1 を示す。各業務は地域防災計画（平成 29 年 5 月改定）に定めるとおりであり、災害廃棄物処理に係る事項は、図 2-1 が示すとおり災害廃棄物処理チームが実施する。

図 2-1 入間市災害対策本部組織系統図



(入間市地域防災計画【資料 1-4】入間市地域防災災害対策本部各班の事務分掌を基とする)

表 2-1 入間市地域防災計画 災害対策本部各班の事務分掌

部 名	班 名	担 当 課	所 掌 事 務
企画部	広報班	秘書課 広報課	1 災害情報の広報に関する事 2 災害記録等に関する事 3 防災行政用無線の運用に関する事 4 インターネットによる情報発信に関する事 5 報道関係機関との連絡調整に関する事 6 本部長への面談に関する事
	企画班	企画課 政策推進室	1 国会・政府機関への要望等に関する事 2 自衛隊との連絡調整に関する事
	情報機器運用班	情報政策課	1 災害時における情報機器の調達及び運用に関する事
	財務班	財政課 会計課	1 災害予算の編成及び資金調達に関する事 2 災害予算の執行及び管理に関する事 3 災害における出納に関する事 4 義援金の保管に関する事 5 災害予算に係る国・県との連絡調整に関する事
総務部	人事班	人事課	1 職員の動員、非常招集・解除、公務災害に関する事 2 動員職員の勤務、給与、食糧に関する事 3 職員の配置状況の把握及び調整の総括に関する事 4 職員の被災状況の把握及び安否に関する事 5 派遣職員、被派遣職員の扱いに関する事
	調整班	管財課	1 市有財産の管理及び損害保険に関する事 2 食料、生活必需品（救援物資含む。）、設備資材、燃料等の調達に関する事 3 車両の確保及び輸送に関する事 4 庁舎の初期対応に関する事（消火・避難誘導） 5 災害対策本部設置・運営の応援に関する事（庁舎の安全確認を含む）
	営繕班	公共施設マネジメント推進課	1 都市整備部建築班の応援に関する事（応急危険度判定実施の応援に関する事）
	調査班	市民税課 資産税課 収税課 債権回収対策室	1 住家等の戸別被害状況調査に関する事 2 被災者台帳の作成に関する事 3 市税等の減免措置に関する事
	協力班	総務課	1 総務部各班の応援に関する事
市民生活部	総括班	自治文化課 交通防犯課	1 本部運営の支援に関する事 2 現場本部（支所）との連絡調整に関する事 3 自主防災会（区・自治会）との連絡調整に関する事 4 警察（交通）との連絡調整に関する事 5 被災外国人の支援に関する事
	生活班	人権推進課	1 災害時の苦情処理等相談に関する事 2 生活必需品等物資買い占め及び売り惜しみ防止に関する事
	市民班	市民課	1 り災証明書の発行に関する事 2 死体の収容及び埋火葬の手続きに関する事 3 住民基本台帳に係る諸証明書の発行に関する事

部 名	班 名	担 当 課	所 掌 事 務
環境経済部	環境班	環境課	1 公害防止・防疫に関すること 2 専用水道及び飲用井戸に関すること 3 死体の埋火葬及び保管に関すること（瑞穂斎場関連） 4 愛玩動物の保護対策に関すること
	清掃班	総合クリーンセンター	1 災害廃棄物の処理に関すること 2 災害時のし尿処理に関すること 3 清掃班関係業者等との連絡調整に関すること
	産業班	農業振興課 商工観光課	1 農業の被害状況調査に関すること 2 商店、工場、事業所等の被害状況に関すること 3 農業関係団体（農協等）、商工業関係団体（商工会、工業会等）との総合調整に関すること 4 産業に係る応急救済・復興支援に関すること 5 農村環境改善センター及び勤労福祉センターの災害時運用に関すること
都市整備部	都市計画班	都市計画課	1 応急仮設住宅（見なし仮設住宅含む）に関すること（調達・整備・入居者選考等） 2 公共土木施設（公園）の災害予防、被害状況調査、応急復旧に関すること 3 都市整備部道路・土木班の応援に関すること 4 災害後の復興都市計画に関すること
	道路・土木班	道路管理課 道路整備課 区画整理課	1 公共土木施設（公園を除く）の災害予防、被害状況調査、応急復旧に関すること 2 災害対策の労働力の確保に関すること 3 応急復旧建設資材の確保に関すること 4 交通障害物の除去及び交通規制等に関すること 5 仮設道路等、応急交通対策に関すること 6 土木関係機関・事業者との連絡調整に関すること 7 上下水道部対策班の応援に関すること
	建築班	開発建築課	1 応急危険度判定の計画及び運用に関すること 2 民間住宅の被害復旧等の相談に関すること
福祉部	総務班	福祉総務課	1 ボランティアの受入れ及び対応に関すること（災害ボランティアセンターの運営に関することを含む） 2 民生委員及び日本赤十字社との連絡調整に関すること 3 義援金の募集、受付、配分に関すること 4 災害救助法に基づく事務手続きに関すること 5 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること
	救護班	生活支援課 障害者支援課 高齢者支援課	1 要配慮者の安否確認、救護、生活支援に関すること 2 要配慮者の相談に関すること 3 福祉部が所管又は窓口となる福祉施設の被害状況調査及び災害対策に関すること 4 狭山保健所との総合調整に関すること 5 福祉部総務班の応援に関すること
こども支援部	こども支援班	こども支援課 保育幼稚園課 青少年課	1 災害遺児の援護に関すること 2 入所・入園児童の保護、安否確認に関すること 3 避難所（青少年活動センター）の運営に関すること 4 救護所（保育所、児童センター）の開設、運営の協力に関すること 5 こども支援部所管施設の被害状況調査に関すること

部 名	班 名	担 当 課	所 掌 事 務
			6 臨時保育所の開設に関すること 7 広域避難受入の実務に関すること
健康推進部	衛生班	健康管理課 地域保健課	1 保健衛生に関すること 2 感染症に関すること 3 傷病者に対する医療に関すること 4 医療救護及びその事務処理に関すること 5 医療品及び衛生材料の確保に関すること 6 医療機関、医師会及び保健所等の関係機関との連絡調整に関すること 7 災害対策本部代替施設に関すること
	避難所運営班	スポーツ推進課	1 体育施設の被害状況調査に関すること 2 指定避難所（武道館等の管理施設）の開設、運営に関すること 3 広域避難受入の実務に関すること 4 災害ヘリポートの確保に関すること 5 救援物資の一時保管に関すること
	保険班	国保医療課 介護保険課	1 保険税等の減免措置に関すること 2 福祉部救護班の応援に関すること（要配慮者関係） 3 介護保険関連施設の被害状況調査に関すること
上下水道部	対策班	上下水道経営課 上下水道給排水課 上下水道整備課 上下水道管理課	1 上下水道部防災計画に基づく対応に関すること 2 都市整備部道路・土木班の応援に関すること
議会事務局	議会班	議会事務局	1 市議会議員との連絡及び局内の連絡調整に関すること 2 情報の収集及び連絡に関すること 3 災害に関する市議会の会議に関すること
教育部	学校教育班	学校教育課	1 被災児童生徒に関すること 2 応急教育の指導に関すること 3 児童生徒の避難に関すること 4 県教育委員会等との連絡調整、教職員との連携に関すること 5 教育部避難所運営班の応援に関すること (学校施設利用及び教員への協力依頼に関する調整)
	避難所運営班	教育総務課 社会教育課 図書館 中央公民館	1 教育施設の被害状況調査に関すること 2 指定避難所の開設、運営に関すること 3 指定避難所への避難者の状況把握・支援に関すること 4 広域避難受入の実務に関すること
	給食班	学校給食課	1 給食施設の被害状況把握に関すること 2 応急給食及び炊き出しに関すること
	本部応援班	博物館	1 災害対策本部運営の応援に関すること 2 災害対策本部代替施設に関すること 3 文化財の保護及び被害状況調査に関すること
本部	総括班	危機管理課	1 災害対策本部の設置及び通常に関すること 2 災害対策本部会議に関すること 3 防災情報の収集及び伝達に関すること 4 防災関係機関との連絡及び要請に関すること 5 災害関連法規に関すること

部 名	班 名	担 当 課	所 掌 事 務
	協力班	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	1 災害対策本部より指定のあった災害対応に関する こと
消防団	消防班	消防団	1 災害の警戒及び防災活動に関する こと 2 人命救助、救急活動に関する こと 3 消防警戒区域の設定に関する こと 4 避難勧告等の伝達及び避難誘導に 関する こと 5 消防水利及び消防車両等の進入路の確保に 関する こと

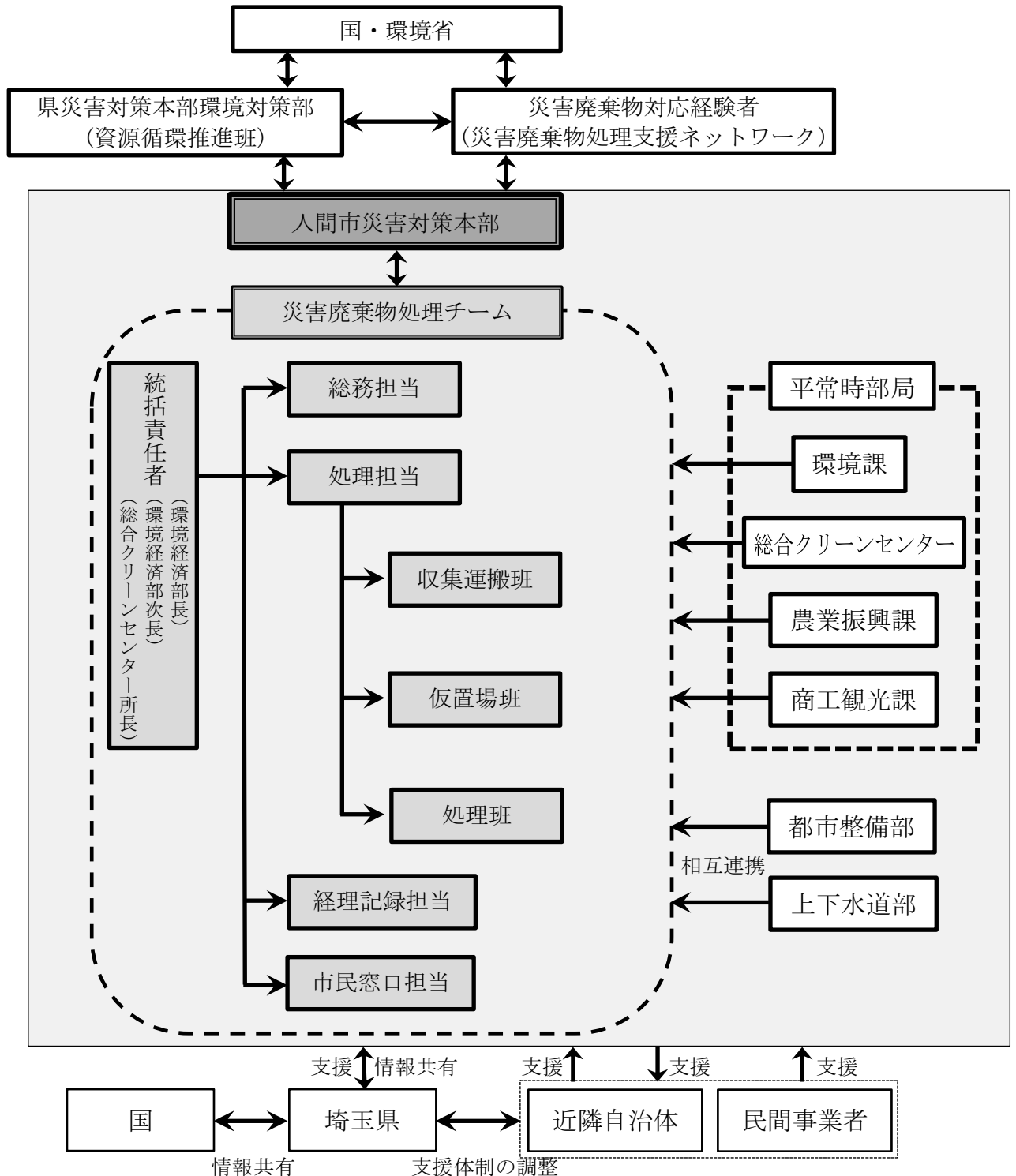
2 災害廃棄物処理チーム

(1) 組織体制

発災後は災害対策本部の下に、災害廃棄物処理を担当する組織として、総務担当や処理担当等を中心とした災害廃棄物処理チームを設置する。これを図 2-2 に示す。

なお、人員については、災害の規模により適宜必要人数を配置する。その際、当初は環境経済部職員を配置し、増員が必要となった場合は災害対策本部と調整することとする。

図 2-2 災害廃棄物処理対策組織の構成



(2) 担当ごとの業務内容

平常時、発災後の初動期、応急期、復旧・復興期にかけての作業の流れを表 2-2 に災害廃棄物処理チームの担当区分・業務内容ごとに示す。なお、復旧・復興期の担当課については適宜見直す。

表 2-2 災害廃棄物処理チームの業務内容

担 当	災害廃棄物処理計画上の区分 業 務 内 容	災害 予防	災害応急対応				復旧・ 復興	担 当 課
		平常 時	初動期		応急 対応期		復旧・ 復興期	
			前 期	後 期	前 期	後 期		
統括 責任者	・職員の安全及び安否確認 ・災害廃棄物処理チームの設置・運営、全体の状況把握 ・災害廃棄物等対策の統括、運営、進行管理	●	●	●	●	●	●	環境経済部長 (環境経済部次長) (総合クリーンセンター課)
総務 担当	職員参集状況と確認と人員配置		●					総合クリーン センター 商工観光課 農業振興課
	災害対策本部との連携調整		●	●	●	●		
	市民への広報	●		●	●	●	●	
	県及び近隣市町村、支援団体等の連絡		●	●	●	●	●	
	応援の要請（広域処理関係）			●	●			
	災害廃棄物処理実行計画策定と見直し (処理フロー、災害廃棄物発生量推計)	●	●	●	●	●	●	
	事務予算の確保	●		●	●	●	●	
	契約に備えて業者と調整 業者との契約事務	●		●	●	●	●	
処理 担当	業者への指導・要請			●	●	●	●	総合クリーン センター 環境課
	廃棄物等対策関連情報の集約		●	●				
	情報収集、現状の把握・分析・評価、施設計画、作業計画作成	●	●	●				
	リソース(人員・資機材等)、廃棄物の発生・処理等の状況把握	●	●	●	●	●		
収集 運搬 班	仮設トイレの設置、維持管理、撤去		●	●	●	●	●	総合クリーン センター 環境課
	ごみ(避難所・一般家庭)収集運搬		●	●	●	●	●	
	し尿(避難所・一般家庭)収集運搬			●	●	●	●	
	一般廃棄物処理施設、車両等の資機材の状況確認	●			●	●		
	収集運搬委託の調整		●	●	●	●	●	
仮置 場 班	がれき・家屋の撤去事業の運営		●	●	●	●	●	総合クリーン センター 環境課
	緊急仮置場(廃家具・廃家電等の受入)		●	●	●	●	●	
	一次仮置場(可燃・不燃物等への分別)の設置 運営管理			●	●	●	●	
	二次仮置場(焼却・破砕等の中間処理)への収集運搬				●	●	●	
	環境モニタリング					●	●	

担 当	災害廃棄物処理計画上の区分		災害 予防	災害応急対応				復旧・ 復興	担 当 課	
	業 務 内 容		平 常 時	初動期		応急 対応期		復旧・ 復興期		
				前 期	後 期	前 期	後 期			
処理 担当	処理 班	災害廃棄物等の処理		●	●	●	●	●	総合クリーン センター 環境課	
		施設運転委託事業者等との調整			●	●	●	●		
		仮設処理施設(二次仮設置場を含む)の設 置、運営管理					●	●		●
		再生利用、最終処分の実施					●	●		●
		環境モニタリング						●		●
経 理 記 録 担 当		災害等廃棄物処理事業費国庫補助金及び 廃棄物処理施設災害復旧補助金の交付申請				●	●	●	総合クリーン センター	
		災害廃棄物等に係る環境汚染防止処置			●	●	●	●		
		資金調達・管理、施設整備、資機材調達等の 契約				●	●	●	●	商工観光課 農業振興課
		処理に係る記録(交付金事務に必要)					●	●	●	
市 民 窓 口 担 当		住民広報(ごみ・し尿の収集、仮設トイレ、 仮置場、解体撤去)	●		●	●	●	●	総合クリーン センター	
		損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)の受付			●	●	●	●		商工観光課 農業振興課
		住民問い合わせ対応	●		●	●	●	●		

表 2-3 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災 害 応 急 対 応	初動期	人命救助が優先される時期(体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
	応急対応期 (前期)	避難所生活が本格化する時期(主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
	応急対応期 (後期)	人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3カ月程度
復旧・復興期		避難所生活が終了する時期(一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3年程度

出典：「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成30年3月)

第2節 情報の収集・伝達、連絡体制

1 情報収集・連絡体制

発災後は、逐次変化する被害状況の把握や災害対策本部の方針だけでなく、国・県や他自治体、関係団体等と情報を共有するとともに、災害廃棄物処理チームから市の状況を発信していく。

市の情報収集・連絡体制を図 2-3 に示す。

なお、網かけ部分の矢印は、情報発信の向きを示す。

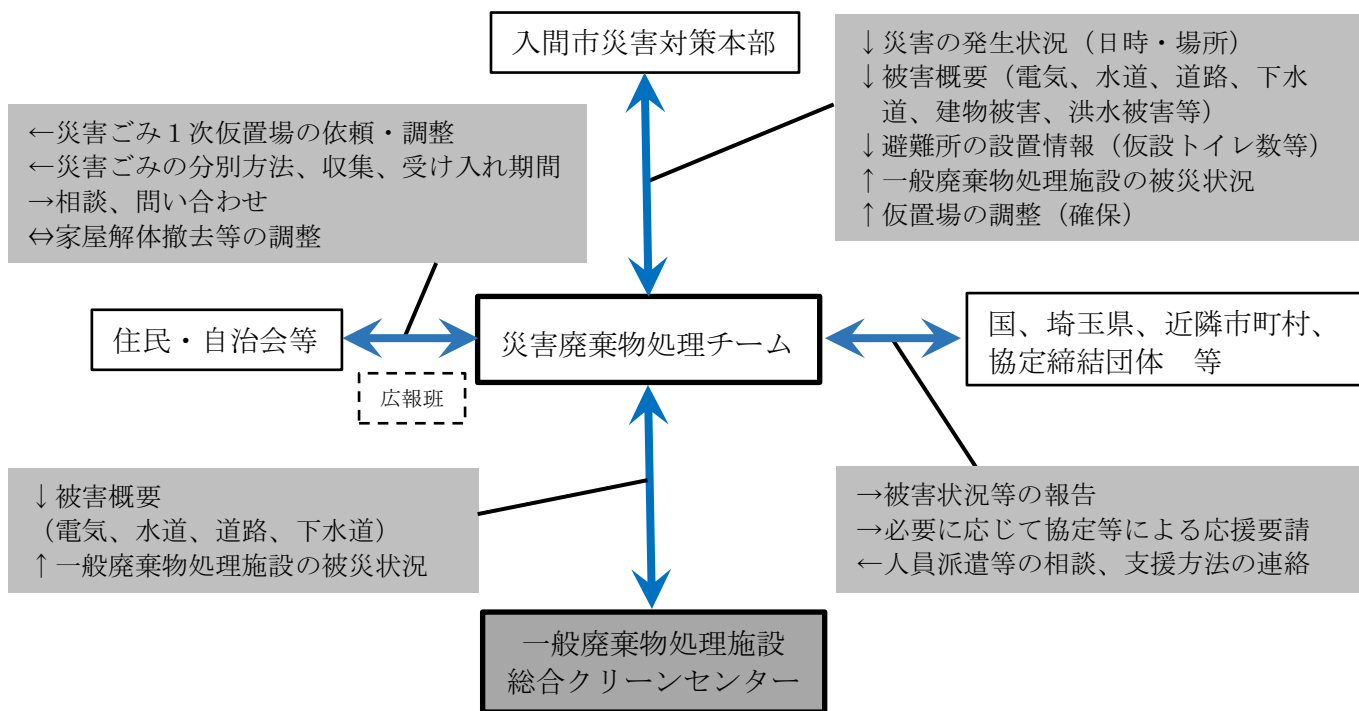


図 2-3 情報収集・連絡体制

2 情報収集項目

(1)災害対策本部から収集する情報

発災後、災害廃棄物処理チームは表 2-4、表 2-5 に示す項目について情報を収集し、災害対策本部、埼玉県、近隣市町村関係機関及び災害廃棄物処理チーム内で共有する。

また、災害対策に関する応援協定を締結している関係団体と連絡を取り、応援協定内容に応じた情報を収集し、今後の対応について調整を行う。

これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集し、その発表日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も併せて整理する。

表 2-4 災害対策本部等からの情報収集項目

区 分	情 報 収 集 項 目	目 的
避難所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所名 ・ 各避難所の収容人数 	仮設トイレ設置数把握 (し尿処理関連)
建物の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の全壊及び半壊棟数 ・ 建物の焼失棟数 	要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道、道路の被災及び復旧状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の被害状況 ・ 断水（水道被害）の状況と復旧の見直し ・ 下水処理施設の被災状況 ・ 主要な道路、橋梁の被害状況と復旧の見直し 	インフラ状況の把握

(2)国・県と共有する情報

県と連絡手段を確保し、災害対策本部から収集した情報、被災地区からの情報、ごみ処理の進捗情報など表 2-5 に示す情報について、適宜に国・県に報告するものとする。

表 2-5 国・県への報告事項

区 分	情 報 収 集 項 目	目 的
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物(全体) ・ 腐敗性廃棄物 ・ 有害廃棄物発生状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の処理量・進捗率 ・ 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・ 有害廃棄物の種類と量及び拡散状況 	生活環境の保全 全体像の把握
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況 ・ 復旧見直し ・ 必要な支援 	処理体制の構築
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の位置と規模 ・ 必要資材の調達状況 	

(3)近隣自治体の情報収集

近隣自治体等との連絡手段を確保し、表 2-6 に示す情報について共有に努める。

表 2-6 災害廃棄物に関して収集する情報

項	目	内 容
オープンスペース	<ul style="list-style-type: none">・ 仮置場候補地・ 広域避難所・ 物資拠点・ 仮設住宅を含めた空き地	災害廃棄物の仮置場は処理の進捗に応じ変化するものであるため、オープンスペースとして情報をデータベース化することで、様々な状況に対応できるものとする。なおオープンスペースの情報収集にあたっては、周辺の学校、病院等の保全施設の情報を合わせて収集する必要がある。
処理施設	<ul style="list-style-type: none">・ 焼却処理施設・ し尿処理施設・ 最終処分場	災害廃棄物の処理のために、有効と思われる施設などは、それらの施設の被害状況、それらの施設のアクセスなど様々な条件により、選定されるものである。そのため、施設の基本情報をデータベース化することで、様々な状況に対応できるものとする。
資機材	<ul style="list-style-type: none">・ 収集運搬車両・ 重機・ 仮設トイレ	災害廃棄物の処理や災害時に有効な資機材としては収集運搬車両、重機、仮設トイレなどがあげられる。またこれらの資機材は、先の仮置場と併せ災害廃棄物処理の初期体制を決定する要因となる。そのため、資機材として情報をデータベース化することで、様々な状況に応じた体制整備に対応できるものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 避難所・ 緊急輸送路等	災害廃棄物処理体制構築について検討する際の情報として、上記以外に必要となる広域情報項目は、避難所、緊急輸送路等があげられる。

(4)関係団体の情報収集

災害廃棄物処理対策に関する応援協定を締結している提携団体（※）と連絡をとり、応援協定内容に応じた情報を収集し、今後の対応について調整を行う。

※応援協定を締結している関係団体…埼玉県一般廃棄物連合会、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会（31 ページ 表 2-10 参照）

(5)災害対策廃棄物処理において行う情報収集

災害廃棄物に関連して、災害対策廃棄物処理においては表 2-7 に示す情報を収集する。
 なお、収集した情報から、災害廃棄物処理実行計画を適宜見直し、災害廃棄物処理を遂行していく。

表 2-7 災害廃棄物に関連して収集する情報

項 目	内 容	緊急時	復旧時	情報収集先
職員・施設被害	職員の参集状況	◎		総合クリーンセンター
	廃棄物処理施設の被災状況	◎		
	廃棄物処理施設の復旧計画/復旧状況	○	◎	
仮設トイレ	上下水道及び施設の被災状況	○		上下水道部 対策班
	上下水道及び施設の復旧計画/復旧状況	○	◎	
	仮設トイレ設置計画と設置状況	◎		環境経済部 環境班
	仮設トイレの維持管理状況	◎	○	
	仮設トイレの撤去計画・撤去状況		◎	
	仮設トイレ設置に関する支援要請	◎		
し尿処理	収集対象し尿の推計発生量	◎		総合クリーンセンター
	し尿収集・処理に関する支援要請	◎		
	し尿収集・処理の進捗状況	○	◎	
	し尿収集の復旧計画・復旧状況		◎	
生活ごみ処理	ごみの推計発生量（避難所ごみを含む）	◎	○	総合クリーンセンター
	ごみ収集・処理に関する支援要請	◎	○	
	ごみ収集・処理の進捗状況	○	◎	
	ごみ処理の復旧計画・復旧状況		◎	
災害ごみ処理	家屋の倒壊及び焼失状況	◎		総合クリーンセンター
	災害廃棄物となる廃棄物の種類	◎	○	
	災害廃棄物の推計発生量及び要処理量	◎	○	
	災害廃棄物処理に関する支援要請	◎	○	
	災害廃棄物処理実行計画	◎	○	
	仮置場の配置・開設準備状況	◎		
	仮置場の運用計画	○		
	再利用・再資源化/処理・処分計画	○	○	
再利用・再資源化/処理・処分の進捗状況		◎		

※◎印の項目については、収集する情報の中でもより重要度が高いもの。

3 市民への情報提供

発災後の混乱を避けるため、災害時の市民のごみの排出方法等周知が必要となる項目を平常時に整理し、予めチラシを作成する等の備えを行っておく。周知が必要となる項目を表 2-8 に示す。

発災後は広報班等と協力し速やかに市民へ情報提供を行い、片付けごみの散乱等を防ぐ。

(1) 広報

迅速かつ安心・安全な廃棄物処理のためにも、発災直後からの住民協力が不可欠であり、広報が重要である。

このため、発災前から伝える相手方や内容を整理し、以下のとおり適時的確に広報を行うこととする。

なお、発災後の状況は時々刻々と変わるため、広報内容も暫定的とならざるを得ない旨の理解を求めるものとする。

表 2-8 市民へ周知が必要となる事項

対応時期	発信内容	発信内容の詳細
災害予防	・災害時の排出ルール	災害廃棄物の排出ルール、排出場所等
初動期	・家庭ごみの分別及び収集方法	分別方法や排出場所、収集頻度
	・トイレ使用の可否	下水道管や終末処理施設の被災状況に基づくトイレ使用の可否
	・有害廃棄物やその他処理困難物の取扱い方法	搬出方法や搬出場所
	・災害廃棄物等処理に係る問い合わせ先	窓口の電話番号やホームページ情報等
応急対応期 (前半)	・し尿の収集方法	し尿収集を実施する被災家屋や避難所の場所、収集頻度
	・仮設トイレの設置場所	仮設トイレの設置場所や設置基数
	・がれき等の排出方法	がれき等の排出場所や排出方法、注意点
	・被災自動車等の取扱い	被災自動車等の取扱い方法
応急対応期 (後半)	・仮置場の設置状況	仮置場の設置場所や処理の概要、直接搬入の可否、直接搬入する場合の分別方法、設置予定期間
	・災害廃棄物等処理実行計画	災害廃棄物等の処理フローや処理スケジュール、処理・処分の方法等
	・災害廃棄物等処理の進捗状況	災害廃棄物等処理の進捗状況や今後のスケジュール
復旧・復興期	・災害廃棄物等処理の進捗状況	災害廃棄物等処理の進捗状況や今後のスケジュール

表 2-9 市民へ広報

広報の相手方	広報内容	広報手段	広報の時期	使用文案
市民及び、 避難所への 避難者	収集方法（収集ルート及び日程、戸別収集の有無等）	市公式ホームページ 市公式 SNS アプリ、チラシ	発災当日 または翌日	広報の チラシを巻末 に掲載 (別紙 2)
	仮置場の場所 持ち込めるもの 搬入時間	防災無線、広報車 市公式ホームページ 市公式 SNS アプリ、チラシ	発災後 3 日以内 (仮置場に開設 5 日以内)	

第3節 協力・支援体制

被災区域で発生する災害廃棄物の処理は、市が主体となっていくが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては市のみでは対応できないこともあるため、速やかに協力・支援体制を整備する。

総務担当は、処理担当から支援の必要性を把握し、要請内容を整理し、応援協定等に基づき応援を要請する。他市町村、民間団体等からの支援の申し出については、支援要請内容を踏まえ処理担当との調整を行う。

支援要請内容については速やかに県に報告を行う。

各協定内容については適宜見直しを行い、実効性のある協定とするとともに、他の団体との協定等についても締結していく。

1 自衛隊・警察・消防等との連携

災害廃棄物発生直後は、自衛隊・警察・消防等による人命救助、道路啓開作業等が行われることから、災害廃棄物への対応については、分別や環境配慮が後手になることを踏まえ、表 2-9 の対応を可能な限り要請する。

表 2-9 自衛隊・警察・消防への要請事項

- ・有害物、危険物に対する情報を提供するとともに、災害廃棄物の特性に応じた最低限の分別等
- ・道路啓開廃棄物の移動先
- ・火災等の二次被害の防止、不法投棄対策
- ・貴重品・思い出の品の取扱い

2 広域支援体制

災害廃棄物処理にあたっては、市が主体となり自区内処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県及び周辺自治体等との協力・連携により広域的な処理を進める。

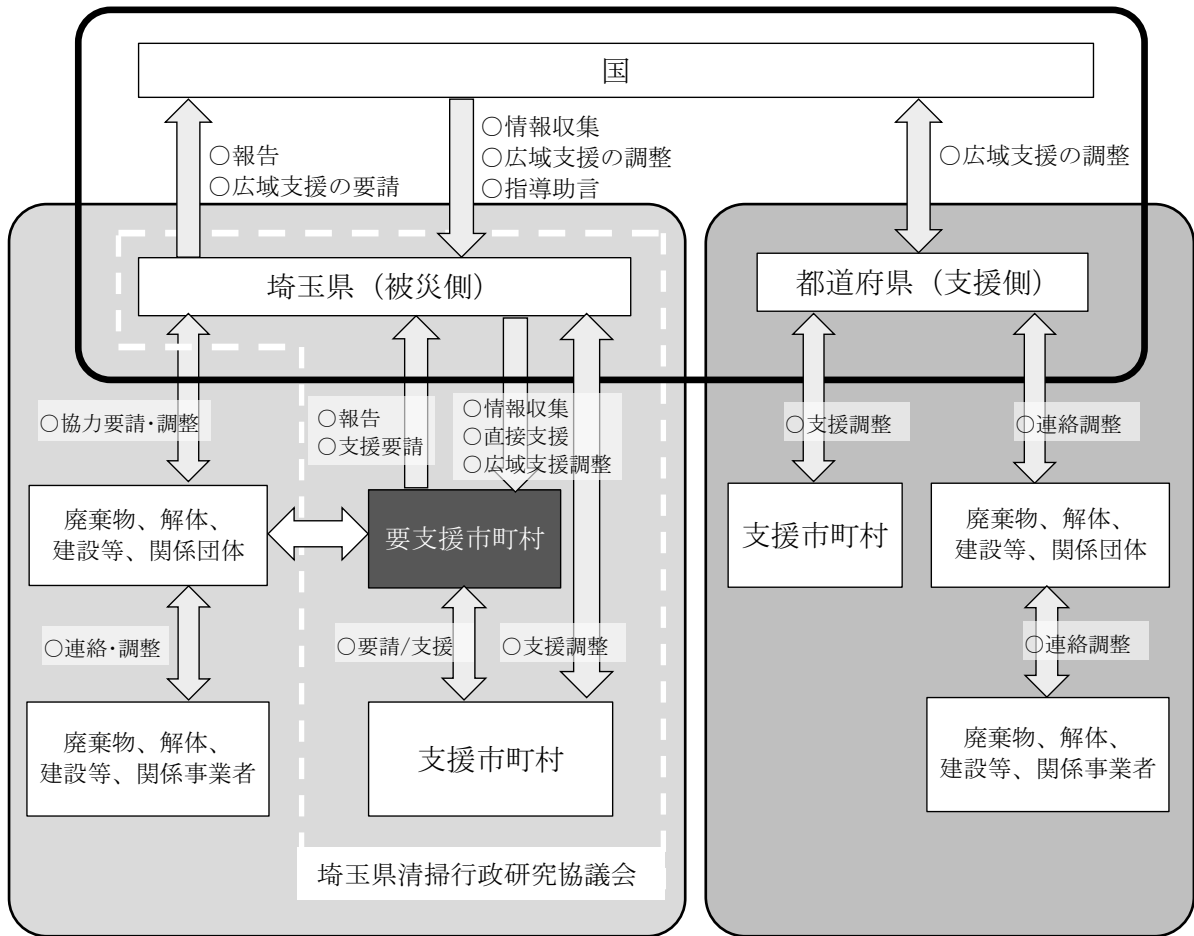
大規模災害時には、「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」、「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県及び周辺自治体等に協力・支援を要請し、災害廃棄物の広域的な処理体制を構築する。県内での処理が困難な場合は、埼玉県を通じて県外での処理を要請していく。

市が大規模な被災地とならず、他市町村から支援を求められた場合は、埼玉県等と調整し、出来る限りの協力・支援を行う。

近接する10都県との連携については、平成26年11月に設置された「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」で検討された「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づき連携を図るものとする。

図 2-4 に県内及び県外との協力・支援体制(イメージ)を示す。

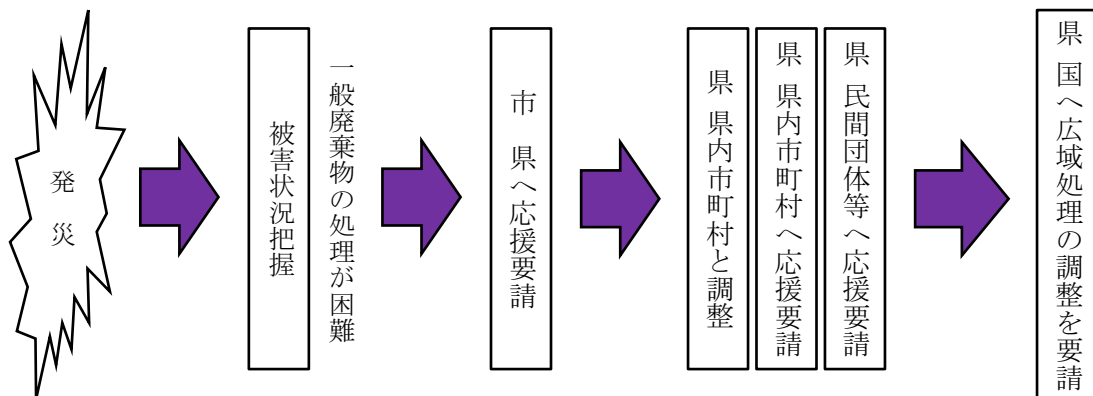
図 2-4 県内及び県外との協力・支援体制(イメージ)



出典：「埼玉県災害廃棄物処理指針」（埼玉県、平 29 年 3 月）

発災後の応援要請については、図 2-5 の手順で要請の必要性を判断したうえで行うものとする。

図 2-5 災害廃棄物処理応援協定の基本的な流れ



災害時の応援協定等については、定期的に内容の確認と見直しを行う。

表 2-10 災害廃棄物処理に関する相互支援協定

名 称	締 結 者	締 結 日	協 定 概 要
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	・ 埼玉県清掃行政研究協議会 (埼玉県、県内市町村及び一部事務組合 84 団体)	平成 20 年 7 月 15 日	災害廃棄物処理に関する相互支援 (1) 機材等の提供及び斡旋 (2) 一時的に保管する仮置場の提供 (3) 必要な職員の派遣 (4) 処理の実施 (5) その他必要な事項

表 2-11 災害廃棄物処理に関する応援協定

名 称	締 結 者	締 結 日	協 定 概 要
災害廃棄物等の処理の協力に関する協定	・ 埼玉県清掃行政研究協議会 ・ 埼玉県一般廃棄物連合会	平成 22 年 8 月 6 日	災害廃棄物処理に関する協力 (1) 災害廃棄物等の撤去 (2) 災害廃棄物等の収集・運搬 (3) 災害廃棄物等の処分 (4) 仮設トイレの設置、汚水の汲み取り及び運搬 (5) 前各号に伴う必要な事項
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	・ 埼玉県 ・ 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会	平成 16 年 11 月 1 日	市町村等からの要請に基づく協力 (1) 災害廃棄物の撤去 (2) 災害廃棄物等の収集・運搬 (3) 災害廃棄物等の処分 (4) 前各号に伴う必要な事項

(受援体制)

- ① 発災後、市が備蓄または協定により調達する資機材では処理が困難と判断される場合には、県に対し、「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」、「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づく支援を要請する。
- ② 委託処理や職員派遣等の円滑な応援・受援対策のため、体制の整備を図るとともに訓練等を実施する。

(支援体制)

- ① 県から、協定等に基づく支援要請を受けた場合には、保有する資機材や人員に応じて、交替要員も含め必要な支援体制を整備する。
- ② 県から処理の支援要請を受けた場合は、処理施設の稼働状況等から受入れの可否、受入れ可能量等の検討を行う。
- ③ 支援(委託処理)を行う場合は、市町村間で受入手続きを行うとともに、必要に応じて受入施設の周辺住民等に対し説明を行い、合意形成を図る。

3 県内、近隣自治体との連携・支援

埼玉県西部地域まちづくり協議会(以下「本協議会」という。)とともに組織する所沢市・狭山市・飯能市とは、表 2-12 に示す協定のほか、「ごみ処理の協力体制に関する実施協定」を締結している。なお、平成 31 年度から日高市が本協議会に加盟しているが日高市は民間業者に可燃ごみの処理等を全面委託しているため、本協定には参加しないこととなった。

しかしながら、災害廃棄物処理については本協議会全体で考えるべき課題であることから日高市加盟後も実現可能な協力体制については、引き続き検討を続けていく必要がある。

表 2-12 ごみ処理の協力体制に関する実施協定の内容

項目	概要
団体名	埼玉県西部地域まちづくり協議会
構成市	入間市、所沢市、狭山市、飯能市
締結日	平成 12 年 9 月 1 日
発動に要する条件	構成団体のそれぞれ管理する可燃ごみ中間処理施設に緊急事態等が発生し協力が必要となった場合、協力体制をとるにあたって以下の場合とする。 ①緊急事態 不慮の事故等により突発的に施設が停止し、または処理能力が著しく低下した場合。 ②事前予測可能事態 施設の定期点検整備または改修工事等であらかじめ計画された事態。
目的	施設で行う事業を対象とし、協力の方法等については構成団体間で行うものとする。

発動等にあたっては以下の留意点がある。

- ・ 発動条件が施設能力に関わるものであるため、災害初動時に状況確認を行う必要が生じ迅速に発動できない可能性がある。
- ・ 事前に協力内容を協議する必要があるため、平常時から協力内容の調整を行っていないと初動時に協議を行うこととなり、迅速な処理の実現が難しくなる。

これらの留意点については平時から本協議会で確認・対応を検討しておくことが必要である。

人員、資機材、施設の受入条件、移動ルート等、発災後に必要となる具体的な支援内容、連絡手段、支援応援体制等具体的な実行方法について検討し、協定内容を適宜見直していく必要がある。

4 民間事業者との連携

市では、被災状況により災害対策に関する応援協定を締結している民間業者(※)からの支援を求める場合、災害対策本部へ連絡のうえ、協定に基づき要請をする。

また、必要に応じて所管警察署に緊急通行車両事前届出をし、大型のトラックを所有している産業廃棄物収集運搬業者や建築事業者等と災害時の支援協定を締結する。災害時には各種車両の燃料が不足することが見込まれるため、燃料供給事業者と災害時の支援協定を締結する。

※ 応援協定を締結している関係団体…埼玉県一般廃棄物連合会、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 (31 ページ 表 2-11 参照)

5 教育・訓練

発災後における災害廃棄物処理計画の実行性を向上させるため、平時から災害廃棄物処理に関する情報を積極的に収集し、県やその他の団体等で実施される研修・訓練等を継続的に受講するとともに、担当職員等を対象とした研修・訓練等を実施する。

6 計画の見直し

災害廃棄物処理計画の実行性を高めるため、定期的に本計画の見直しを行う他、下記の場合、計画の見直しの必要性を検討し、適宜改定を行う。

○計画の改定を検討する場合

- (1)地域防災計画等が改定された場合
- (2)関係法令や関連計画、国や県の災害廃棄物対策指針や被害想定が改定された場合
- (3)県や他自治体における処理の教訓・課題、事例等を踏まえ、計画の内容にすべき点が見られた場合
- (4)教育訓練等を通じて、計画の内容に改善すべき点が見られた場合
- (5)その他計画の見直しが必要と判断された場合

第3章 災害廃棄物対策

第1節 一般廃棄物処理施設等

1 廃棄物処理施設等の概要

市の廃棄物処理施設の位置を図3-1に、概要を表3-1に示す。また、応援体制にある処理施設、民間処理施設等について表3-2と表3-3に示す。



図 3-1 市の廃棄物処理施設の位置図

表 3-1 市の廃棄物処理施設の概要

名称		概要	
総合クリーンセンター	焼却施設	所在地	入間市大字新久 127 番地 1
		施設規模	焼却炉：150t/16時間(50t/16時間×3炉)
		処理方式	流動床式准連続焼却炉
		竣工年月	平成 8 年 3 月
	破碎施設	処理方式及び施設規模	不燃、粗大ごみ系統：40t/5時間 手選別・磁選機他 空缶系統：5t/5時間 磁選機 空ビン系統：12t/5時間 手選別
一般廃棄物最終処分場		所在地	入間市大字木蓮寺 94 番地 1
		埋立方法	サンドイッチ工法による準好気性埋立方式
		竣工年月	平成 4 年 9 月

表 3-2 近隣の一般廃棄物施設（近隣自治体）

施設名称	施設処理概要	住所・連絡先	協定名
所沢市東部 クリーンセンター	可燃ごみ・粗大ごみ 不燃ごみ・資源ごみ	所沢市日比田 895-1 04-2998-5300	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定
所沢西部 クリーンセンター	〃	所沢市林 1-320-1 04-2948-3148	〃
狭山市 奥富環境センター	不燃ごみ・粗大ごみ ビン・缶	狭山市上奥富 897-1 04-2953-2831	〃
狭山市 稲荷山環境センター	可燃ごみ	狭山市稲荷山 1-12-1 04-2954-9062	〃
飯能市 クリーンセンター	可燃ごみ・粗大ごみ 不燃ごみ・資源ごみ	飯能市下畑 768-1 042-973-1010	〃

表 3-3 近隣の産業廃棄物施設

事業所名	施設処理概要	住所・連絡先	協定名
(株)日栄興産	破碎・減容	狭山市上赤坂 643-4 04-2956-2125	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書
(株)木下フレンド	破碎・圧縮・溶融	所沢市坂之下 1142 04-2944-1896	〃
松田産業(株)	破碎・焼却他	入間市狭山ヶ原 108-9 04-2907-3611	〃

2 廃棄物処理施設に係る対策等

処理施設については、災害における被害を最小限に留めるとともに、発災時の円滑な処理を実施するため、それぞれの施設整備計画等に基づき、施設や設備・機器の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備、断水時の機器冷却等に要する地下水・河川水等の確保等、施設の強靱化を必要に応じ実施する。

また、処理施設が被災した場合、早期に廃棄物処理システムを復旧させるため、各施設において早急に点検・補修を行う必要があることから、平常時より災害対応のためのマニュアル策定や、施設被害等に対する復旧・補修に必要な資機材、燃料の確保及び体制の整備等に努めるものとする。

こうした施設の強靱化や復旧体制に係る対応等について、平常時から整理しておく。

3 一般廃棄物処理施設等の処理可能量

(1) 中間処理施設

総合クリーンセンターでは、生活ごみ等の処理を行うとともに、災害ごみの処理を行っていく。なお、災害廃棄物量に応じて稼働日数の調整を行う必要がある。

表 3-4 中間処理施設

施設名称	処理能力 (t/16H)	年間稼働 日数(日) ^{※1}	年間処理量 (t/年) ^{※2}
総合クリーンセンター (焼却施設)	150	306	36,707

※1：令和元年度年間稼働日数

※2：令和元年度焼却処理量

(2) 最終処分場

市唯一の最終処分場（入間市一般廃棄物最終処分場）は、平成4年9月より埋立が始まり、令和2年3月現在の埋立残余量が33,972 m³となる。

表 3-5 最終処分場

施設名称	埋立地面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	埋立残余量(R2.3 現在) (m ³)
入間市一般廃棄物最終処分場	16,350	121,673	33,972

(3) し尿処理施設

仮設トイレ等から出たし尿は、し尿処理施設（入間西部衛生組合清掃センター【処理能力69K1/日】）において処理を行う。

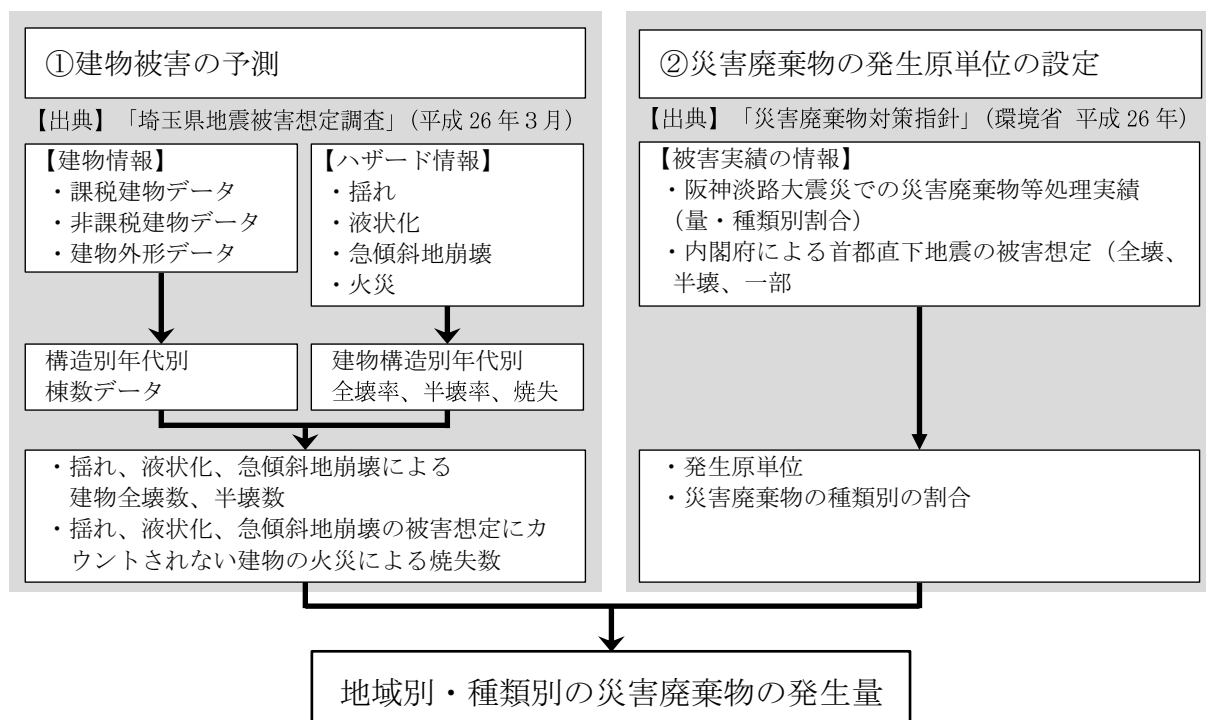
第2節 災害廃棄物処理業務の内容

1 災害廃棄物発生量・要処理量の算定

本計画で想定する災害廃棄物の発生量は、地域防災計画(平成30年2月)及び埼玉県地震被害想定調査(平成26年3月)において推計した被害想定等を基に、県指針に示される方法で発生量を推計する。推計に使用した原単位を表3-6、種類別の割合を表3-7、推計結果を表3-8に示す。

立川断層帯地震では265,082tの災害廃棄物が発生すると推計される。

発災時は、実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物発生量を把握し、具体的な実行計画に反映するものとする。また、処理の進捗等に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被災状況の調査結果をもとに廃棄物の発生量および要処理量の見直しを随時行う。



出典：「埼玉県災害廃棄物処理指針」(埼玉県 平成29年3月)

図 3-2 災害廃棄物の種類別発生量推計の流れ(地震)

【災害廃棄物発生量 推計式】

$$\text{災害廃棄物発生量 (t)} = \text{被害棟数 (棟)} \times \text{発生原単位 (t/棟)} \times \text{種類別割合 (\%)}$$

表 3-6 災害廃棄物の発生原単位(地震)

被害区分	発生原単位	備考
全壊	161 トン/棟	内閣府(2013)による首都直下地震の被害想定
半壊	32 トン/棟	全壊の 20%
焼失(木造)	107 トン/棟	161 トン/棟から約 34%焼失した残り
焼失(非木造)	135 トン/棟	161 トン/棟から約 16%焼失した残り

出典：「災害廃棄物対策指針」(環境省、平成26年3月)

表 3-7 災害廃棄物の種類別の割合(地震)

被害要因	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
液状化、ゆれ	8.0%	28.0%	58.0%	3.0%	3.0%
火災(木造)	0.1%	65.0%	31.0%	4.0%	0.0%
火災(非木造)	0.1%	20.0%	76.0%	4.0%	0.0%

出典：「災害廃棄物対策指針」(環境省、平成 26 年 3 月)

表 3-8 被害棟数と災害廃棄物発生量の推計(立川断層帯地震)

項目	発生原単位	被害棟数	発生量(t)	種類別内訳(t)						
				割合	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	
液状化、ゆれ、急傾斜地、揺れ、	全壊	161t/棟	736 棟	118,496	割合	8.0%	28.0%	58.0%	3.0%	3.0%
					発生量	9,479	33,179	68,728	3,555	3,555
	半壊	32t/棟	3,511 棟	112,352	割合	8.0%	28.0%	58.0%	3.0%	3.0%
					発生量	8,988	31,458	65,164	3,371	3,371
	計			230,848	-	18,467	64,637	133,892	6,926	6,926
	火災	木造	107t/棟	272 棟	29,104	割合	0.1%	65.0%	31.0%	4.0%
発生量						29	18,918	9,022	1,135	0
非木造		135t/棟	38 棟	5,130	割合	0.1%	20.0%	76.0%	4.0%	0.0%
					発生量	5	1,026	3,899	200	0
計		-	-	34,234	-	34	19,944	12,921	1,335	0
災害廃棄物発生量		-	-	265,082	-	18,501	84,581	146,813	8,261	6,926

※液状化等の被害棟数は、入間市地域防災計画、被害予測量一覧、建物被害より。

※火災による被害棟数は、入間市災害廃棄物処理対応マニュアル【入間市災害廃棄物処理計画(初期対応版)】より

2 処理スケジュール

市における災害時の廃棄物の処理スケジュール例を図 3-3 に示す。災害発生後、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、住民が通常的生活環境を取り戻すことができるよう、市、県関係事業者、住民が連携しながら処理にあたり、3 年以内に処理業務を完了することを目標とする。

発災時には、実際の災害廃棄物発生量、処理施設の被災状況等を踏まえた処理スケジュールを作成する。被災規模が大きく広範囲にわたる大規模災害の場合等、処理が長期に及ぶ場合であっても、生活圏からの廃棄物の除去、災害廃棄物の処理完了等のそれぞれについて目標期間を設定し、県・国・他自治体等を含めたスケジューリングを行う。また、処理の進捗に応じ、処理見込量を算出しスケジュールの見直し等を行う。

行 動		初動期 (～数日間)	応急対応期 (～3 か月程度)	復旧・復興期 (～3 年程度)
災害廃棄物処理チームの設置				
被災情報の収集、国・関係機関との緊急連絡調整				
県内災害廃棄物発生量の推計				
県内処理体制の構築（協議・調整）				
災害廃棄物処理実行計画の作成				
一次仮置場の指定（被災市町村内を想定）				
災害廃棄物の撤去 一次仮置場への搬入	道路啓開ごみ			
	解体ごみ			
二次仮置場の指定・整備（広域処理を想定）				
災害廃棄物の処理	二次仮置場への搬入			
	二次仮置場での中間処理			
	焼却灰等の埋立処分			
一次・二次仮置場の原状復旧				
避難所仮設トイレ配備、ごみ収集ルートの設定				
避難所(仮設住宅)ごみ・し尿の処理実施				
通常の生活ごみの処理実施				

県実施（市町村連携・協働） 入間市実施（事務委託による県実施を含む）

出典：「埼玉県災害廃棄物処理指針」（埼玉県平成 29 年 3 月）

図 3-3 災害廃棄物処理の処理スケジュール例

3 処理フロー

災害廃棄物処理の基本方針、発生量及び要処理量、市の廃棄物処理施設の被害状況等を想定しつつ、災害廃棄物処理のフローを図 3-4 のとおり設定する。

災害廃棄物には、適正処理が困難なものも多く含まれることが想定されるため、県、国関係機関と連携し、民間事業者や関係団体の協力も踏まえた処理方法を設定する。

災害の種類や規模に応じて、図 3-4 を適宜見直し、処理フローを設定する。

また、処理の進捗状況にあわせて処理フローを随時見直すものとする。

なお、災害廃棄物発生量は、38 ページの表 3-8 被害棟数と災害廃棄物発生量の推計（立川断層帯地震）を基にした。

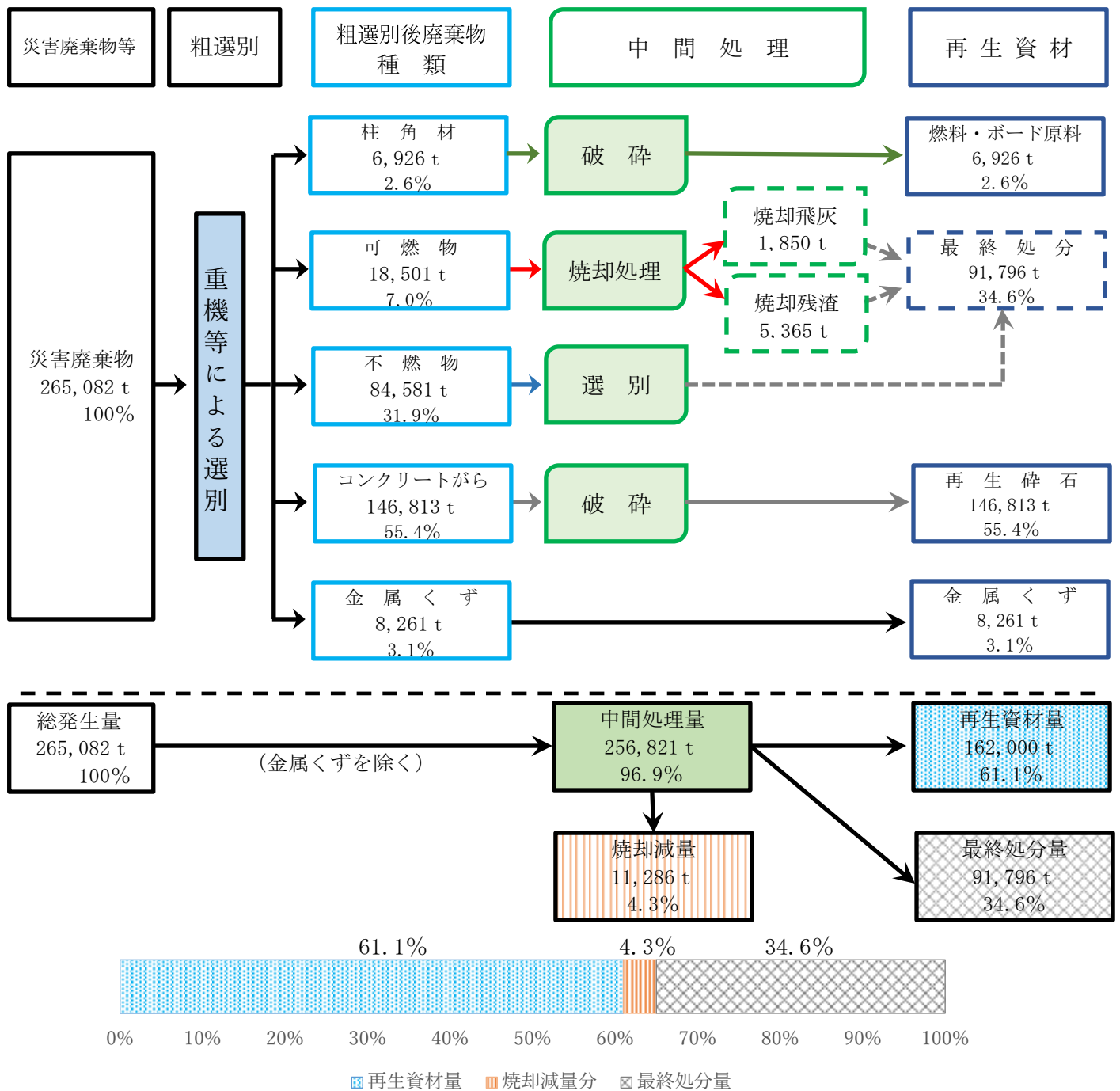


図 3-4 災害廃棄物の処理フロー（立川断層帯地震）

4 収集運搬計画

被災現場から一次仮置場への運搬、一次仮置場から二次仮置場への運搬、中間処理施設、最終処分場、再資源化業者等への運搬等を実施する。また、災害廃棄物によっては、被災現場や一次仮置場から直接、再資源化事業者等へ引き渡されるものも考えられる。今後収集業者との連携などにより災害における廃棄物収集体制の整備や道路通行の許可を与えるなどの具体的な対策も必要になる。図 3-5 に被災現場からの搬出方法を示す。

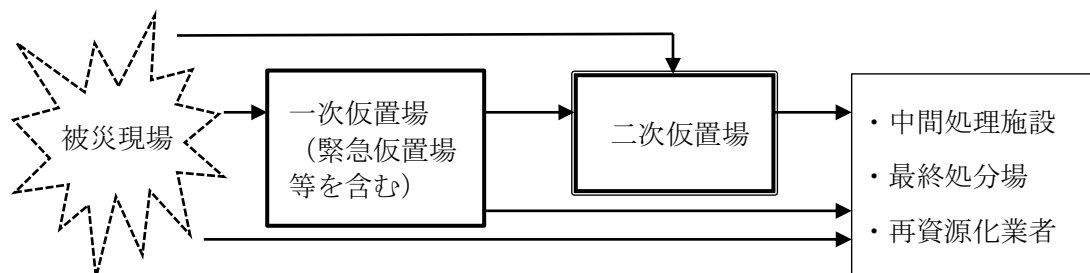
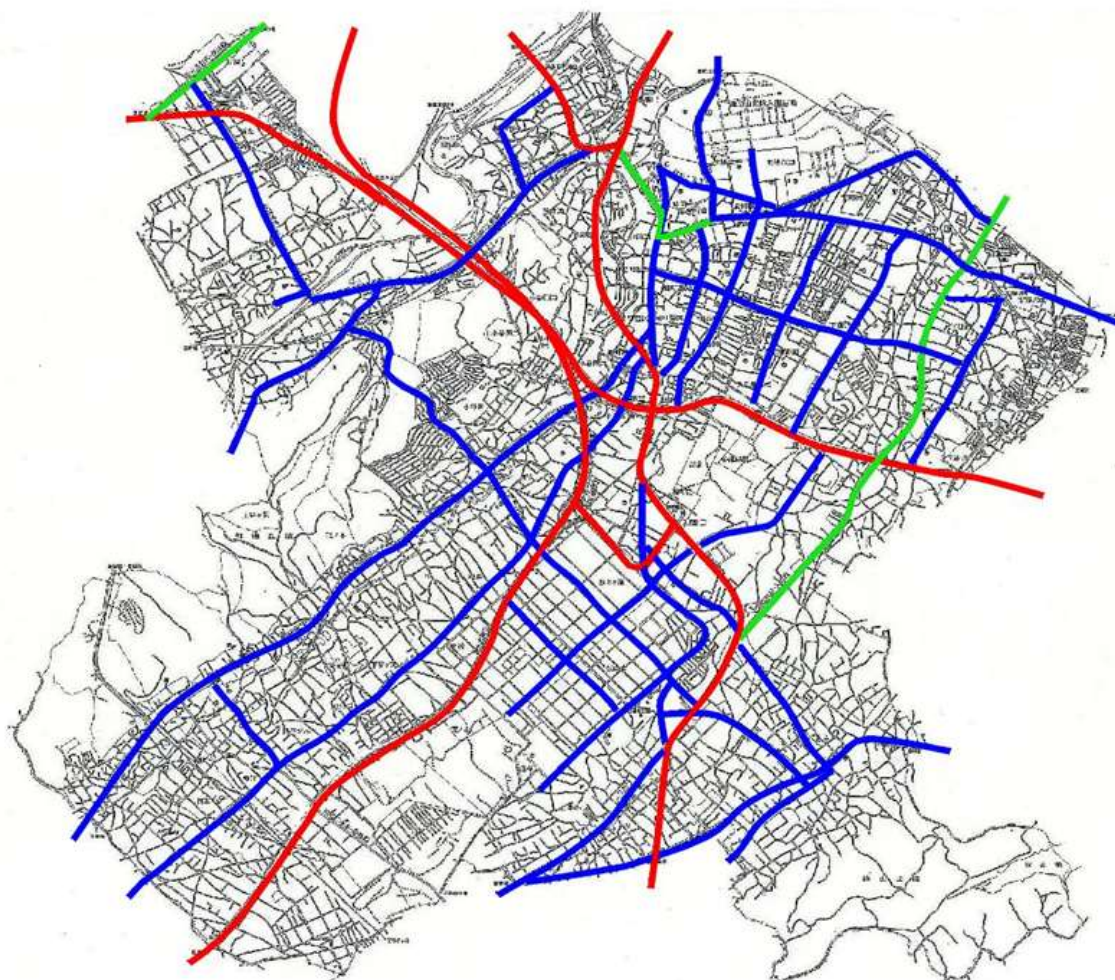


図 3-5 被災現場からの搬出方法

被災現場からの一次仮置場への運搬・搬入は、利用できる道路の幅が狭い場合が多く小型の車両しか使えない場合が想定される。この際の運搬には道路事情等に応じた荷台が深い小型の車両が必要となる。

広域処理を行う場合、被災状況や地理的特性から鉄道輸送も有効な方法と考えられ、使用可能な手段、輸送先との利便性等を総合的に勘案して決定する。

なお、市が災害時に利用可能な輸送手段を図3-6と表3-9に示す。



■ 入間市指定緊急輸送道路
 県道入間停車場線、県道所沢青梅線、
 県道青梅入間線、県道狭山下宮寺線、
 県道富岡入間線、幹2、5、7、8、9、
 11、19、20、27、29、30、37、38、
 39、40、41、42、43、44
 45、47、50、54、55、56、57、58、
 A581、C513、D92、D161、G482

※各仮置場候補地の位置は45ページの
 図3-7を参照

■ (埼玉県) 第一次特定
 緊急輸送道路
 国道16号
 首都圏中央連絡自動車道
 国道299号(バイパス)
 国道299号
 国道463号(バイパス)

■ (埼玉県) 第二次緊急
 輸送道路
 国道463号
 県道川越入間線
 県道馬引沢飯能線

図 3-6 及び表 3-9 災害時に通行を確保すべき道路

災害廃棄物の収集運搬に必要な車両台数は災害廃棄物発生量から、552 台が見込まれる。

災害廃棄物発生量		4 t (3 m ³) 車	10 t (6 m ³) 車
重量 (t)	265,082	368	184

表 3-10 がれき等の収集運搬車両の延べ必要台数の算出

(1) 発災後の対応

1) 初動期、応急対応

- 被災現場で廃棄物を車両に積み込む際には、危険物や有害廃棄物などに留意し、安全対策を万全に行うとともに、一次仮置場以降の処理を効率的に行うため、分別したうえで積み込む。
- 住民やボランティアが排出する際も分別して排出するよう周知を行う。
- 危険物・有害廃棄物、アスベストを含む建築物等の情報を合わせて提供する。
- 道路啓開に伴い発生した廃棄物は、順次、仮置場に分別・搬入する。
- 道路及び収集運搬車両等の被災状況について、災害対策本部、総合クリーンセンター、協定先等を通じて収集担当部局が把握する。
- 主要ルート等における通行上支障となる災害廃棄物の撤去にあたり、道路担当部局及び災害対策本部と連携し、自衛隊・警察・消防等の関係機関に収集運搬ルートを示して道路啓開を進める。
- 避難所、仮置場の設置場所、交通渋滞等を考慮した効率的な収集運搬ルート、収集運搬計画を策定する。
- し尿処理に関しては、仮設トイレや避難所から発生するし尿の収集を利用者数等の情報を入手したうえで計画的に実施する。
- 災害廃棄物、避難所及び家庭等から排出される廃棄物を収集運搬するため、県を通じて周辺市町村、協定を結んでいる団体等へ支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保する。

2) 応急対応(後半)以降

- 災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の閉鎖、避難所の縮小等の変化に応じて、収集運搬車両の必要台数を見直し、収集運搬の効率化を図る。

(2) 平常時の対策

- 被災現場からの一次仮置場への運搬・搬入は、利用できる道路の幅が狭い場合が多く小型の車両しか使えない場合が想定される。この際の運搬には、道路事情等に応じた荷台が深い小型の車両の手配を調整しておく。
- 被災者のごみ出し等にボランティアが関わることが想定されるため、ボランティア等に対する分別排出の周知・広報、ボランティアの装備等について検討する。
- 市内の収集運搬車両の台数、委託・直営の区分、委託先等の情報を整理しておく。
- 市施設の被害状況が早期に確認できるよう、各施設において手引き等をあらかじめ作成するよう努める。

5 仮置場の設置

廃棄物の収集運搬体制、処理の準備が整うまでの間、仮置場で適正に廃棄物を保管する。仮置場での廃棄物の保管にあたっては、その後の処理に影響をきたさないよう廃棄物の種類ごとの分別仮置き、保管を徹底するように努める。

市で設置する仮置場のうち、一次仮置場と二次仮置場は、表 3-13 のとおりとする。なお、緊急仮置場の候補地は、未定である。今後市内各地区の自治会等と協議し、候補地の選定を行う。また、緊急仮置場は、緊急的に随時、設置するものであり、一次仮置場整備に合わせ順次廃止する。

一次仮置場は、災害廃棄物を被災現場から二次仮置場に運搬する際の中継施設とし、市内に複数設置する。また、一次仮置場では、手作業、重機作業により粗選別を行う。

二次仮置場は、主に一次仮置場から搬入された災害廃棄物を破碎・選別するとともに、必要に応じて仮設焼却炉等を設置する。また、必要に応じて、住宅地の近くで住民用の仮置場の設置を検討する。

表 3-11 仮置場の種類と設置時期・期間

仮置場	内 容
緊急仮置場	被災住民が、自ら災害廃棄物を搬入することができる仮置場として、被災後できるだけ速やかに、被災現場に近い場所に設置し、数ヶ月間に限定して受け入れる。路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、仮置場が整備されるまでの間は、必要に応じ本市による搬入も行う。ただし、搬入に際しては、危険物や有害物等が搬入されたり、周辺的生活環境が悪化したりしないよう、緊急仮置場周辺の自治会等と搬入管理方法について協議したうえで設置する。〔発災後数ヶ月間程度設置〕
一次仮置場	原則、被災住民が直接、災害廃棄物を搬入するとともに、市委託業者や家屋撤去工事請負事業者等が搬入する。災害廃棄物の前処理(粗選別等)を行い二次仮置場へ積み替える拠点としての機能を持つ。被災現場から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、粗選別を行う。〔発災後1ヶ月頃から最長2年設置〕
二次仮置場	主に一次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を中間処理(破碎・選別、焼却等)するとともに、再資源化された資源物を保管する機能を持つ。〔発災後半年頃設置・3年以内閉鎖〕

仮置場必要面積の推定方法を以下に示す。

市で必要となる仮置場面積は、本計画で想定する災害時には、災害廃棄物の発生量から最大で約 8.1ha が必要となる。表 3-12 に仮置場必要面積を示す。

表 3-12 仮置場必要面積

想定災害	保管量(t)	必要面積①(m ²) (積上高 5m)	必要面積②(m ²) (積上高 3m)
立川断層帯地震	103,083	48,857	81,428

出典：「入間市災害廃棄物処理対応マニュアル」

【参考】仮置場必要面積の推定方法

仮置場の必要面積＝保管量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)

- ・ 保管量＝災害廃棄物の発生量一年間処理量
- ・ 年間処理量＝災害廃棄物の発生量/処理期間
- ・ 見かけ比重：可燃物＝0.4t/m³、不燃物＝1.1t/m³、土砂(津波堆積物)＝1.46 t/m³
- ・ 処理期間(災害発生時点からすべての処理を終了するまでの期間)：3年(基本)
- ・ 作業スペース割合：1

出典：災害廃棄物対策指針(環境省(平成 26 年 3 月))一部追記

※積上高は、周辺的生活環境保全上、3m以下が望ましい。

仮置場の候補地を表 3-13、図 3-7 に示す。

以下に示す留意事項に配慮し、今後も仮置場候補地の検討を進め、発災後迅速に設置できるように努める必要がある。

表 3-13 仮置場の候補地リスト

種 類	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	仮置可能面積 (㎡)
一次/二次	黒須市民運動場	春日町 (河川敷)	109,474	約 19,400
一次/二次	狭山台地区近隣公園予定地	狭山台 1-1-5 他	21,500	約 8,000
一次/二次	中央公園	扇町屋 1250-1	44,644	約 10,000
一次/二次	西武市民運動場	野田 (河川敷)	30,000	約 6,190
一次/二次	市民会館第 3・第 5 駐車場	扇町屋 1-598-1 他	2,607	約 2,500

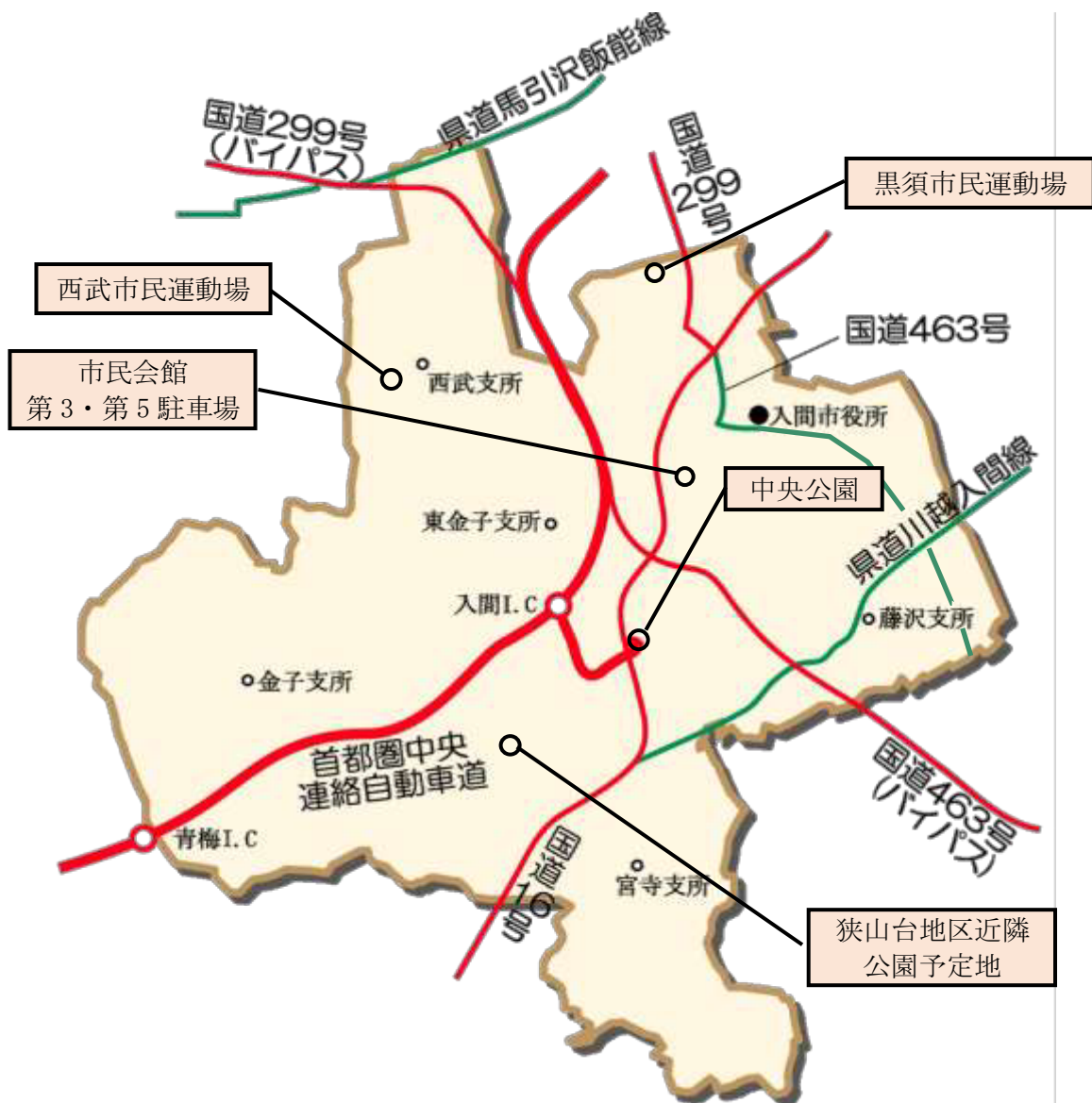


図 3-7 仮置場の候補地位置図

仮置場候補地については、優先的に「狭山台区画整理地内公園予定地」・「中央公園」
・「市民会館第3・第5駐車場」を使用し、風水害の影響を受ける可能性がある「黒須市
民運動公園」と「西武市民運動場」は、予備的に使用することとする。

仮置場選定に当たっての留意事項等は、表 3-14 のとおりである。また、仮置場運用の
留意点は、以下のとおりである。

表 3-14 仮置場選定に当たっての留意事項等

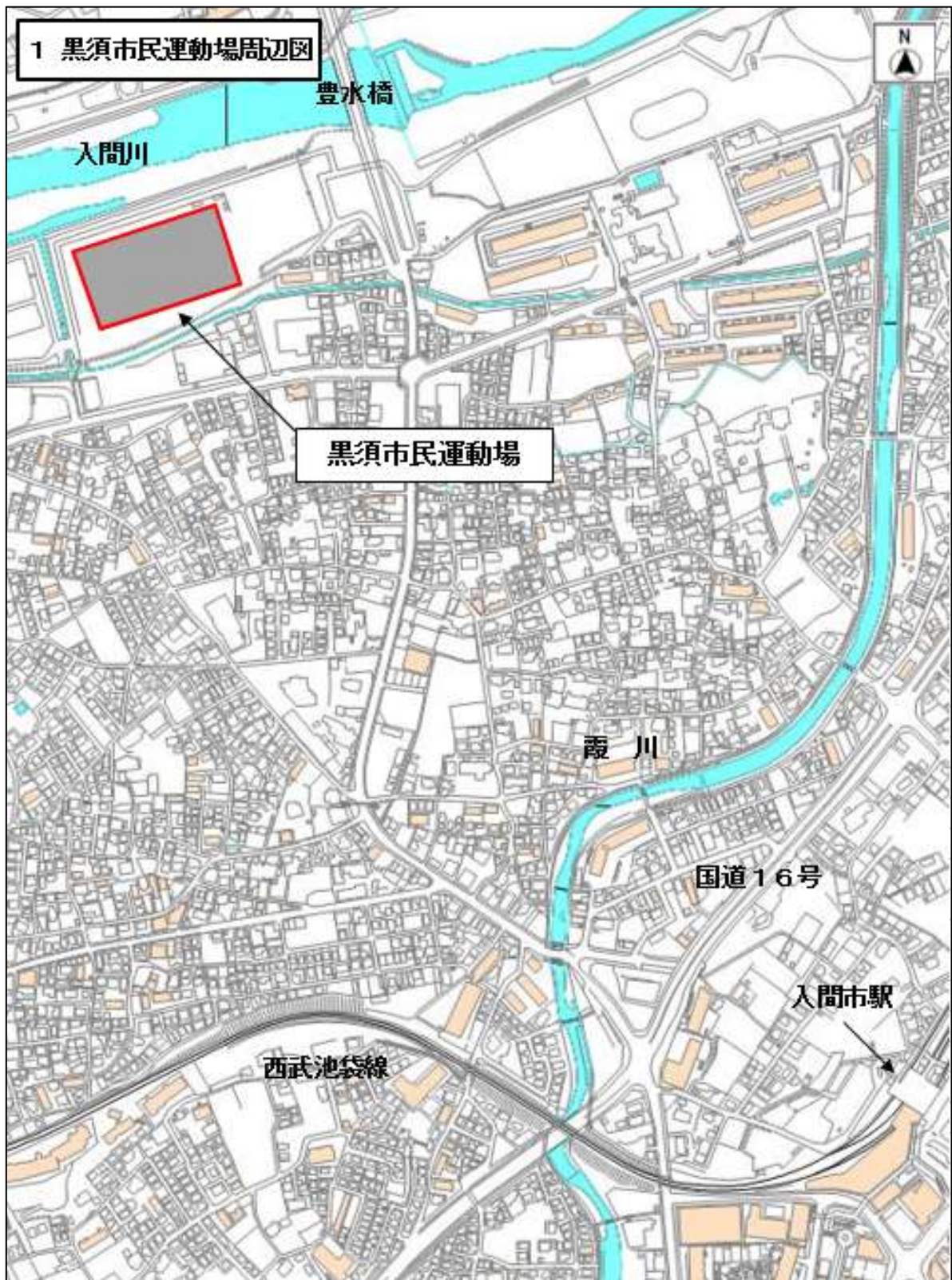
- ・二次災害のおそれがない場所が望ましい。
- ・災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路の幅員、処理施設等
への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。
- ・搬入時の交通、中間処理作業の周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。
- ・仮置場の選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、跡地利用、関
連重機や車両アクセス性や作業の難易度、最低限の防火・消火用水（確保できない
場合は散水機械）、仮設処理施設の電源確保の可能性等を考慮する。
- ・選定においては、公有地の遊休地、未利用地、公園、駐車場、埋立地、埋立跡地
等を利用するのが望ましい。都市計画法第 6 条に基づく調査で整備された「土地
利用現況図」が当該市町村及び都道府県に保管されているので、それを参考に選
定作業を行う。
- ・グラウンド等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合
がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と原状復帰の
時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。

出典：「埼玉県災害廃棄物処理指針」（埼玉県 平成 29 年 3 月）

被害状況に応じて災害廃棄物量から、必要となる仮置面積を算定し、仮置場候補地から
使用する箇所を確定させる。

使用する仮置場では、使用前に可能な範囲で土壤汚染状況を確認し、仮置する災害廃棄
物の性状に合わせて土壤汚染防止策を検討するとともに、管理小屋、フェンス、消火設備
等の必要設備を設置する。

図 3-8、図 3-9、図 3-10、図 3-11、図 3-12 に仮置場候補地平面図を示す。



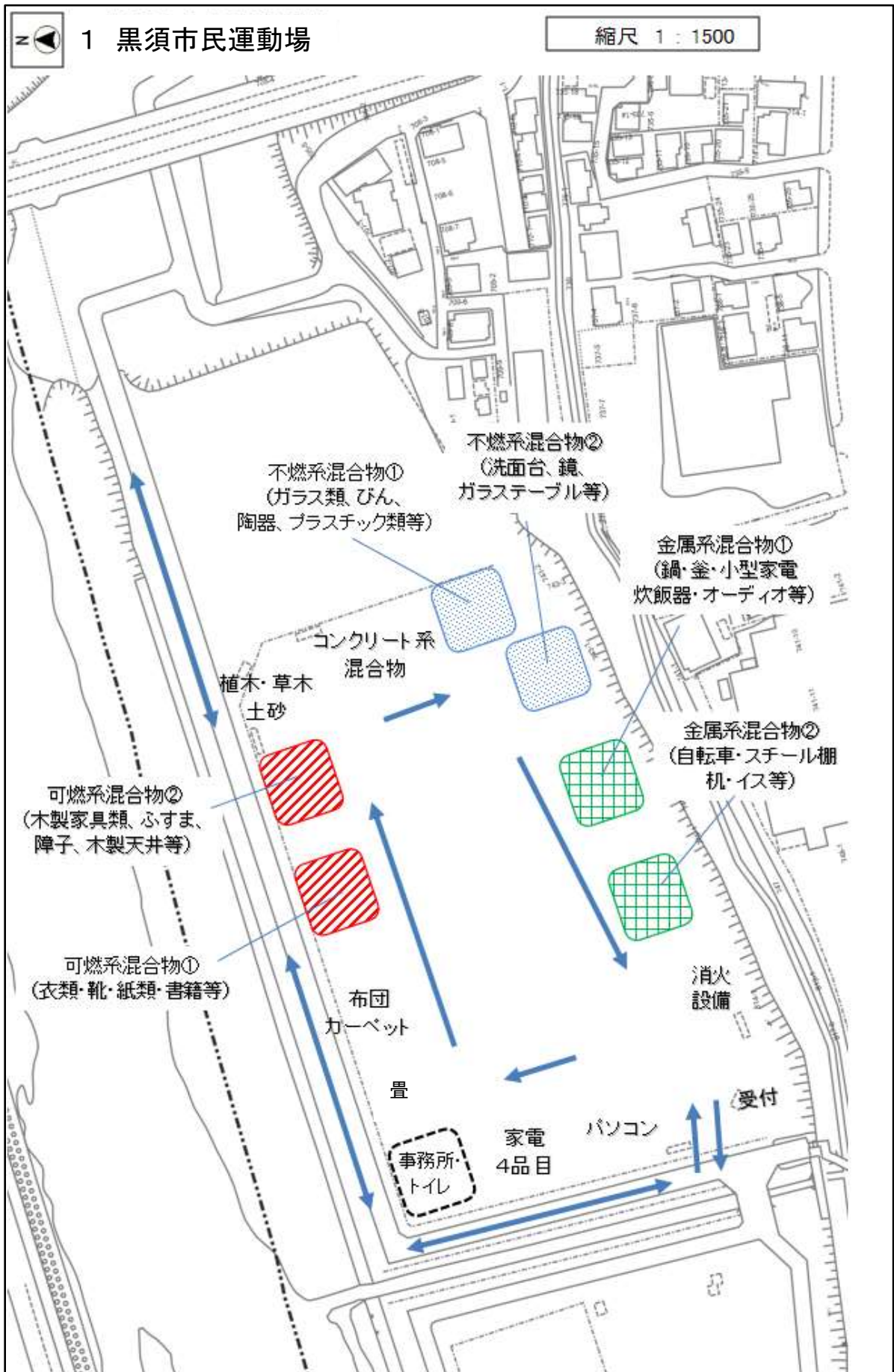
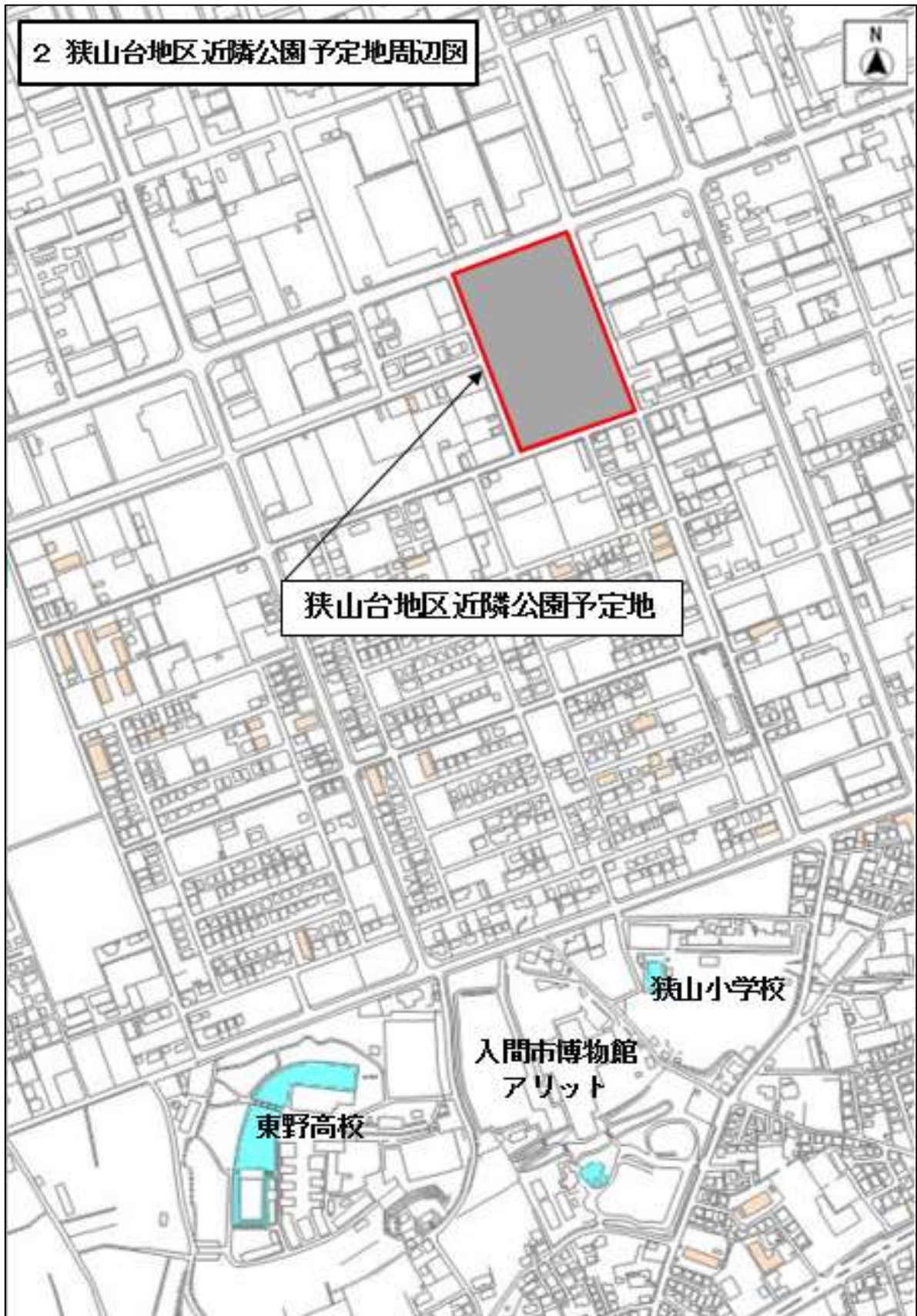


図 3-8 黒須市民運動場仮置場候補地平面図



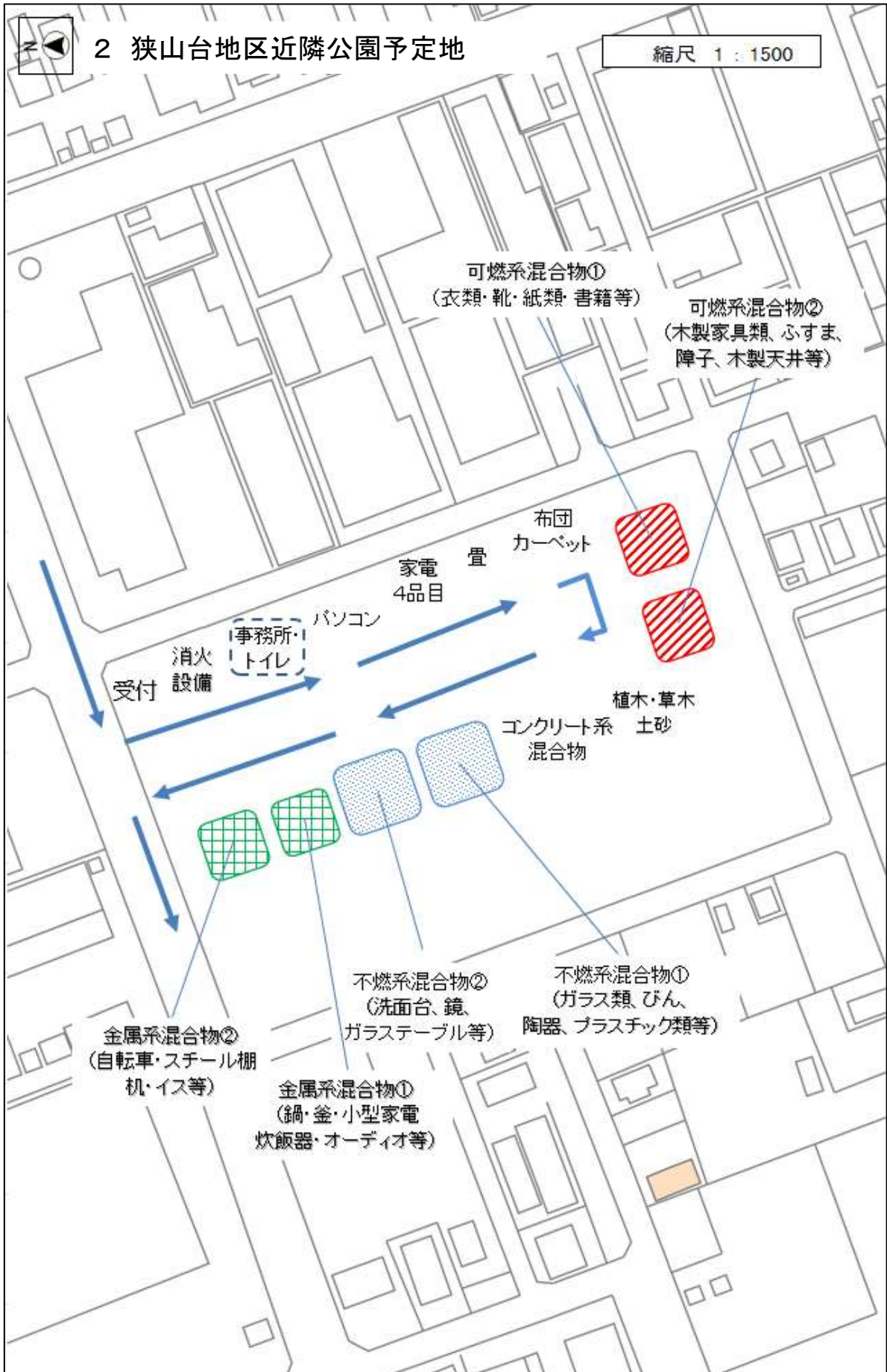
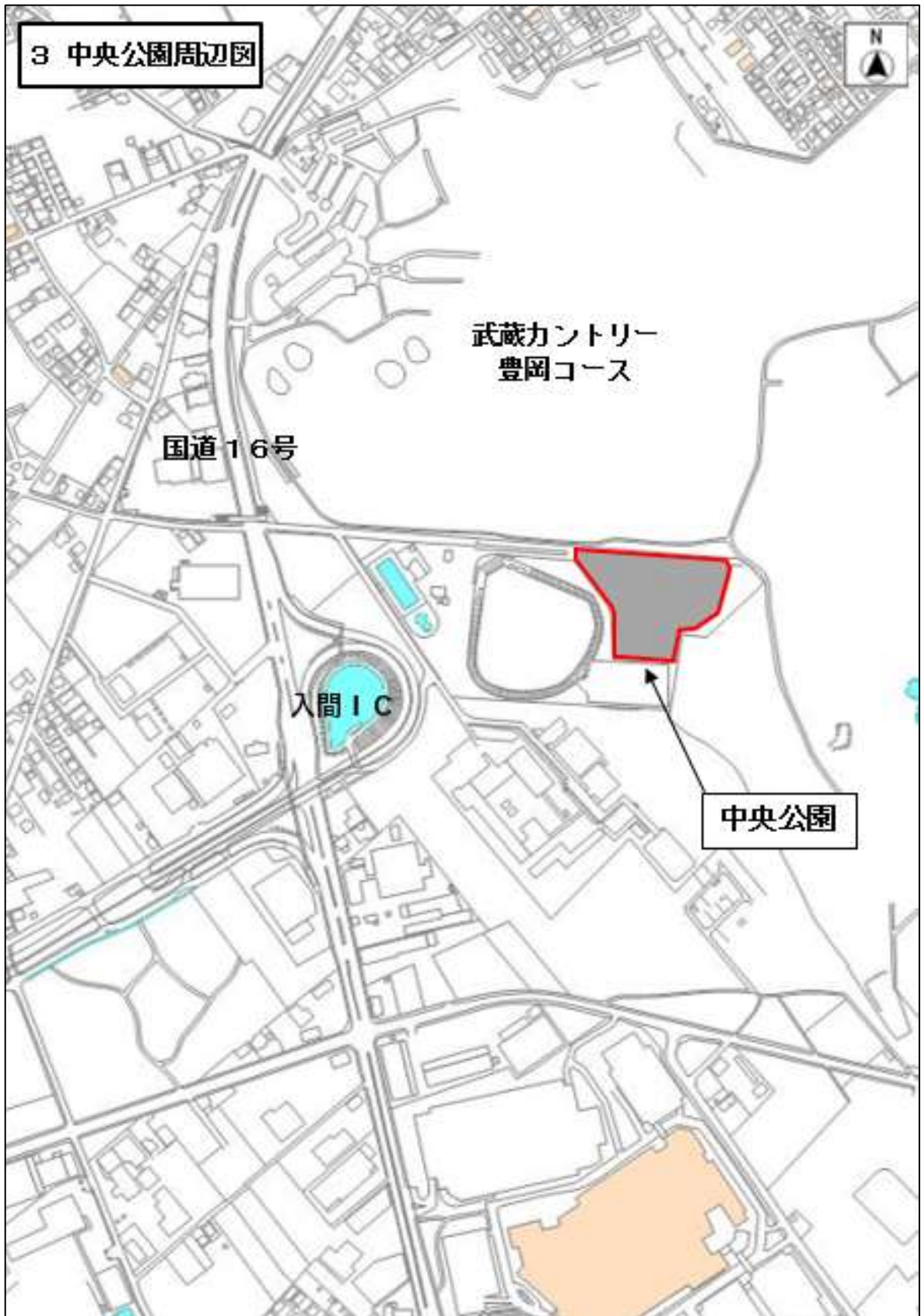


図 3-9 狭山台地区近隣公園予定地仮置場候補地平面図 (イメージ図)



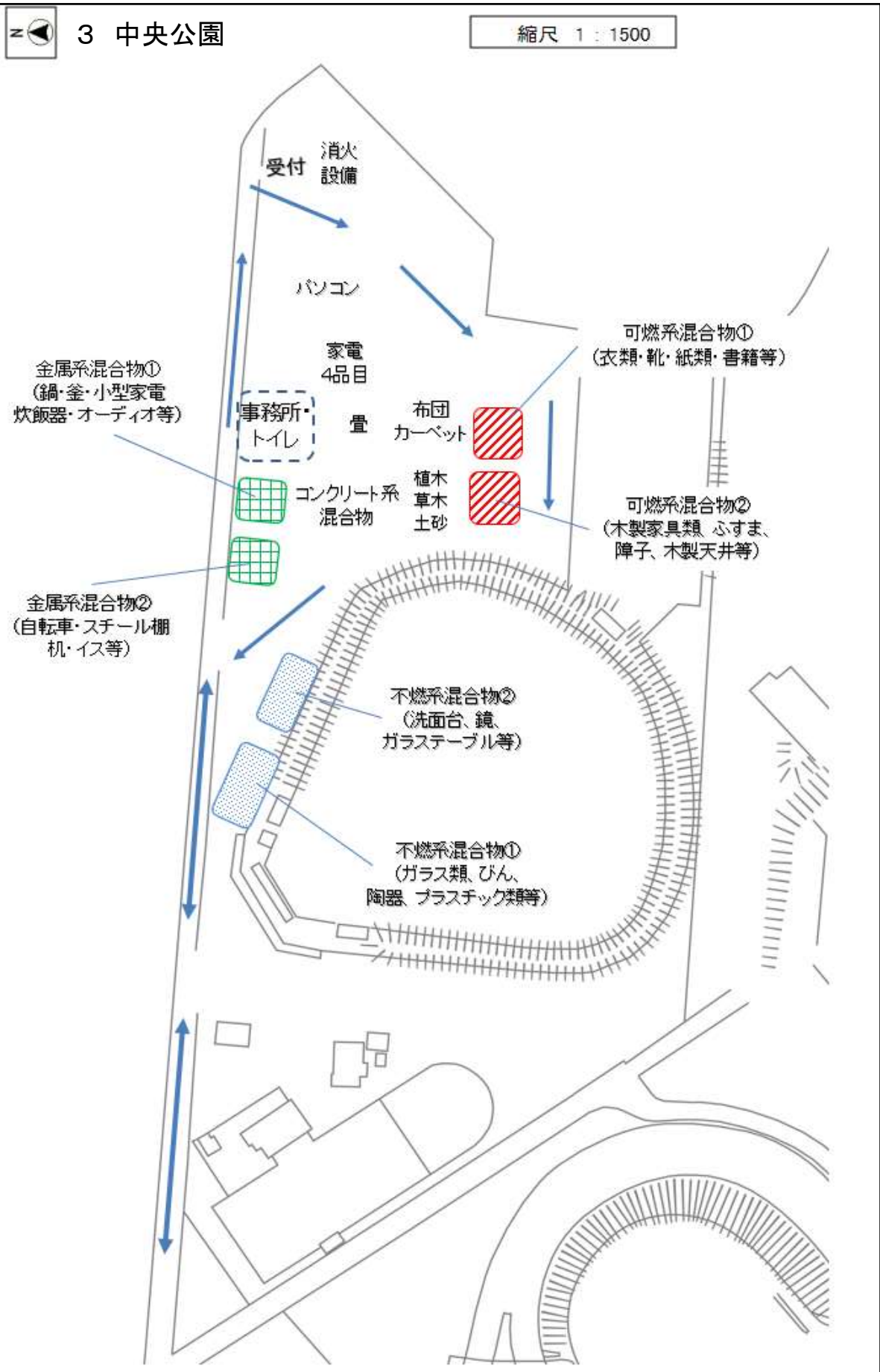
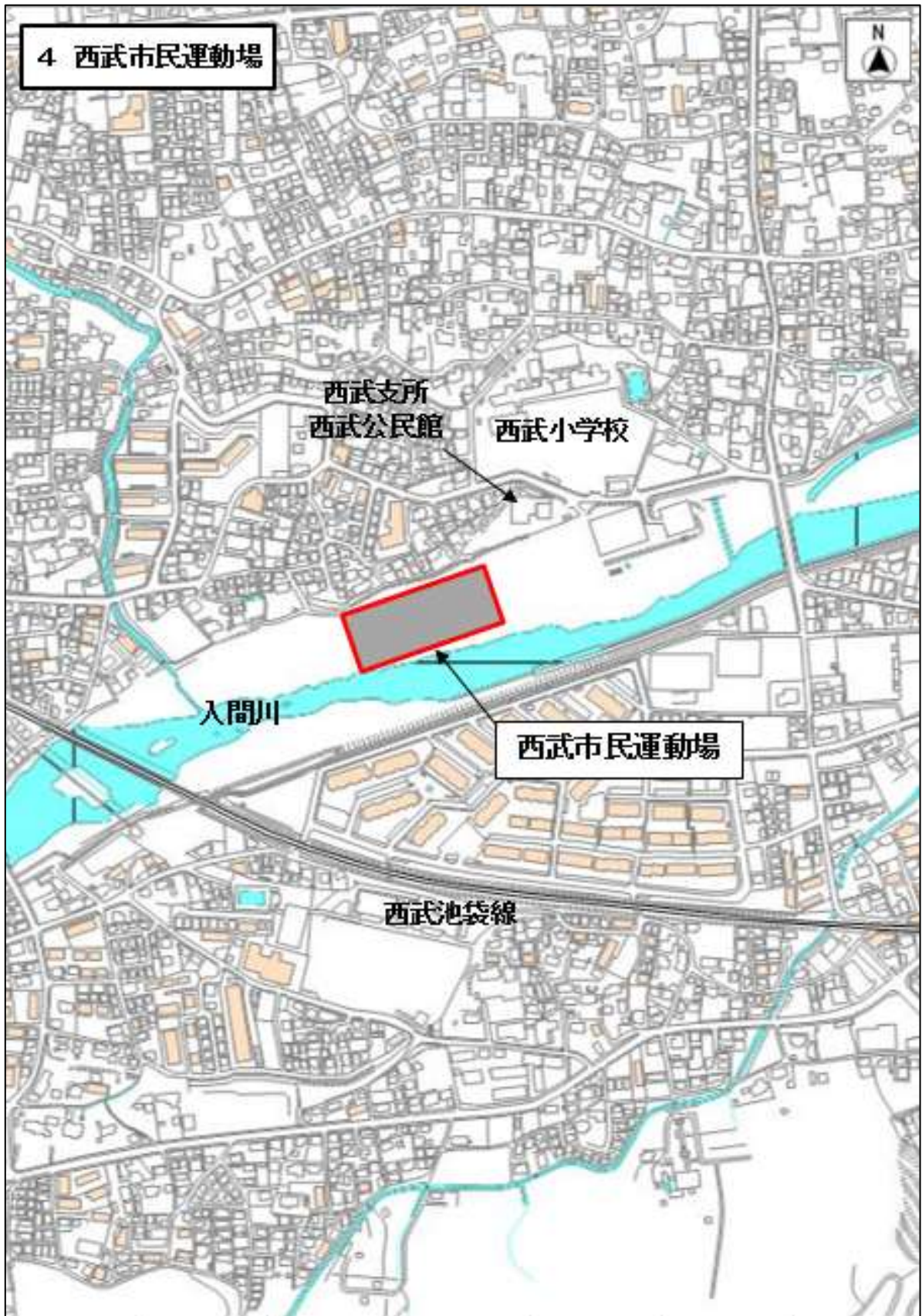


図 3-10 中央公園仮置場候補地平面図



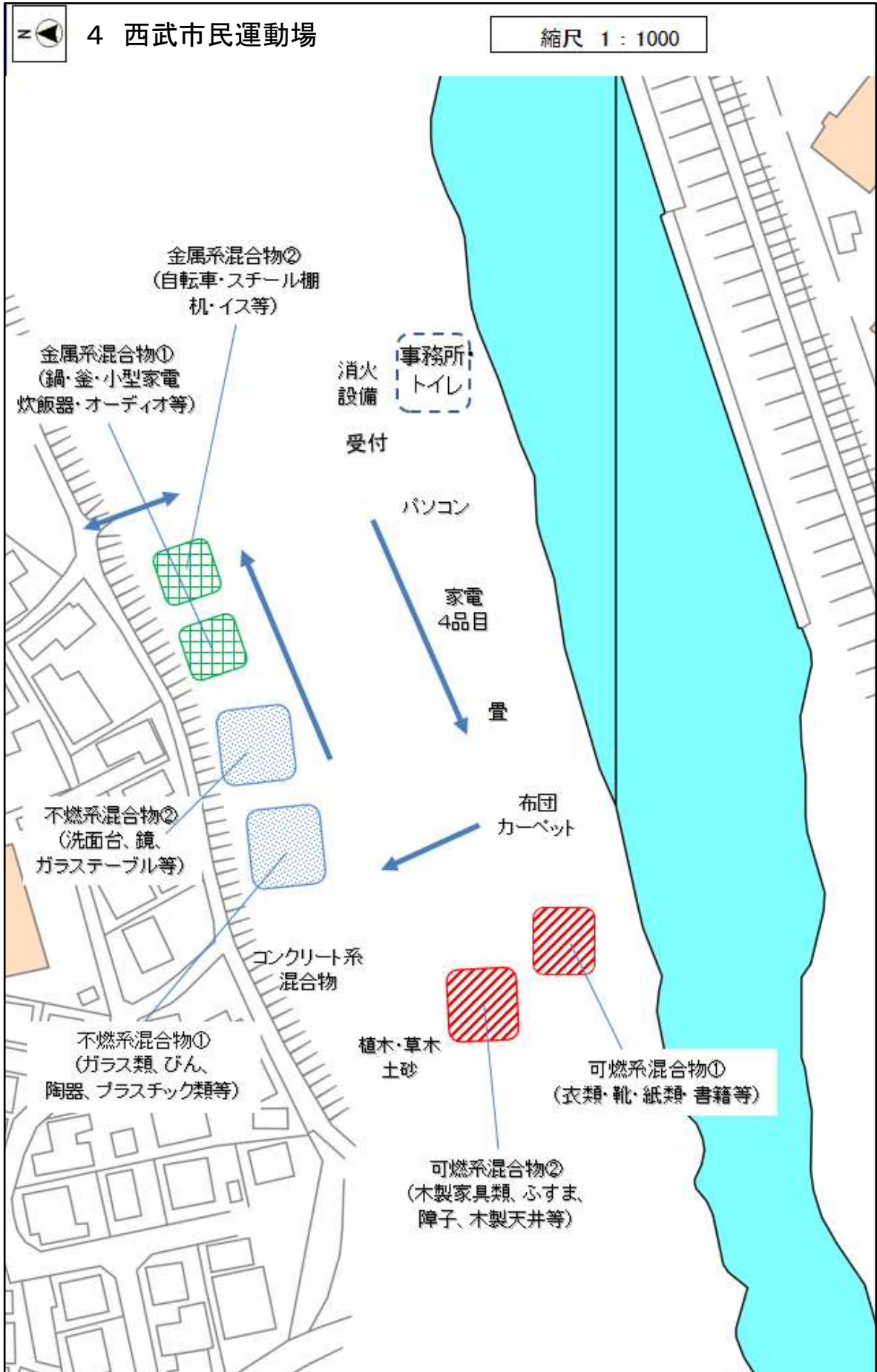


図 3-11 西武市民運動場仮置場候補地平面図

5 市民会館第3・第5駐車場周辺図

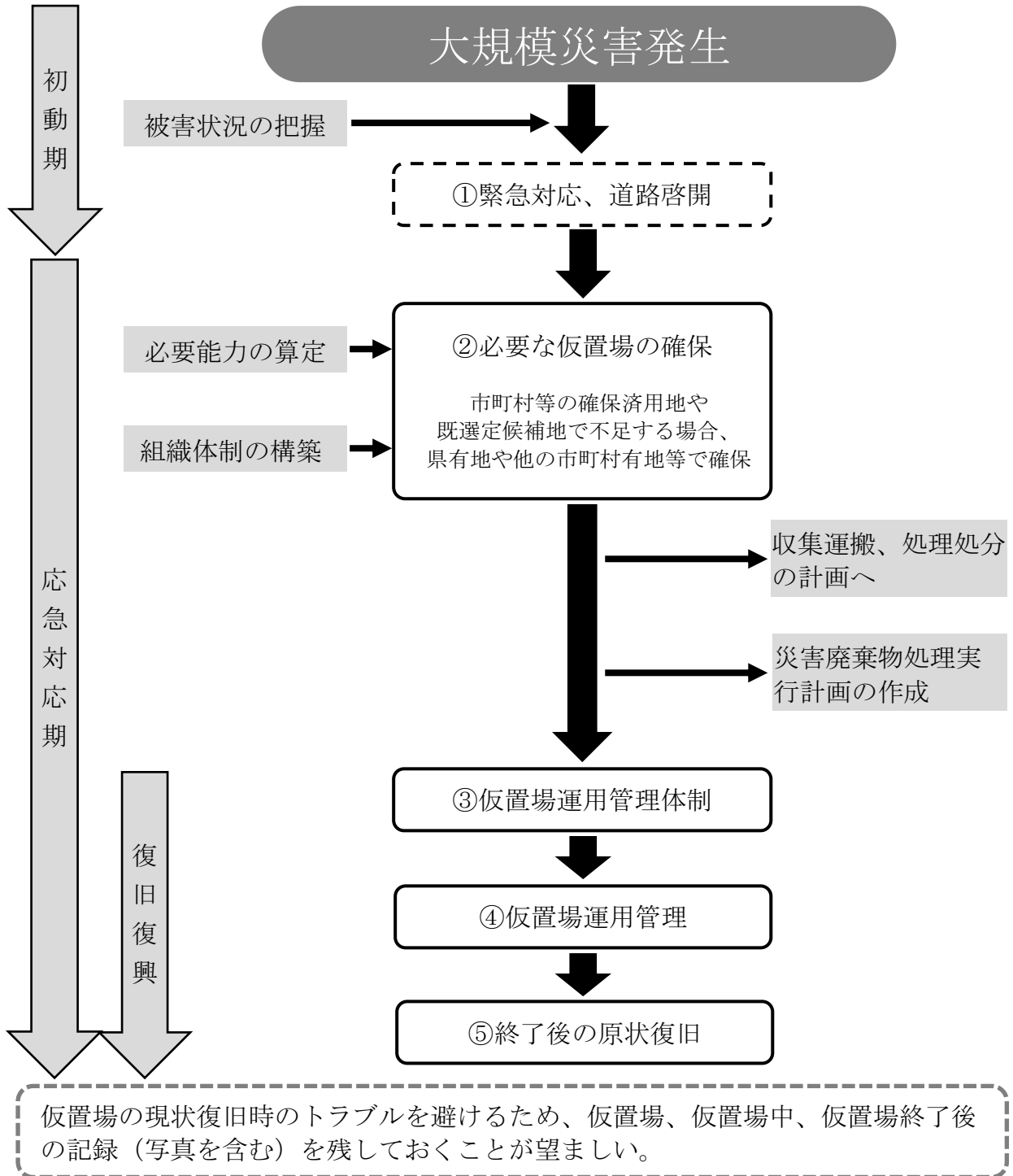




図 3-12 市民会館第3・第5駐車場仮置場候補地平面図

(1) 発災後の対応

大規模災害発生時の仮置場確保及び運営管理の対応フローは図 3-13 のとおり示す。



出典：「埼玉県災害廃棄物処理指針」（埼玉県 平成 29 年 3 月）

図 3-13 仮置場の確保及び運営管理に係る対応フロー

1) 初動期、応急対応

①一次仮置場の確保・設置

- 現在の仮置場の候補地について、発災時に別の用途で使用される可能性も考えられるため、関係部局に仮置場候補地の使用状況を確認する必要がある。
- 新たな仮置場が必要となった場合には、自衛隊の野営地、避難場所、都市公園、仮設住宅候補地、その他オープンスペースを所管する部局と調整し、仮置場を確保する。発災後は表 3-13 に示す仮置場候補地より仮置場を選定するものとする。不足する事態も想定されるため、仮置場候補地を今後も選定していくものとする。
- 仮置場としての用途が終了した後は原状復旧する必要があることから、仮置場としての用途開始前に土壌汚染調査・サンプリング等を実施する。
- 地域防災計画や本計画に基づき、一次仮置場を早期に開設する。
- 処理の進捗・発生量の見直し等に応じて新たな仮置場が必要となった場合、搬出先を早急に確保し仮置場からの搬出を促進することで、極力、仮置場必要面積を減少させる。
- 新たな仮置場の確保・設置にあたっては、場内での重機の移動・作業を勘案し、廃棄物の保管スペース以外の作業面積が一定程度確保できる場所を選定する。

②一次仮置場の管理体制の構築

- 一次仮置場では、受付、場内案内、分別指導、重機等を用いた廃棄物の山の整地等が必要となることを踏まえ、管理・運営に必要な人員・資機材等を確保する。

③一次仮置場の管理

- 廃棄物の仮置きは、廃棄物の種類毎にまとめて保管する。
- 廃棄物の山と山の離隔を取り、車両の動線を確保する。
- 分別仮置き・保管を徹底するため、場内レイアウトの作成、看板の設置等を行う。
- 不法投棄、盗難防止のため、警備員の配置、仮囲いの設置を行う。
- 場内での荷下ろしについては、原則、持込者が実施するが、必要に応じて市の職員や市から仮置場の管理を受託した業者が補助を行う。

2) 応急対応期(後半)以降

①仮置場の復旧・返却

- 仮置場(一次・二次)を原状復旧するため、必要に応じ環境調査等を実施した上で、原状復旧のための対策を講じる。

②必要面積の算定、過不足の確認、仮置場の集約

- 処理の進捗・発生量の見直し等に応じて仮置場の必要面積を随時算定し、過不足を確認する。
- 管理すべき仮置場の数が増えると、管理にあたる人員や資機材等が増大することから、仮置場の集約を検討する。

③仮置場の復旧・復興

- 閉鎖した仮置場用地の原状復旧を行う。

(2) 平常時の対策

- 仮置場の不足を補うため、市内の仮置場の候補地を調査・選定する。
- 仮置場への搬入、仮置場からの搬出を円滑に実施できるよう、仮置場の管理のためのルールやボランティアの活用等を平常時から検討しておく。
- 仮置場の場所や出し方(生活ごみは排出できないこと、災害廃棄物を処理施設へ直接持ち込みはできないこと等)について、平常時から周知を行っておく。

6 環境配慮事項

生活環境等の保全や労働災害防止のため、災害廃棄物等の処理に係る各工程について、適切に環境対策・モニタリング・火災対策等を実施する。表 3-15 に災害廃棄物の処理に係る主な環境影響と要因、表 3-16 に環境モニタリングの調査・分析方法を示す。

(1) 発災後の対策

1) 初動期、応急対応

① 仮置き前の土壌サンプリング

○仮置き場としての用途が終了した後は原状復旧する必要があることから、仮置き場としての用途開始前に土壌汚染調査・サンプリング等を実施する。

② 飛散・漏水防止策

○仮置き場や周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切な飛散・漏水防止策を講じる。

③ 悪臭・害虫防止策

○腐敗性廃棄物等については、害虫・悪臭等の発生を防止するため、優先的に処理を行うとともに、消石灰・消臭剤の散布やシート被覆等の対応を行う。薬剤の散布等にあたっては、専門機関等に相談のうえ実施する。

④ 火災対策

○出火時に備えて消火用具を準備する。また、出火した際は消防に連絡し、早期の鎮火に努める。

○警備員を夜間にも常駐させ、定期的に仮置き場の見回りを行う。また、可燃物を仮置きしている場合は可燃物からの発煙の有無を目視確認するとともに、定期的に内部の温度及び一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき管理を行う。

○有機性のものは発酵・発熱することで火事を引き起こすことが想定されるため、廃置等については、高く積み上げすぎたり、可燃系のものと近接して保管したりしないよう、仮置き場において発熱・発火防止対策を行う。また、必要に応じ散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置や温度計測等を行う。

⑤ 環境モニタリングの実施

○特に初動期には、人命救助・行方不明者捜索のため、道路上支障物や倒壊の危険性がある建物を迅速に撤去することにより、撤去作業に伴い石綿が飛散する恐れがあることから、一般大気中の石綿濃度を測定するとともに、騒音・振動等についても定期的に測定し、作業員の安全対策の状況も合わせて確認する。

また、モニタリングの結果を適時公表する。

○国指針技術資料「環境対策・モニタリング、火災防止対策【技 1-14-7】」等を参考に、適切な対策を講じる。

○仮置き場と生活環境が近接する地域が想定されるため、周辺的生活環境を保全することを目的に、仮置き場の開設にあたっては、早急かつ適切に環境モニタリングを実施し、環境対策等を推進する。

○環境モニタリングを行う項目は、平常時の検討内容を参考にし、被害状況に応じて決定する。災害廃棄物処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の追加等を行う。

2) 応急対応(後半)以降

① 飛散・漏水防止策

○応急対応における対応を継続する。

② 悪臭・害虫防止策

○応急対応における対策を継続する。

③火災対策

○応急対応における対応を継続する。

④環境モニタリングの実施

○応急対応における対応を継続する。

⑤原状復旧に係る土壌調査

○仮置場(一次・二次)を原状復旧するため、適宜汚染状況調査等を実施したうえで、原状復旧のための対策を講じる。

(2) 平常時の対策

○環境モニタリングの項目としては、大気汚染(有害大気汚染物質等)・騒音振動・水質汚濁・土壌汚染・悪臭等が挙げられるが、発災後の様相を想定してモニタリング項目・頻度・基準について検討しておく。

○仮置場では悪臭及び害虫の発生、火災等の恐れがあることから、仮置場における環境対策をあらかじめ検討し、対策に必要となる物資等の調達先について調査・整理しておく。

表 3-15 災害廃棄物の処理に係る主な環境影響と要因

影響項目	対象	主な環境影響と要因
大気質	被災現場 (解体現場等)	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去作業に伴う粉じんの飛散 アスベスト含有廃棄物(建材等)の解体に伴う飛散
	運搬時	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等運搬車両の走行に伴う排ガスによる影響 廃棄物等運搬車両の走行に伴う粉じんの飛散
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 重機等の稼働に伴う排ガスによる影響 中間処理作業に伴う粉じんの飛散 アスベスト含有廃棄物(建材)の処理によるアスベストの飛散 保管廃棄物からの有害ガス、可燃性ガスの発生 焼却炉(仮設)の稼働に伴う排ガスによる影響
騒音 振動	被災現場 (解体現場等)	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去等の作業時における重機等の使用に伴う騒音・振動の発生
	運搬時	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音・振動
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場での運搬車両の走行による騒音・振動の発生 仮置場内での破碎・選別作業における重機や破碎機等の使用に伴う騒音・振動の発生
土壌等	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場内の保管廃棄物からの有害物質等の漏出による土壌への影響
臭気	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場内の保管廃棄物及び廃棄物の処理に伴って発生する臭気による影響
水質	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場内の保管廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 降雨等に伴って仮置場内に堆積した粉じん等の濁りを含んだ水の公共水域への流出 焼却炉(仮設)の排水や災害廃棄物の洗浄等に使用した水(排水)の公共水域への流出
その他	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 保管廃棄物(混合廃棄物、腐敗性廃棄物等)による火災発生

出典：「高知県災害廃棄物処理計画 ver. 1 P131」(高知県平成 26 年 9 月)

表 3-16 環境モニタリングの調査・分析方法

影響項目	調査・分析方法
大気（飛散粉じん）	JIS Z 8814 ろ過捕集による重量濃度測定方法に定めるローボリュームエ
騒音	環境騒音の表示・測定方法」（JIS Z 8731）に定める方法
振動	振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に定める方法
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種特定有害物質（土壌ガス調査） 平成 15 年環境省告示第 16 号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法） ・ 第二種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壌溶出量調査に係る測定方法） ・ 第二種特定有害物質（土壌含有量調査） 平成 15 年環境省告示第 19 号（土壌含有量調査に係る測定方法） ・ 第三種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壌溶出量調査に係る測定方法）
臭気	「臭気指数及び臭気排出強度算定の方法」（H7.9 環告第 63 号）に基づく方法とする。
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水基準を定める省令（S46.6 総理府例第 35 号） ・ 水質汚濁に係る環境基準について（S46.12 環告第 59 号） ・ 地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（H9.3 環告第 10 号）

出典：「環境省災害廃棄物対策指針 技術資料【技 1-14-7】 P3」

7 処理

災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎選別処理、焼却処理等の中間処理を行う。

災害廃棄物処理に必要な中間処理能力、再生利用ルート、埋立処分能力は、既存の施設等の能力を最大限に生かすとともに、不足分について、県内外施設への広域処理や仮設処理施設の整備により確保する。

(1) 発災後の対応

初動期、応急対応

①施設等の被害状況の把握、安全性の確認

- 災害廃棄物の処理は、原則として市域内で処理を行うものとする。
- 平常時に策定した災害時対応マニュアルに従い、処理施設の点検等を行う。
- 処理施設が被災した場合は、いち早く平常時のごみ処理体制に復旧できるように補修体制を整備し早急に施設補修に着手する。

②稼働可能炉の運転による処理

- 施設の安全性が確認された後は、稼働可能な施設から順に再稼働し、ごみ処理に係る支障を最小限にとどめる。
- 発生する災害時の廃棄物量に対して、市の一般廃棄物処理施設及び民間事業者の処理施設を活用しても処理能力が足りない事態にあっては、国指針や県指針を踏まえ、埼玉県と調整のうえ、県内外の広域処理での対応について調整する。域内処理や広域処理のための仮設の破碎・選別処理施設が必要となる場合は、関係法令を遵守しつつ、速やかに設置を行う。
- 被災した市施設が普段どおりの稼働が行える状態になった場合は、施設を再動作せ、平常時のごみ処理体制を復旧させる。

③二次仮置場の確保・設置

- 一次仮置場において粗選別を行った災害廃棄物を二次仮置場で中間処理する。中間処理は、災害廃棄物の性状等にあわせ破碎、選別、焼却等を組み合わせて実施する。二次仮置場ではこれらの機能を集約し、効率的に災害廃棄物の減量化、資源化を図る。
- 二次仮置場の確保・設置が必要な場合、必要な仮設処理施設(破碎施設、選別施設等)の種類や必要能力等を検討し、法令・条例等に基づき、生活環境影響調査等を実施する。
- 仮置場としての用途が終了した後は原状復旧する必要があることから、仮置場としての用途開始前に土壌汚染調査・サンプリング等を実施する。
- 二次仮置場では、仮設処理施設(破碎施設、選別施設等)を設置することになるため、設置可能な面積を有する場所を選定する。
- 二次仮置場の必要面積については、仮設処理施設での処理対象量、設置する施設の種類、配備する重機の必要稼働スペース等により差が生じることに留意する。

④二次仮置場の管理体制の構築

- 二次仮置場では、廃棄物の中間処理(破碎、選別等)を行うことから、産廃業者や建設業者等への業務委託を検討する。
- 県内外の広域処理を行っても処理が長期化するような場合は、必要に応じて、仮設焼却炉の設置を検討する。なお、仮設焼却炉の設置にあたっては、処理の進捗や仮設焼却炉の設置・運営に係る費用に対する効果等を勘案し、発災後に総合的に判断する。

⑤二次仮置場の管理

- 二次仮置場での処理を着実に実施できるよう、二次仮置場の管理・運営者を監督指導するとともに、二次仮置場での処理が周辺環境に悪影響を及ぼさないよう環境モニタリング等を実施する。
- 復旧・復興の状況によっては、使用中の仮置場周辺での渋滞が常態化するおそれがあるため、渋滞解消策等を適宜検討する。

⑥仮設処理施設・事務委託

- 埼玉県と協議・調整を行ったうえで、必要と考えられる場合は、地方自治法に定める事務の委託または代替執行の規定に基づき、埼玉県に災害時の廃棄物処理の一部事務委託等を要請する。
- 仮設処理施設での処理にあたっては、アスベスト等の有害物質による汚染に留意する。災害廃棄物処理の進捗状況を確認のうえ、処理ラインの見直しを適宜行い処理期間内での処理完了を目指す。処理期間完了の数ヶ月前には二次仮置場を閉鎖する。仮設焼却炉の解体・撤去はダイオキシン類等の汚染が想定されるため、労働基準監督署等と協議したうえで、解体撤去作業を行い、解体撤去完了後に土壌調査等を実施し、地権者へ契約に基づいて返還する。
- 使用中の仮置場で環境モニタリングを継続して実施する。

(2) 平常時の対応

- 処理施設の災害対応マニュアル、事業継続計画(BCP)の作成、見直しを行う。
- 災害時の二次仮置場における仮設処理施設の設置をあらかじめ想定し、市内において仮設処理施設が設置できる面積等の要件を満たす仮置場候補地を調査・選定しておく。

8 再生利用

災害廃棄物は、再生利用可能なものを多量に含んでおり、復旧・復興時の資材としての利用も可能なことから、積極的に再生資材として有効利用していくものとする。

表 3-17 に再生利用が考えられる資材等を示す。

表 3-17 再生利用が考えられる資材等

災害廃棄物(発生源)	再生資材	利用用途等
コンクリートがら	再生砕石	復興資材(道路路盤材等)
金属類	金属	金属くず
木質類(柱・角材)	チップ、ペレット	サーマルリサイクル(燃料) マテリアルリサイクル(資材)
可燃物(焼却対象)	焼却灰	セメント原料等
土砂(津波堆積物)	土砂	復興資材(盛土材等)

災害応急時においても、今後の処理や再生利用を考慮し、一次・二次仮置場では可能な限り分別を行い、再生資材の発生量に応じて関係部局等と調整のうえ、保管場所を設ける。

復旧・復興事業等においては、再生資材の活用が望ましいことから、種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択し、品質・安全性に配慮した処理を行う。表 3-18 に廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等を示す。

表 3-18 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等

種類	処理方法及び留意事項等
混合廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 混合廃棄物は、有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破碎し、選別（磁選、比重差選別、手選別など）を行うなど、段階別に処理する方法が考えられる。
腐敗性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 水産廃棄物や食品廃棄物などの腐敗性廃棄物は、冷凍保存されていないものから優先して処理する。 水産廃棄物の処理・処分の方法について、東日本大震災では海洋処分が行われたが、その排出海域や排出方法については国の告示に基づき行われた。
家電類	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に、家電リサイクル法の対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）については他の廃棄物と分けて回収し、家電リサイクル法に基づき製造業者等に引き渡してリサイクルすることが一般的である。この場合、市町村が製造業者等に支払う引渡料金は原則として国庫補助の対象となる。一方、津波等により形状が大きく変化した家電リサイクル法対象物については、東日本大震災では破碎して焼却処理を行った事例がある。 冷蔵庫や冷凍庫の処理にあたっては、内部の飲食料品を取り出した後に廃棄するなど、生ごみの分別を徹底する。 冷蔵庫等フロン類を使用する機器については分別・保管を徹底し、フロン類を回収する。
肥料、飼料等	<ul style="list-style-type: none"> 肥料・飼料等が水害等を受けた場合は（巷の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む）、平常時に把握している業者へ処理・処分を依頼する。

種類	処理方法及び留意事項等
木くず	<ul style="list-style-type: none"> 木くずの処理にあたっては、トロンメルやスケルトンバケットによる事前の土砂分離が重要である。木くずに土砂が付着している場合、再資源化できず最終処分せざるを得ない場合も想定される。土砂や水分が付着した木くずを焼却処理する場合、焼却炉の発生量（カロリー）が低下し、処理基準（800℃以上）を確保するために、助燃剤や重油を投入する必要がある場合もある。
コンクリートがら	<ul style="list-style-type: none"> 分別を行い、再資源化できるように必要に応じて破碎を行う。再資源化が円滑に進むよう、コンクリートがらの強度等を物性試験や環境安全性能資源を行って安全を確認するなどの対応が考えられる。
畳	<ul style="list-style-type: none"> 破碎後、焼却施設等で処理する方法が考えられる。 畳は自然発火の原因となりやすいため、分離し、高く積み上げない。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。
被災自動車	<ul style="list-style-type: none"> 通行障害となっている被災自動車や船舶を仮置き場等へ移動させる。移動に当たっては、損壊した場合の訴訟リスク等が考えられるため、所有者の意向を確認する。
タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> チップ化することで燃料等として再資源化が可能である。火災等に注意しながら処理する。

出典：「環境省災害廃棄物対策指針, P2-45, 表 2-3-1 を編集」

9 最終処分

立川断層帯地震発生時の焼却残渣及び不燃物を合わせた最終処分発生量は、表 3-19 に示すとおり、立川断層帯地震で約9万 t と推定される。

表 3-19 最終処分発生見込量

想定災害	焼却飛灰	焼却残渣	不燃物	計
立川断層帯地震	1,850 t	5,365 t	84,581 t	91,796 t

災害廃棄物の処理・処分にあたっては、できる限り再生利用に努め、どうしても再生利用ができないものについて最終処分を行う。

処理の進捗に応じて災害廃棄物の発生量及び要処理量を適宜見直し、併せて最終処分量についても適宜見直しを行う。

10 道路上障害物・がれき等の撤去

人命救助・行方不明者捜索のため、速やかに道路上の障害物や倒壊の危険性が高い建物等の撤去を行い、撤去物を一次仮置場に移動する。道路上障害物等の撤去にあたっては、関係機関と連携するほか、既存の協定等の活用についても検討する。

(1) 発災後の対策

1) 初動期、応急対応

①道路上障害物、倒壊の危険性が高い建物等の撤去

- 関係機関と連携し、道路上障害物の撤去状況、倒壊の危険性が高い建物の所在や被害状況等に係る情報を速やかに収集し、人命救助・行方不明者の捜索に支障をきたさないよう、適切に対応する。
- 関係機関と連携し、速やかに道路上障害物等の撤去を行う。

②一次仮置場への搬出

- 道路上障害物等の撤去物の仮置き、保管場所、道路上障害物の撤去状況等について、関係機関と密に情報を共有する。
- 道路上障害物等の撤去物を一時的に仮置き、保管するための一次仮置場を速やかに確保・設置する。

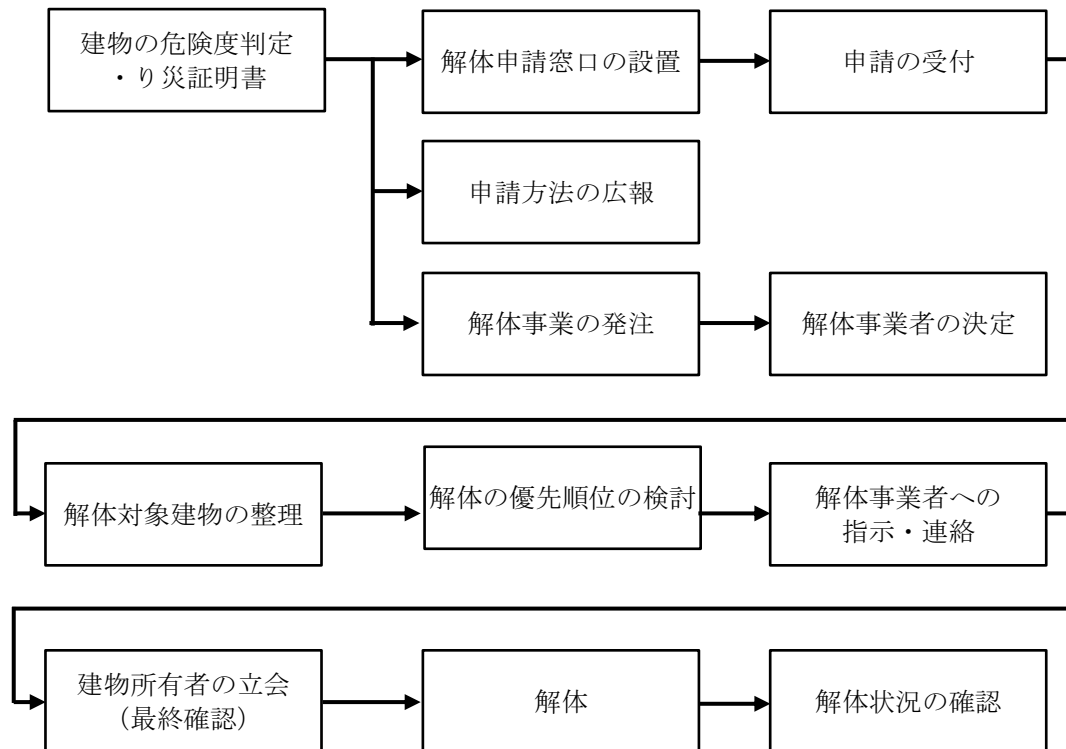
(2) 平常時の対策

- 道路上障害物等の撤去場所や撤去の優先路線等について、関係機関とあらかじめ情報共有を図るとともに、迅速な対応が図れるよう、役割分担等について協議・調整に努めるものとする。

1.1 損壊家屋等の解体・撤去

市における立川断層帯地震による全壊もしくは焼失建物棟数は「入間市地域防災計画」によると、1,050棟と推定されている。

家屋・建屋等の撤去は、図3-14の手順を基本として行うものとする。また、撤去においては、事前にアスベスト含有調査等を実施し、撤去工事によるアスベスト等の飛散を防ぐものとする。



出典：「環境省災害廃棄物対策指針，P2-31 図 2-2-4」

図 3-14 家屋・建屋等の解体手順(例)

災害対策本部等から、全壊・焼失家屋に係る情報を入手し整理する。

損壊家屋の撤去は原則として所有者が実施する。ただし、倒壊の危険性が高い建物等については、速やかに撤去を行う。また、半壊以上の損壊家屋等については、市が生活環境の保全上特に必要があると判断したうえで公費による全壊家屋の撤去や半壊家屋の撤去を実施する場合もある。

なお、災害廃棄物処理事業費補助金では、損壊家屋等の解体は原則として補助対象事業ではないが、災害の程度によっては、補助対象とされる場合がある。損壊家屋等の解体を公費対象とするかについては状況に応じた判断が必要となるため、留意が必要である。

(1) 発災後の対策

1) 初動期、応急対応

①被災情報の収集

○被災建物の災害調査、応急危険度判定結果、り災証明の調査、り災証明の発行(3週間後位)状況等について情報共有を行う。

②撤去申請窓口の設置、申請方法の広報、申請の受付

○撤去申請窓口を設置するとともに、撤去に係る申請方法を被災者に広報する。

③建屋確認・撤去対象物の整理

○建屋の確認及び撤去対象物の整理を行う。

2) 応急対応以降

①撤去優先順位の検討

○倒壊の危険性のある建物を優先的に撤去する。

○撤去対象となる建物情報、現地調査による詳細な危険度判定の結果、所有者の意思を踏まえ、撤去優先順位を検討する。

○撤去にあたっては、関係部局と調整を図り、撤去の優先順位を決定したうえで、入札等により撤去事業者を決定し、順次、撤去を進める。なお、建物の撤去については、所有者等の申請に基づき、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえて優先順位を決定する。

○がれき状態になっている建物については、所有者等の連絡承諾を得て、又は撤去予定の表示をしたうえで一定期間連絡がないものについては承諾がなくても、撤去する。

○撤去の事前調査でアスベスト等の有害物質の使用が確認された建物を撤去する場合は、大気汚染防止法や石綿障害予防規則等に基づく必要な手続きを行い、有害物質を除去した後に、適正に処分する。また、撤去では建設リサイクル法に基づく届け出を行う必要がある。

○撤去を受け付けた建物については、図面等で整理しながら、倒壊の危険度を踏まえて優先順位を検討するほか、被災エリア全体で円滑に撤去事業が進むよう重機の効率的な移動を実現できる順番等も勘案する。

○撤去対象物の所在、被害の状況、建物構造、延床面積等を踏まえ、撤去スケジュールの検討を行う。

○応急対応として、土砂・洪水等で流出した損壊建物や地震で道路へ損壊した建物の撤去は、人命救助、ライフラインの確保等の一環で、緊急に対応する。

②工事費積算、発注図書作成、査定資料作成

○環境省の基準に基づき積算を行うにあたり、これまでの実績金額及び他自治体事例を参考に適切な工事費を算定するために、項目設定や単価設定の検討を行う。

○工事費積算書、管理台帳により発注図書を作成する。なお、アスベスト調査においてアスベストの含有が確認された建物については、発注図書にその旨反映させる。

③撤去事業の発注

○撤去事業の発注にあたっては、撤去事業の進捗を管理できる体制を構築する。

○撤去事業に遅れが生じないように民間事業者団体等とも連携する。

○撤去事業を発注する際には、建設リサイクル法に基づく届け出を行った後に、撤去の優先順位を決定する。

④撤去工事、仮置場(一次・二次)への搬出

- 撤去の実施にあたっては、建物所有者の立会を原則とする。
- 石綿等の有害物質、LPガスボンベ等の危険物に配慮するとともに、建物内に残存する貴重品や思い出の品等については、撤去前に所有者の確認を取る。
- 撤去物は、分別した状態で仮置場(一次・二次)に搬入する。なお、必要に応じて解体作業を実施する場合も分別を考慮する。

⑤完了図書作成

- 撤去物件毎に現地立会(申請者、市、撤去工事請負事業者)を行い、履行状況を確認する。
- 撤去が終了した段階で撤去事業者から完了報告を受けるとともに工事完了図書を作成する。工事完了図書は補助金実績報告書として活用可能なものとする。
- 撤去工事の管理のため、管理台帳、データベースの作成、登録を行う。

(2) 平常時の対策

- 円滑に撤去事業を進めるため、所有者確認の方法や手順、撤去申請窓口の受付や運営の役割分担等についてあらかじめ調整する。
- 円滑に撤去事業を進めるため、撤去に係る様式集やフォーマットをあらかじめ用意する。
- 石綿含有建材を使用している施設について、あらかじめ所在を明らかにし、リストやマップ化について検討する。
- 発災後における損壊家屋等の撤去について、必要に応じてその他の民間団体(例えば解体工事事業者、建設業者等)との協定締結も検討する。

1 2 広域的な処理・処分

大規模災害発生に備え、県及び近隣自治体と広域処理・処分に係る連絡体制や手順について、協議を進めるとともに、情報共有や訓練を実施する。

広域処理・処分では、産業廃棄物処分場や一般廃棄物処分場を所有する県外の自治体等と事前に災害廃棄物処理に係る協定締結について検討する。

また、広域処理の支援側となることも想定し、市の廃棄物処理施設において、区域外の災害廃棄物を処理する際の手続きをあらかじめ定めるとともに、必要に応じて地域住民への説明を行う。

(1) 発災後の対策

広域的な処理・処分を実施するための支援体制の構築に係る市と県の役割は表 3-20 に示すとおりである。

表 3-20 大規模災害時の広域支援体制の構築に係る県と市の役割

県	市町村等
①災害廃棄物対策本部の設置・県内被害状況の情報収集	
<ul style="list-style-type: none"> ・発災後速やかに、災害対策本部環境対策部を設置し、県内被害状況の情報収集を行う。 ・災害対策本部と連携して県内市町村等と連絡を取り、県内全域の災害廃棄物の発生状況、道路、処理施設等の被害状況を把握する。 ・団体規模に比して災害規模が大きい等の理由で計画・マニュアル等に定めた業務の遂行が著しく遅滞又は中断するおそれがある場合等、必要に応じて職員を市町村等に派遣し、業務の遂行の確認や進行管理の支援等を行う。 ・県内で対応困難な場合は、国及び県外自治体に対して、人員・人材の派遣、収集運搬・処理資機材等の支援を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後速やかに、災害廃棄物対策のための体制を整え、災害廃棄物の発生状況、道路、処理施設等の被害状況を把握し、県災害対策本部環境対策部（本表では、以下「県」という。）等に報告する。 ・初動期に必要な災害廃棄物の現場撤去、仮置場の確保を進める。 ・人員不足の場合、県に調整・支援を要請する。 ・緊急的に必要ながれきの撤去等について、民間事業者への協力要請やボランティアの受け入れ等を行う。
②処理体制の検討	
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等との連携により、県全体として迅速かつ効率的な処理を行える体制を構築する。市町村等ごとの被災状況や災害廃棄物処理対応の可否を詳細に把握し、以下の順で検討する。 ア) 市町村等単独での処理が可能か イ) 市町村等間の広域処理による対応が可能か ウ) 県による主体処理が必要か エ) 県外自治体への支援要請が必要か 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、災害廃棄物の発生状況から、市町村等単独で災害廃棄物を処理できるかを検討し、県に報告する。 ・単独での処理が困難な場合は県に支援要請する。
③市町村等単独での処理体制の構築	
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、資機材、燃料等の確保を支援・調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人員を配置し、処理委託等の手続きを実施する。
④市町村等主体の広域処理体制の構築	
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等主体の広域処理が円滑に進むようエリアや処理体制について調整・支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の調整のもと、近隣市町村等との広域処理体制を構築する。 ・広域処理エリア内の各市町村等の役割分担を明確にし、それに必要な人員を各市町村等において配置する。エリア内の中核的な市町村等が中心的な役割を担う。また必要に応じて、県外からの経験者等の応援を受入れて体制を構築する。

県	市町村等
⑤県主体の広域処理体制の構築	
<ul style="list-style-type: none"> 市町村等自らの処理が困難であり、県への事務委託の要請があった場合は、県が主体となって災害廃棄物を処理する。 処理業務等の発注に当たって、複数市町村等のエリアを一括して発注することが効率的である場合は、関係市町村等と協議調整のうえ処理体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の業務発注に必要な情報を提供する。
⑥国・県外自治体等との広域処理体制構築	
<ul style="list-style-type: none"> 県内処理が困難な場合、国・県外自治体等へ支援要請し、県外広域処理体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の調整を受け、国・県外自治体等との広域処理体制を構築する。 県外自治体等と災害時の協力協定を締結している場合は、当該自治体等との連携を行う。

出典：「埼玉県災害廃棄物処理指針」（埼玉県 平成 29 年 3 月）

1) 初動期、応急対応

①広域的な処理・処分の実施

- 施設の被災状況や緊急的に処理が必要な廃棄物について、継続的な情報の収集に努め、広域的な処理・処分の必要性を把握する。
- 市内での処理を原則とするが、市施設や産廃施設等の被災状況によって、域内での処理対応が困難な場合は、近隣自治体や D.Waste-Net、関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組みや既存協定等に基づき、県と調整して処理支援を要請する。
- 広域的な処理・処分の実施にあたっては、発災後、国や県の策定する災害廃棄物の処理方針等も踏まえ、埼玉県と調整して進めるものとする。

2) 応急対応(後半)以降

①広域的な処理・処分の実施

- 応急対応における対応を継続する。

②支援の実施

- 関東地域ブロック、県等から広域処理に係る支援要請があった場合は、処理施設の稼働状況等から受け入れの可否、受け入れ可能量等の検討を行い、速やかに連絡する。
- 支援(処理の受託)を行う場合は、要請先の自治体と受入手続きを迅速に進め、必要に応じ受入施設の周辺住民等に対して説明を行い、住民の合意を図る。

(2) 平常時の対策

- 広域的な処理・処分の必要性を判断するための基準を平常時から検討しておく。
- 関東地域ブロック行動計画や県の災害廃棄物処理計画との調整を行う。

1.3 適正処理が困難な廃棄物(有害廃棄物を含む)の対策

(1) 初動期、応急対応

1) 有害廃棄物等を取り扱う施設の被害状況の把握

- 毒物・劇物等その他有害物を取り扱う施設や保管施設、有害廃棄物の処理・処分施設等の被災状況を把握し、周辺環境や生活環境への影響等を早急に把握する。
- 周辺環境や生活環境への影響が生じる恐れがある場合は、市民・事業者に対して早急に周知・広報を行うとともに、原則として所有者に速やかな回収を指示し、適切な処分を求める。
- 所有者不明の有害物質を含む廃棄物は、関係機関と調整のうえ処理ルートを確認する。
- 災害廃棄物の内、混合系の廃棄物には有害物質が含まれている可能性があるため、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境の確保を図るとともに安全対策を徹底する。

2) 有害廃棄物等の優先的な回収

- 仮置場に搬入する際は、その土地や周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に飛散、漏洩防止策を講じる。
- 国・県が発出する通知や事務連絡、関係団体が提供する情報等を参考に適切に対処する。
- 生活環境保全上の支障が生じる又は生じる恐れがあるような場合には、有害廃棄物等の優先的な回収を行う。特に以下に示す廃棄物は、爆発・火災等の事故や労働災害等の危険性が高いほか、周辺環境・生活環境汚染の危険性が高いことから、優先的に回収を行う。

表 3-21 に主な有害・危険物質を示す。

表 3-21 主な有害・危険物

有害廃棄物	鉱物油(ガソリン、灯油、軽油、重油等)、化学合成油(潤滑油等)
	有機溶媒(シンナー、塗料等)
	薬品類(農薬や毒物・劇物等)
	廃アスベスト(飛散性)及びアスベスト含有廃棄物
	C C A処理木材
	ヒ素含有石膏ボード
	P C B含有機器(トランス・コンデンサ等)
	ガスボンベ(L Pガス、高圧ガス等)
	フロンガス封入機器(業務用冷凍機器、空調機器等)
	アンモニアガス封入機器(業務用冷凍機器)
	消火器
	火薬、花火、猟銃の弾丸等
	感染性廃棄物

出典：「高知県災害廃棄物処理計画 ver.1 P109」(高知県 平成 26 年 9 月)

- 災害廃棄物の中には、平常時では一般廃棄物として排出されない物が多く発生し、発生源は被災した事業所等が想定される。事前にリストを作成し、被災後に流出・散乱状況等を確認し、住民の健康に影響を及ぼすおそれがないか確認する。
- P R T R、消防署への危険物に関する届出等に基づいて、危険物保管リストを作成する。
- 有害物質の保管場所等の位置を地図などで事前に整理すること。ただし、製造業

の場合、原材料が機密事項となっている場合もあるので注意すること。
 ○災害時における有害・危険性廃棄物の収集・処理方法における留意事項を参表 3-22 に示す。それぞれの留意事項を確認のうえ、適切に処理すること。

表 3-22 有害・危険性廃棄物処理の留意点

種 類	取扱の留意点
石膏ボード、スレート板などの建材	<ul style="list-style-type: none"> 石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。
石綿	<ul style="list-style-type: none"> 被災した建物等は、解体または撤去前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等または石綿含有廃棄物として適正に処分する。 廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。 仮置場で災害廃棄物中に石綿を含む恐れがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 解体・撤去及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。
P C B 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> P C B 廃棄物は、市町村の処理対象物とはせず、P C B 保管事業者に引き渡す。 P C B を使用・保管している建物の解体・撤去を行う場合や解体・撤去作業中に P C B 機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。 P C B 含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、P C B 廃棄物とみなして分別する。
感染性廃棄物 (家庭)	<ul style="list-style-type: none"> 使用済み注射器針、使い捨て注射器等の感染性廃棄物は、廃棄する際に専用の蓋付きの容器に他のものと分けて保管。有害ごみとしての収集、指定医療機関で回収する。(例：使用済み注射器針回収薬局等)。
トリクロロエチレン等	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分に関する基準を超えたトリクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。
農薬類	<ul style="list-style-type: none"> 容器の移し替え、中身の取り出しをせず、許可のある産業廃棄物業者または回収を行っている市町村以外には廃棄しない。 毒物または劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められている。 指定品目を一定以上含むものや、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区分されることがある。
高圧ガスボンベ	<ul style="list-style-type: none"> 流失ボンベは不用意に扱わず、関係団体に連絡する。 所有者が分かる場合は所有者に返還し、不明の場合は仮置場で一次保管する。
カセットボンベ・ スプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> 内部にガスが残存しているものは、メーカーの注意書きに従うなど安全な場所及び方法でガス抜き作業を行う。 完全にガスを出し切ったものは金属くずとしてリサイクルに回す。
消火器	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場で分別保管し、日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理を委託する。 特定窓口、指定取引場所の紹介⇒(株)消火器リサイクル推進センター (http://www.ferpc.jp/recycle/index.html)
塗料・ペンキ	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の場合は、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。一般廃棄物の場合は、少量なので中身を新聞紙等に取り出し固化させてから可燃ごみとして処理し、容器は金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。エアゾール容器は、穴を開けずに中身を抜いてから容器を金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。

種 類	取扱の留意点
廃電池類	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・水銀を含むボタン電池等は、容器を指定して保管し回収ルートが確立するまで管理する。 ・リチウム電池は発火の恐れがあるので取扱いに注意を要する。
廃蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・破損しないようドラム缶等で保管する。

出典：「環境省災害廃棄物対策指針 P2-45, 表 2-3-1」 を編集

危険性廃棄物処理について参考とする指針やマニュアル等を表 3-23 に示す。

表 3-23 参考とする指針やマニュアル等

<ul style="list-style-type: none"> ・「災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて」（平成 25 年 5 月、一般社団法人廃棄物資源循環学会） ・「災害廃棄物処理指針」（平成 23 年 5 月、宮城県環境生活部） ・「使用残農薬の管理と処分に関するガイドライン」（平成 25 年 2 月改訂、農薬工業会） ・「使用済み容器中の付着農薬の除去と空容器の処分に関するガイドラン」（平成 25 年 2 月改訂 農薬工業会） ・「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成 19 年 8 月、環境省） ・「廃石綿が混入した災害廃棄物について」（平成 23 年 3 月、環境省） ・「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（平成 19 年、環境省） ・「廃石膏ボードの取扱いについて」（平成 23 年 6 月、独立行政法人 国立環境研究所） ・「PCB 含有廃棄物について（第一報 改訂版）」（平成 23 年 4 月、独立行政法人 国立環境研究所） ・「津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について（一般周知用）」（平成 23 年 3 月、環境省） ・「津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について（実務担当者用）第 2 版」（平成 23 年 5 月、環境省） ・「災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについて」（平成 23 年 3 月、環境省）

出典：「高知県災害廃棄物処理計画 ver.1 P113」（高知県 平成 26 年 9 月）

3) 有害廃棄物等、その他適正処理困難物の産廃処理施設等での処理

○種類ごとに処理先が異なることから、平常時の処理ルートや過去の災害事例等を参考に適正に処理を行う。

(2) 応急対応(後半)以降

1) 有害廃棄物等の優先的な回収

○応急対応における対応を継続する。

2) 有害廃棄物等、その他適正処理困難物の産廃処理施設等での処理

○応急対応における対応を継続する。

(3) 平常時の対策

○市街地に分散している工業地もあるため、有害廃棄物の状況把握が困難になる可能性が高くなることから、P R T R 分析システムやアスベスト調査台帳等を活用しながら特別管理産業廃棄物や石綿含有廃棄物等の有害物使用施設に関する情報を収集する。

○迅速かつ適切に処理できるよう、処理ルートや処理方法に係る情報を収集・整理する。必要に応じ、処理先と平常時から協議を行い、災害時の対応について調整を行う。

1.4 思い出の品

(1) 発災後の対策

1) 初動期、応急対応

①保管場所の確保

○発災直後は回収量が大幅に増えることが想定されるため、救助活動や応急対策に支障のない範囲で保管場所を確保する。

②思い出の品・貴重品の回収

○災害廃棄物中に、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ等の貴重品・思い出の品を確認した場合は、可能な限り持ち主に返却する措置を取る。その際、個人情報が含まれていることに留意し、保管・管理に慎重を期す。

③思い出の品の洗浄・保管・管理、貴重品の警察への届出

○所有者が不明な貴重品(株券、金券、商品券、古銭、貴金属等)については、速やかに警察に届ける。
○保管にあたっては、廃棄物と混合しないような措置を行い、保護・保全に努める。

④住民への周知・広報・返却

○住民からの問い合わせが想定されるため、思い出の品に係る情報について広報やホームページ等で広く市民に周知する。

2) 応急対応(後半)以降

①思い出の品・貴重品の回収

○応急対応における対応を継続する。

②思い出の品の洗浄・保管・管理、貴重品の警察への届出

○時間の経過とともに、写真等の傷みやカビ等の発生が考えられるため、清潔な保管を心掛ける。

③住民への周知・広報・返却

○一定期間を経過した品等を処分する際は、処分前に広報誌やホームページ等で住民等に対して十分に周知したうえで実施する。

(2) 平常時の対策

○思い出の品の保管場所や管理方法等について、平常時から検討を行う。

1.5 生活ごみ・避難所ごみ

避難所等の環境衛生保全のため、避難所担当部署と連携を図り、収集は被災後3日以内を目途に開始する。避難所ごみは分別を行ったうえで収集を行う。

被災状況によっては、平常時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため必要に応じて協定等に基づく支援要請を行い、支援車両等による収集を行う。

なお、医療系等の有害・危険廃棄物については、取扱いに注意し密閉保管するように周知する必要がある。

生活ごみ・避難所ごみ発生量は表3-24に示すとおりである。

表3-24 生活ごみ・避難所ごみ発生量

	通常の家から排出されるごみ		避難所から排出されるごみ		発生量
	対象人数 (避難者以外(人))	発生量 (kg/日)	対象人数 (避難者数(人))	発生量 (kg/日)	合計 (kg/日)
立川断層帯地震	143,363	116,984	4,623	3,772	120,756

※令和元年10月1日現在の総人口147,986人、家庭系ごみ発生原単位816g/人・日をもとに算出

(1) 発災後の対策

1) 初動期、応急対応

①住民への周知・広報(分別区分、排出方法等)

- 生活環境の保全、公衆衛生の確保を最優先とし、ごみの種類に応じて収集や処理の優先順位をつける。
- 発災直後から生活ごみ・避難所ごみは発生するため、生活ごみ・避難所ごみの排出方法等の情報は早急に周知する。不適正排出や、道路・公園等への不法投棄等を未然に防止するため、広報及び仮置場を中心としたパトロールを行う。
- 避難所ごみは避難所に届けられる支援物資等の使用・消費により発生するため、普段の生活ごみとは組成が異なる。特に、衣類・段ボール・容器包装プラスチック等が大量に発生することを踏まえ、分別区分や収集頻度等を設定する。

②収集運搬体制の構築、収集運搬の実施

- 生活ごみ・避難所ごみの搬入先は総合クリーンセンターとし、災害廃棄物用仮置場では原則受け入れない。
- 保管期間が長期化すると、悪臭・害虫の発生が想定されるため、既存協定等に基づき、収集運搬車両と人員支援、処理支援に係る要請を行う。
- 生活ごみ・避難所ごみを一時的に保管する際は、悪臭・害虫等が発生しないよう、必要に応じて専門機関等に相談のうえ消臭剤・脱臭剤・駆除剤等を散布する。
- 市の収集運搬体制では対応できないと想定される場合は、既存協定等に基づき、収集運搬車両と人員支援、処理支援に係る要請を行う。
- 市が所有する車両及び委託業者や許可業者の車両の被災状況を確認し、速やかな収集運搬体制を確立する。
- 通行障害が生じないように、収集時間や優先して収集すべき品目等を検討し、効率的に収集運搬を実施する。
- 市施設や施設へのアクセス道路の被災等により、市施設での処理が困難な場合、生活ごみ・避難所ごみを一時的に保管するための仮置場を設置する、状況に応じて早朝・夜間収集等の対応を行う。

2) 応急対応(後半)以降

①住民への周知・広報

○収集運搬体制の変更に伴い、変更内容を周知する。

②収集運搬体制の構築、収集運搬の実施

○平常時の収集運搬体制に段階的に移行していくことを念頭に置き、生活ごみ・避難所ごみの収集、処理先等への運搬を実施する。

○避難所の閉鎖状況や各地区の居住者数等の情報を収集し、収集体制、収集ルート等の検討を行う。

(2) 平常時の対策

○収集運搬に関する支援が想定される協定の締結先と災害時における対応を協議する。

○避難所ごみは普段の生活ごみとは組成が異なることを考慮し、あらかじめ分別区分や収集頻度等について検討しておく。

○避難所におけるごみの排出ルール等については、避難所運営に携わる関係者とあらかじめ協議・設置しておく。

16 し尿処理

災害時には断水、下水道施設の損傷等により、トイレが使用できなくなることが想定される。上下水道の被災情報や避難者数を把握の上、仮設トイレを配置し、あわせて計画的な収集体制を整備する。

(1) 必要資機材等

し尿等の発生量及び仮設トイレ必要設置基数の予測を表 3-25 に示す。

また、仮設トイレ設置箇所数から推計される収集運搬車両の必要台数を表 3-27 に示す。収集運搬車両や処理施設の被災状況によっては対応が困難になるため、必要に応じて支援要請を行い、他市町村での処理を委託する。

また、被災状況によっては、避難所外避難者や自宅トイレの使用ができない住民が、仮設トイレを使用することも想定されるため、仮設トイレ利用者は増加することが想定される。

仮設トイレの配備数の決定にあたっては、指定避難所に設置されている男女別トイレの数、多目的トイレの有無等を把握し、収容可能人数等の諸条件を考慮して定める。

仮設トイレは避難所外避難者や高齢者、障害者、女性に配慮したものとし、夜間での使用を考慮するほか、安全性、防犯性、プライバシーが確保できる構造・配置とする。

仮設トイレの配備については、被災後 3 日以内を目途に着手し、避難者数に応じた数を確保する。避難所等における清潔なトイレの維持は、被災者の健康維持と感染症予防のためにも重要であることから、避難担当部署と連携し、管理する。

表 3-25 し尿発生量及び仮設トイレ必要設置基数の予測（立川断層帯地震）

	避難者数 (人)	非水洗化人口 (人)	し尿発生量 (ℓ/日)	仮設トイレ必要人数 (人)	仮設トイレ数 (基)
入間市	4,623	21,322	42,235	26,373	527

※1 全ての避難所のトイレが使用できないと仮定

※2 断水による仮設トイレ必要人数 = {水洗化人口 - 避難者数} × (水洗化人口 / 総人口) × 断水率 × 1/2

※3 し尿発生量 = (仮設トイレ必要人数 + 非水洗化区域し尿収集人口) × 発生量 1.7ℓ/人

※4 仮設トイレ基数 = 50 人に 1 基 (400L 槽) とした。

表 3-26 し尿収集運搬車両必要台数（立川断層帯地震）

仮設トイレ設置場所数（箇所）	バキューム車必要台数
	3.6 kℓ車（4 箇所/台）
527	11

※バキューム車必要台数 = 仮設トイレ設置基数 (基) ÷ バキューム車 1 日あたりの仮設トイレ回収基数 ÷ 仮設トイレの収集頻度 (3 日/基)

※バキューム車 1 日あたりの仮設トイレ回収基数 = 16 基 (バキューム車 1 台あたりの仮設トイレ収集基数 (4 基/台) × バキューム車 1 日あたりの回収頻度 (4 往復/日・台))

また、仮設トイレの備蓄場所、使用方法等を防災訓練、広報などで住民へ周知しておくものとする。

(2) し尿の収集運搬、処理

し尿の収集運搬について、被災後の迅速な対応のため、避難所や下水道・生活排水関係部署、県、し尿収集運搬業者、仮設トイレ保有事業者等と情報共有と連携を図る。

平常時においては、災害時の通信手段、支援内容等を確認し、応援協定の締結を図る。

市のし尿の収集運搬、処理に係る協定は表 3-27 のとおりである。

表 3-27 仮設トイレのレンタル、し尿の収集運搬、処理に関する応援協定締結団体

協定名	団体名	締結年月日	応援協定内容(概要)
大規模災害時におけるし尿処理に関する協定	人間環境衛生協同組合	平成 28 年 2 月 24 日	・し尿汲取車の手配 ・避難場所等への仮設トイレの手配

近隣自治体も同時に被災した場合、支援も受けられない可能性が高く、広域下水道処理施設が被災し、水洗トイレが使用できないことも想定されることから、以下の対策を行う。

- ・市内レンタル業者に対し、保有の仮設トイレの優先的利用の協定締結に努める。
- ・災害時利用可能トイレ・収集運搬車両の備蓄・整備に努める。
- ・し尿処理施設の補強や耐震化、浸水対策等を図る。
- ・し尿処理施設、下水道処理施設被災の際の対策を検討する。
- ・一般家庭に対し、簡易トイレの備蓄、普及啓発を呼びかける。

(3) 発災後の対策

1) 初動期、応急対応

① 排便袋の回収体制の構築

- 仮設トイレ等が設置されるまでの一定期間は排便袋の排出が想定されるため避難所等における排便袋の排出場所・排出方法等を設定する。
- 避難所等における生活環境・公衆衛生を確保するため、排便袋の保管方法や回収頻度を設定し、定期的に収集運搬できる体制を構築する。
- 市が所有する車両及び委託業者や許可業者の車両の被災状況を確認し、速やかに収集運搬体制を確立する。
- 市の収集運搬体制では対応できないと想定される場合は、既存協定等に基づき、収集運搬車両と人員支援に係る要請を行う。

② 使用済み排便袋の回収、収集運搬、処理(焼却)

- 避難所等で排便袋を集めておくためのフレコンバッグ等を手配する。また、臭気の拡散等を防止する。
- 排便袋はパッカー車で収集できないため、平ボディ車やダンプの手配を検討する。(例：避難所等で発生する排便袋等)
- 排便袋には水分が多く含まれるため、炉内温度の低下を考慮し、必要に応じて、安定的に焼却するため助燃剤等の投入について検討する。

③ 仮設トイレの設置・管理

- 備蓄数だけでは不足する場合、既存協定等を活用し、仮設トイレ等を確保する。
- 避難所等にあらかじめ備蓄している仮設トイレ等を早急に設置する。
- 設置した仮設トイレを衛生的に管理するために、避難所運営に係る関係者と連携し、消臭剤・脱臭剤の確保・設置、その他備品・消耗品(手指用消毒液、ウェットティッシュ、トイレットペーパー)の確保、定期的な清掃等を実施する。
- 設置数を記録し、備蓄数と比較して支援要請の必要性を逐一把握する。
- 仮設トイレの使用法、維持管理方法等について住民へ継続的な指導を行う。

④し尿収集運搬体制の構築、収集運搬、処理の実施

- 市が所有する車両及び委託業者や許可業者の車両の被災状況を確認し、速やかに収集運搬体制を確立する。
- 市の収集運搬体制では対応できないと想定される場合は、既存協定等に基づき、収集運搬車両と人員支援に係る要請を行う。
- 浄化槽世帯の汲み取り頻度や量を減らし、避難所の収集を優先化する等適宜調整を行う。

⑤し尿処理施設、下水道施設等の被災状況の確認

- マンホールトイレの利用にあたっては、下水道施設等の被災状況を踏まえる必要があることから、関係機関と密に情報共有を図る。
- し尿処理施設が被災し、復旧に時間を要する場合は、支援要請のほか、下水道施設へのし尿の直接投入について関係機関と協議・調整を図る。
- し尿処理施設が被災し、復旧に時間を要する場合は、既存協定等に基づき、し尿処理に係る支援要請を行う。

2) 応急対応(後半)以降

①仮設トイレの設置・管理

- 応急対応における対応を継続する。

②し尿収集運搬体制の構築、収集運搬、処理の実施

- 避難所が閉鎖されることから、平時のし尿収集運搬体制に移行する。

③仮設トイレの撤去

- 避難所の閉鎖と合わせて、設置した仮設トイレを撤去する。

(4) 平常時の対策

- 収集運搬に関する支援が想定される協定の締結先と災害時における対応を協議する。
- 断水や公共下水道の被災等により、水洗トイレが使用できなくなることが想定されることから、災害用トイレのそれぞれの特徴を踏まえ、関係機関と協議・調整しながら必要なトイレを整備・配備する
- 市内の収集運搬車両の台数、委託・直営の区分、委託先等の情報を整理しておく。
- 避難所における仮設トイレ等の使用・管理ルール等については、避難所運営に携わる関係者とあらかじめ協議・設置しておく。
- 発災後、早急に仮設トイレ等を設置し衛生的に管理できるよう、仮設トイレ等の設置手順、使用方法、管理方法等をまとめてマニュアル等を作成する。
- し尿処理施設の入間西部衛生組合清掃センターを当市と共に所管する日高市とし尿処理について連携する。

第3節 住民への広報・啓発

1 広報

広報手段は表 3-28、広報する内容は表 3-29 のとおりとする。

発災時は、通信の不通等が想定されるため、災害廃棄物処理等に関する情報を多くの対象者に確実に周知できるよう、複数の方法で情報の伝達を行う。

また、速やかな情報公開、過不足をなくするため、情報公開の雛形を検討する。

表 3-28 広報手段(例)

対象者	広報手段
一般住民、被災者等	防災行政無線、広報車、自治会組織回覧・掲示板、避難所掲示板、広報紙、チラシ、市ホームページ、市公式 SNS、茶の都メール、報道機関等
各関係機関	防災行政無線、電話、FAX 等
報道機関	電話、FAX、文書、会見等
庁内各課・出先機関等	庁内放送、電話、電子メール等

表 3-29 広報内容(例)

時系列	広報手段
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報入手手段 ・ 災害廃棄物処理計画(本計画) ・ 災害廃棄物発生量、処理処分方針の周知 ・ 災害廃棄物に関する事例の紹介 等
発災後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設トイレ場所、緊急仮置場場所 ・ 仮置場の場所、仮置場搬入ルール、思い出の品の保管状況 ・ 便乗ごみ、不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止 ・ 危険物・有害物質への対応、衛生確保に関する情報 ・ 災害廃棄物に対する問合せ先 ・ 災害廃棄物処理進捗状況 等

(1) 災害時応急対応

- 発災直後は、緊急情報(仮設トイレ、危険物・有害物の取扱い、生活系ごみ・災害ごみの排出方法等)に限って発信する。
- 避難所の場所とともに仮設トイレ設置場所、発災直後のごみ出しルールを避難者や住民に周知する。
- 緊急仮置場、一次仮置場等の場所を選定し、仮置場への搬入ルールとともに仮置場位置を住民、ボランティア、関係機関等に連絡する。
- 危険物・有害物の漏洩などが判明した場合は速やかに周辺地域住民、関係機関に立ち入り禁止区域等を周知する。
- 災害廃棄物の収集が本格化し始めたら、より具体的な情報を提供していく。

(2) 応急対応以降

- 「災害廃棄物処理実行計画」に基づき災害廃棄物処理のスケジュール、二次仮置場運営状況等の情報を提供し、災害廃棄物処理への理解を広げる。
- 損壊家屋への対応方針、補助の申込方法等住民生活の復旧・復興に必要な情報を提供する。

2 相談窓口の設置

住民からの相談・苦情へ対応するため、専用の住民窓口を設置し、一元的に対応する。

住民からの相談・苦情の内容については、庁内での情報の共有化を図るため、対応を行った担当者が記録・整理し、集約を行う。

災害廃棄物の排出方法や注意事項等の内容を記載したチラシを窓口に着用しておく。

家屋解体の申込等については、申込書類が複雑であること、申込者の殺到が予測されることから、対応時は専用窓口を設け、十分な人員を配置する。

第4節 災害廃棄物処理実行計画

災害の初動対応終了後、実際に発生した災害の被害状況、災害廃棄物量等に応じ、災害廃棄物の処理方法・処理体制等を定めるため、「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

策定にあたっては、国や県の処理方針や処理計画に準拠して行うものとする。

- 復旧の進捗に伴い発災直後では把握できなかった被害の様相や災害廃棄物処理の課題に対応し処理の進捗にあわせて、実行計画の見直しを行う。
- 災害廃棄物の処理方法や処理費用について検証を行い、必要に応じて見直しする。
- 処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員、資機材(重機や収集運搬車両、薬剤等)の確保状況を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行う。
- 処理の進捗や災害廃棄物の性状の変化などに応じ、処理フローの見直しを行う。

災害に伴うごみ処理等について

◎日常の家庭ごみの収集は、○月○日から再開予定です。
(可燃ごみのみ)

- ・道路の状況等によっては、収集できない場合があります。
- ・収集可能である場合、道路の状況等により収集ルートが変更となる場合があります。家庭ごみは収集当日の朝8時30分までに集積所に出してください。
- ・収集日程は、「令和○○年度 入間市の家庭ごみの分け方・出し方」または、「入間市ごみ分別アプリ」どおりです。

※資源ごみと不燃ごみの収集は当面の間、停止します。ご協力をよろしくお願ひします。

◎災害廃棄物（片付けごみ）の処分は、仮置場への搬入にご協力をお願いします。

【対象】「ご家庭」の「被災して」、「破損した」廃棄物のみが対象です。

対象外のごみを持ち込むことは絶対に止めてください。

- ・詳細は、チラシ【仮置場での災害廃棄物の受け入れについて】をご確認ください。
- ・不法投棄、野焼きは法律で禁止されております。

【注意】このお知らせは当面の暫定的な内容であり、今後変更される場合があります。あらかじめご了承ください

問い合わせ：入間市総合クリーンセンター 電話 04-2934-5546

災害に伴うごみ処理等について

◎日常の家庭ごみは、通常どおり収集予定です。

(可燃ごみのみ)

- ・道路の状況等によっては、収集できない場合があります。
- ・収集可能である場合、道路の状況等により収集ルートが変更となる場合があります。家庭ごみは収集当日の朝8時30分までに集積所に出してください。
- ・収集日程は、「令和〇〇年度 入間市の家庭ごみの分け方・出し方」または、「入間市ごみ分別アプリ」どおりです。

※資源ごみと不燃ごみの収集は当面の間、停止します。ご協力をよろしくお願ひします。

◎災害廃棄物（片付けごみ）の処分は、仮置場への搬入にご協力をお願いします。

【対象】「ご家庭」の「被災して」、「破損した」廃棄物のみが対象です。

対象外のごみを持ち込むことは絶対に止めてください。

- ・詳細は、チラシ【仮置場での災害廃棄物の受け入れについて】をご確認下さい。
- ・不法投棄、野焼きは法律で禁止されております。

【注意】このお知らせは当面の暫定的な内容であり、今後変更される場合があります。あらかじめご了承ください

問い合わせ：入間市総合クリーンセンター 電話 04-2934-5546

(文案2-1)アプリ・HP掲載分

①タイトル 災害に伴うごみ処理等について

【注意】このお知らせは当面の暫定的な内容であり、今後変更される場合があります。

あらかじめご了承ください。

◎日常の家庭ごみの収集は、○月○日から再開予定です。（可燃ごみのみ）

- ・道路の状況等によっては収集できない場合があります。
- ・収集可能である場合、道路の状況等により収集ルートが変わることがあります。家庭ごみは収集当日の朝8時30分までに集積所に出してください。
- ・収集日程は、このアプリまたは「令和〇〇年度 入間市の家庭ごみの分け方・出し方」どおりです。

※資源ごみと不燃ごみの収集は当面の間、停止します。ご協力をよろしくお願いします。

◎災害廃棄物（片付けごみ）の処分は、仮置場への搬入にご協力をお願いします。

【対象】「ご家庭」の「被災して」、「破損した」廃棄物のみが対象です。

対象外のごみを持ち込むことは絶対に止めてください。

- ・詳細は、チラシ「仮置場での災害廃棄物の受け入れについて」をご確認下さい。
- ・不法投棄、野焼きは法律で禁止されております。

チラシ「仮置場での災害廃棄物（片付けごみ）の受け入れについて」（PDF）

(文案 2-2) アプリ・HP 掲載分

① タイトル 災害に伴うごみ処理等について

【注意】 このお知らせは当面の暫定的な内容であり、今後変更される場合があります。

あらかじめご了承ください。

◎ 日常の家庭ごみは、通常どおり収集予定です。（可燃ごみのみ）

- ・ 道路の状況等によっては収集できない場合があります。
 - ・ 収集可能である場合、道路の状況等により収集ルートが変わることがあります。
- 家庭ごみは収集当日の朝 8 時 30 分までに集積所に出してください。
- ・ 収集日程は、このアプリまたは「令和〇〇年度 入間市の家庭ごみの分け方・出し方」どおりです。

※資源ごみと不燃ごみの収集は当面の間、停止します。ご協力をよろしくお願いします。

◎ 災害廃棄物（片付けごみ）の処分は、仮置場への搬入にご協力をお願いします。

【対象】 「ご家庭」の「被災して」、「破損した」廃棄物のみが対象です。

対象外のごみを持ち込むことは絶対に止めてください。

- ・ 詳細は、チラシ「仮置場での災害廃棄物の受け入れについて」をご確認下さい。
- ・ 不法投棄、野焼きは法律で禁止されております。

チラシ「仮置場での災害廃棄物（片付けごみ）の受け入れについて」（PDF）

仮置場での災害廃棄物（片付けごみ）の受け入れについて

※ 注意点 ※

1. 家庭内から出た、被災・破損した廃棄物のみが対象です。
 - ・ 事業所の廃棄物は、事業者の責任において適切に処理を行って下さい
2. 分別を必ず行ってください。
 - ・ 仮置場の廃棄物は、処分際にはできるだけリサイクルします。皆様のご協力をお願いします。
3. 受け入れるごみは裏面を参照ください。
 - ・ 日常の生活ごみは、ごみリーフレットに従ってきちんと分別し、集積所に排出してください。

◎仮置場の場所：中央公園（入間市扇町屋1250-1）

◎搬入時間：毎週月曜日～金曜日 午前9時～16時（祝日を除く）



※この受け入れは暫定的な搬入方法であり、今後変更する可能性があります。

受け入れる廃棄物

品 目	主 な も の	注 意 事 項
① 可燃系混合物	衣類、靴、紙類、書籍等	生ごみは受け入れ不可
	木製家具類、ふすま、障子、木製天井等	
② 不燃系混合物	ガラス、ビン、陶器、水槽、プラスチック類、屋根瓦、タイル類、植木鉢等	ライター類は受け入れ不可
	洗面台、姿見（鏡）、ガラステーブル等	
③ コンクリート系混合物	コンクリートブロック・塀、家屋の基礎	瓦類を混ぜないこと
④ 植木、草木、土砂	家庭内の植木など草木類、倒木、流入した土砂、壁土	大きな木などは〇〇m以内の長さに裁断すること
⑤ 金属系混合物	鍋・釜・小型家電品（炊飯器、オーディオ等）	スプレー缶は受け入れ不可
	自転車、スチール製の棚・机・椅子、給湯器、ガスコンロ、TVアンテナ、ミシン等	
⑥ 家電4品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機	冷蔵庫の中は空にすること
⑦ パソコン		
⑧ 布団、畳、カーペット	布団、畳、カーペット、スプリングマットレス等	

受け入れできない廃棄物

品 目	主 な も の	注 意 事 項
有害物など（スレート材）	屋根や壁などに使用するスレート材、家屋解体で発生するスレート材	専門の事業者で処理 ※詳細は入間市総合クリーンセンターへお問い合わせください。
危険物（消火器など）	消火器、ガスボンベ、スプレー缶、ライター類、漂流物	
危険物（灯油など）	灯油・ガソリンタンク、油吸着マットなど	
危険物（その他）	ペンキ・シンナー類、殺虫剤・農薬・薬品類、太陽光パネル	

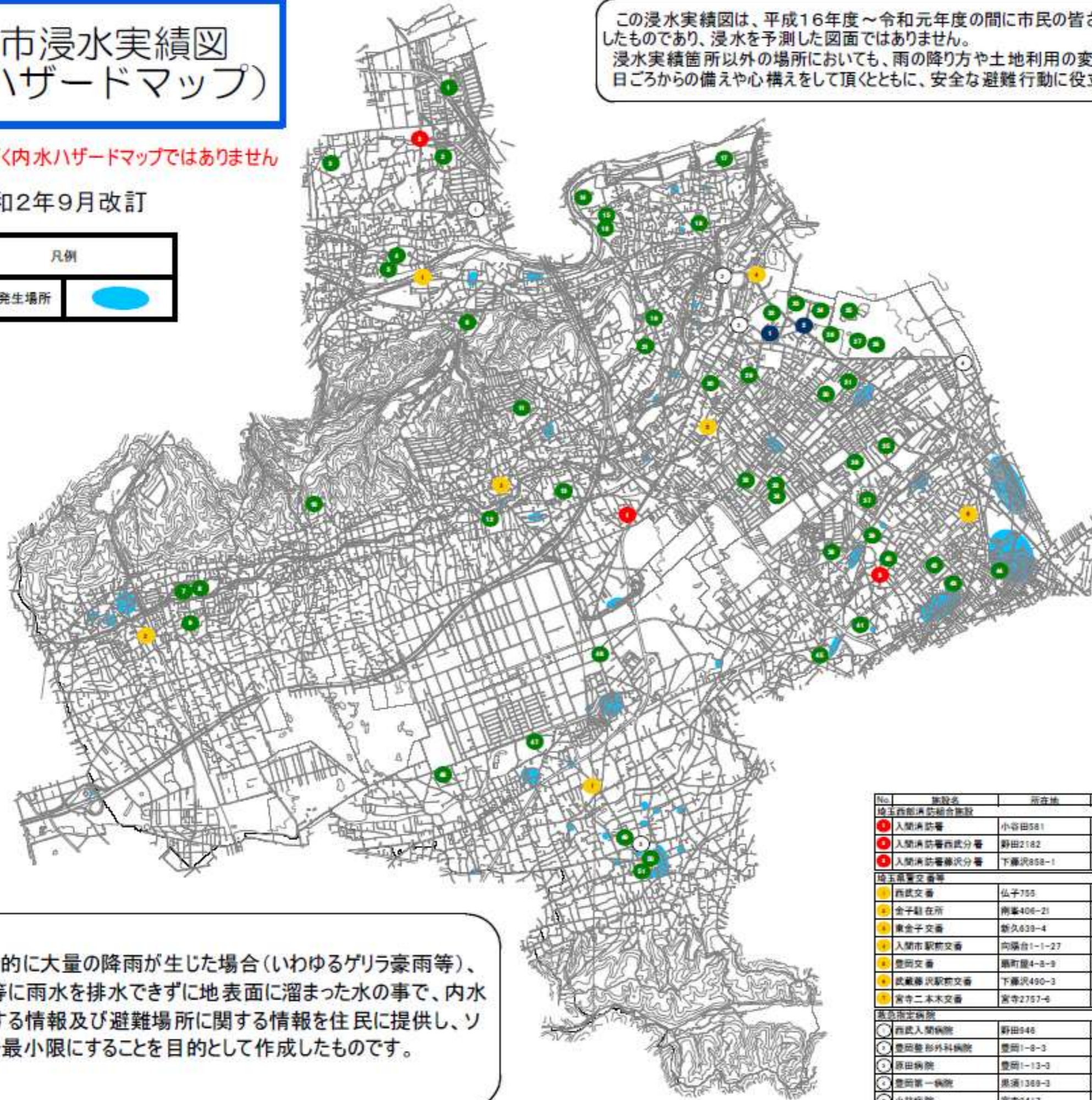
問い合わせ：入間市総合クリーンセンター 電話 04-2934-5546

入間市浸水実績図 (内水ハザードマップ)

※水防法に基づく内水ハザードマップではありません

令和2年9月改訂

凡例	
内水被害発生場所	



この浸水実績図は、平成16年度～令和元年度の間に市民の皆さまから市に連絡のあった浸水情報に基づき表示したものであり、浸水を予測した図面ではありません。
浸水実績箇所以外の場所においても、雨の降り方や土地利用の変化により浸水するケースが考えられます。
日ごろからの備えや心構えをして頂くとともに、安全な避難行動に役立てて頂きたいと思ひます。

内水とは、一時的に大量の降雨が生じた場合(いわゆるゲリラ豪雨等)、公共排水施設等に雨水を排水できずに地表面に溜まった水の事で、内水による浸水に関する情報及び避難場所に関する情報を住民に提供し、ソフト面から被害を最小限にすることを目的として作成したものです。

No.	施設名	所在地	電話番号
1	入間市役所	豊岡1-16-1	04-2964-1111
2	防災センター	向陽台1-1-9	04-2965-2529
新緑市			
3	新光中央公園	新光303-2	
4	西武地区体育館	野田1034-57	04-2932-2004
5	野田中学校	野田1741	04-2932-7301
6	西武小学校	野田512	04-2932-0454
7	西武公民館	野田496	04-2932-0033
8	西武中学校	仏子900-1	04-2932-2101
9	金子中学校	西三ツ木187	04-2936-0131
10	金子小学校	西三ツ木150	04-2936-0211
11	金子公民館	寺竹535番地1	04-2936-1171
12	農村環境改善センター	下谷ヶ貫915-3	04-2936-0900
13	東金子小学校	小谷田1524	04-2964-3742
14	新久小学校	新久500	04-2936-0114
15	東金子中学校	小谷田451-1	04-2962-7118
16	黒須中学校	黒山3-13-17	04-2963-7501
17	武道館	黒山3-10-20	04-2963-5551
18	黒須地区体育館	黒山3-10-20	04-2963-8423
19	黒須小学校	春日町2-14-50	04-2964-4451
20	黒須公民館	黒須2-3-13	04-2962-7511
21	美倉公民館	美倉4-6-20	04-2964-4628
22	黒町屋公民館	黒町屋1-3-34	04-2962-4495
23	美倉小学校	美倉4-14-7	04-2964-5288
24	豊岡東校	豊岡1-15-1	04-2962-5218
25	豊岡小学校	向陽台1-1-14	04-2964-5286
26	入間向陽東校	向陽台1-1-1	04-2964-3805
27	彩の森入間公園	向陽台2	04-2960-1684
28	豊岡中学校	向陽台2-1-20	04-2962-5274
29	東町中学校	向陽台2-1-22	04-2963-2631
30	東町小学校	向陽台2-1009-3	04-2964-2220
31	市民会館	豊岡3-10-10	04-2964-2411
32	富士見公園	東町1-16	
33	東町公民館	東町3-1-35	04-2963-7503
34	黒小学校	久保稲荷4-1195-2	04-2962-9005
35	久保稲荷公民館	久保稲荷3-9-3	04-2963-8448
36	向原中学校	久保稲荷3-34-1	04-2963-2131
37	藤沢北小学校	東町7-1-19	04-2963-1601
38	藤沢中学校	下藤沢1260-1	04-2962-7214
39	藤沢小学校	上藤沢384	04-2962-5252
40	藤の台公民館	上藤沢406-31	04-2964-7353
41	藤沢地区体育館	下藤沢368-1	04-2964-4242
42	藤沢公民館	下藤沢846-1	04-2962-8475
43	藤沢南小学校	上藤沢52	04-2962-1921
44	藤沢中央公園	下藤沢773-1	
45	藤沢東小学校	東藤沢7-9-1	04-2962-8201
46	東藤沢公民館	東藤沢3-19-19	04-2962-8922
47	上藤沢中学校	上藤沢146-2	04-2963-2677
48	武蔵中学校	宮寺3193	04-2934-2234
49	狭山小学校	二本木85-1	04-2934-2077
50	二本木公民館	二本木256-1	04-2934-2872
51	宮寺公民館	宮寺2405-1	04-2934-4468
52	宮寺地区体育館	宮寺587	04-2934-1585
53	宮寺小学校	宮寺594-1	04-2934-2014
埼玉西武鉄道			
54	西武入間病院	野田946	04-2932-1123
55	豊岡整形外科病院	豊岡1-8-3	04-2962-8296
56	原田病院	豊岡1-13-3	04-2962-1251
57	豊岡第一病院	黒須1369-3	04-2964-6311
58	小林病院	宮寺2417	04-2934-5121
埼玉西武バス			
59	西武バス	仏子755	04-2932-0243
60	金子駐在所	南釜406-21	04-2936-1433
61	東金子文庫	新久639-4	04-2936-3291
62	入間市駅前文庫	向陽台1-1-27	04-2965-1000
63	豊岡文庫	黒町屋4-8-9	04-2962-1424
64	武蔵藤沢駅前文庫	下藤沢490-3	04-2962-5604
65	宮寺二本木文庫	宮寺2757-6	04-2934-1101

資料 1

1 災害廃棄物処理計画の策定経緯

年 月	項 目	内 容
令和元年11月20日	令和元年度 第1回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市災害廃棄物処理計画」の策定について（諮問）
令和2年1月31日	令和元年度 第2回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市災害廃棄物処理計画」の策定について
令和2年4月	令和2年度 第1回 入間市廃棄物等推進審議会（書面会議）	「入間市災害廃棄物処理計画」の策定について
令和2年7月6日	令和2年度 第2回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市災害廃棄物処理計画」の策定について
令和2年8月21日	令和2年度 第3回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市災害廃棄物処理計画」の策定について
令和2年9月28日	令和2年度 第4回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市災害廃棄物処理計画」の策定について
令和2年10月29日	令和2年度 第5回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市災害廃棄物処理計画」の策定について
令和2年11月26日	令和2年度 第6回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市災害廃棄物処理計画」の策定について
令和2年12月23日 ～令和3年1月22日	市民意見徴収	意見書提出 0通 提案された意見 0件
令和3年3月1日	令和2年度 第7回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市災害廃棄物処理計画」の最終確認について 「入間市災害廃棄物処理計画」の答申について
令和3年3月19日	「入間市災害廃棄物処理計画」についての答申	

資料 2

2 入間市廃棄物減量等推進審議会名簿

平成30年10月1日～令和2年9月30日

番号	職名	氏名	区分
1	会長	小林 昌幸	知識経験者
2	副会長	奥山 重信	知識経験者
3	委員	小野 吉雄	工業会
4		劔持 和夫	公募
5		三枝 孝子	知識経験者
6		篠塚 玲子	知識経験者
7		多田 ひとみ	知識経験者
8		手島 吉紀	公募
9		永井 健一	商工会
10		沼井 里恵	知識経験者
11		三木 敏正	連合区長会
12		向野 康宏	知識経験者
13		森谷 秀一	公募
14		山本 有男	知識経験者

令和2年10月1日～令和4年9月30日

番号	職名	氏名	区分
1	会長	小林 昌幸	知識経験者
2	副会長	奥山 重信	知識経験者
3	委員	相葉 学	公募
4		小野 吉雄	工業会
5		木村 哲弘	公募
6		篠塚 玲子	知識経験者
7		多田 ひとみ	知識経験者
8		手島 吉紀	知識経験者
9		永井 健一	商工会
10		沼井 里恵	知識経験者
11		三木 敏正	連合区長会
12		向野 康宏	知識経験者
13		森谷 秀一	知識経験者
14		山本 有男	知識経験者
15		渡辺 剛	公募

資料 3

入 夕 発 第 5 3 号

令和元年 1 1 月 2 0 日

入間市廃棄物減量等推進審議会

会 長 小 林 昌 幸 様

入間市長 田 中 龍 夫

入間市災害廃棄物処理計画(案)の策定について (諮問)

入間市廃棄物減量等推進審議会条例 (昭和 49 年条例第 51 号) 第 2 条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

入間市災害廃棄物処理計画(案)の策定について

2 諮問の趣旨

(1) 計画策定の背景及び必要性

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、これまでの災害をはるかに超えた災害が広範囲に発生しました。

これを受けて、国では、東日本大震災をはじめ、近年全国各地で発生した大雨、台風等の被害への対応から得た知見を踏まえたうえで、平成 26 年 3 月、「災害廃棄物対策指針」(環境省)を策定し、平成 30 年 3 月に改訂しました。

また、埼玉県においても、県内市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の指針となる「埼玉県災害廃棄物処理指針」を平成 29 年 3 月に策定しています。

「入間市災害廃棄物処理計画」は、これらの背景を踏まえ、「入間市地域防災計画」と整合を図りながら、大規模災害発生時における市民の健康への配慮、衛生や

環境面での安全・安心の確保を図るため、現実的かつ確実な災害廃棄物対策を進めることを目的に、「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づき策定するものです。

(2) 計画の概要

災害廃棄物の処理を総合的に推進するための基本的事項を定めるもので、主な内容は次の通りです。

- ・ 想定される災害及び災害廃棄物の発生量
- ・ 災害廃棄物等の収集運搬及び仮置場の設置・処理方法
- ・ 市民等への普及啓発・広報等

(3) 諮問する理由

計画(案)策定に際し、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理及び生活環境の早期改善のため、実効性が高く充実した計画となるように、貴審議会の意見を求めるものです。

資料 4

入 廃 審 発 第 8 号

令和3年3月19日

入間市長 杉 島 理一郎 様

入間市廃棄物減量等推進審議会

会 長 小 林 昌 幸

入間市災害廃棄物処理計画（案）の策定について（答申）

令和元年11月20日付け入ク発第53号で諮問のありました入間市災害廃棄物処理計画（案）の策定について、当審議会において慎重に審議を行った結果、別添の入間市災害廃棄物処理計画（案）をもって答申します。

つきましては、本答申に基づいて平常時の体制整備と災害発生時の災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理が進められることを望みます。